# 旧明村役場庁舎保存活用計画



# 平成28年3月

津市教育委員会

○ 本書表紙の印影は旧明村役場で実際に使用されていた印鑑(原寸)。「明」は旧字体。

- 1. これは、旧明村役場庁舎の保存活用計画である。
- 2.本計画は、文化庁及び三重県教育委員会社会教育・文化財保護課(以下、「三重県教育委員会」という。)の指導・協力のもと、津市の設置する旧明村役場庁舎保存活用計画策定検 討会議で平成27年度に検討して策定した。
  - □旧明村役場庁舎保存活用計画策定検討会議委員(敬称略)
    - 津村善博 津市文化財保護審議会会長
    - 菅原洋一 津市文化財保護審議会委員 (三重大学教授)
    - 中湖 喬 芸濃地区社会福祉協議会会長
    - 宮木 均 明小学校長
    - 鈴木宗男 芸濃地区地域審議会代表
    - 山田孝浩 津市芸濃町文化協会代表
    - 林 克昌 げいのうまちづくり協議会代表
    - 駒田富士雄 芸濃ふるさとガイド会代表
    - 片岡正春 芸濃地区連合自治会長
    - 西村 茂 林区長
    - 竹尾 泰 前林区長
    - 增地廣次 明地区連合自治会長(明地区社会教育推進協議会)
    - 石井 忍 林町自治会長
    - 森田耕三 林殿町自治会長
    - 松田 茂 林川原自治会長
    - 落合大樹 明小学校 PTA 会長
    - 竹尾熙方 林地区高齡者代表
- 3. 計画の策定は、平成27年度国庫補助事業として実施した。
- 4. 本計画の策定業務は、株式会社都市環境研究所三重事務所に委託し、技術指導を株式会 社文化財構造計画に委託した。
- 5.本文及び写真(出典を明記したものを除く)・図版の著作権は津市教育委員会に帰属する。
- 6.本計画策定にあたり、全般にわたり菅原洋一教授(三重大学大学院工学研究室)の指導 を受けたほか、下記の方に聞き取り調査、資料提供などの御協力をいただいた。記して感 謝の意を表す(五十音順 敬称略)。
  - 今井 肇、大場耕作、杉谷 勝、竹尾誓子、西川 満、西川利之、藤谷弘一、三重県神社庁、 宮崎 功

— 目 次 —

1. 計画の概要	- 1
(1) 計画の作成	- 1
(2) 文化財の名称	- 2
(3) 文化財の概要	— 4
(4) 文化財保護の経緯	- 11
(5) 建物利用の変遷	- 11
(6) 保護の現状と課題	- 23
(7) 計画の概要	- 38
2. 保存管理計画	- 40
(1) 保存管理の現状	- 40
(2) 保護の方針	— 50
(3) 管理計画	- 80
(4) 修理計画	- 80
3. 環境保全計画	- 81
(1) 環境保全の現状と課題	- 81
(2) 環境保全の基本方針	— 87
(3) 区域の区分と保全方針	- 88
(4) 建造物の区分と保護の方針	- 88
<ul><li>(5) 外構の保護方針</li></ul>	- 89
(6) 防災上の課題と対策	- 93
4. 防災計画	- 94
(1) 建築基準法等への対応	— 94
(2) 防災・防犯対策	- 99
(3) 耐震対策	— 107
(4) 耐風対策	-113
(5) その他の災害対策	- 113
5. 整備計画	—114
(1) 移築計画	-114
(2) 建築計画	— 114
6. 活用計画	—116
(1) 公開その他の活用の基本方針	— 116
(2) 公開計画	— 116
(3) 活用基本計画	— 119
(4) 管理体制	-121
<ul><li>(5) 実施に向けて</li></ul>	- 125
7. 保護に係る諸手続き	-126
(1) 保護に係る諸手続き	-126
(2)登録有形文化財に係る諸手続き	-126
(3) 届出の流れ	-127
	127

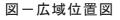
# 1. 計画の概要

- 計画の作成
  - 計画の作成年月日
     平成 28 年 3 月 31 日
  - 2 計画作成者

津市教育委員会

③ 計画区域

本計画は、登録有形文化財「旧明村役場庁舎」(建築面積 216 m<sup>2</sup>)を対象とする。 計画区域は、旧明村役場庁舎の位置する敷地及び、これと一体的に保存活用を図る ため、明小学校の敷地の一部を含んだ区域とする。

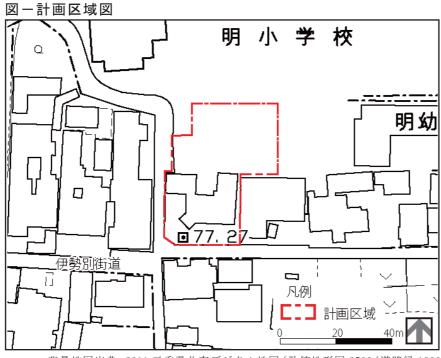




図ー位置図



背景地図出典:2011 三重県共有デジタル地図 (数値地形図 2500 (道路縁 1000)) 三重県市町総合事務組合



背景地図出典: 2011 三重県共有デジタル地図 (数値地形図 2500 (道路縁 1000)) 三重県市町総合事務組合

### (2) 文化財の名称

- 名 称:旧明村役場庁舎
  員 数:1棟
  構 造:木造2階建て・瓦葺、建築面積216㎡
  年 代:大正5年
  所 在 地:三重県津市芸濃町林字向城346番地2
  所 有 者 名:津市
  所有者住所:三重県津市西丸之内23番1号
  指 定 区 分:登録有形文化財(建造物)
- 登録年月日:平成18年11月29日

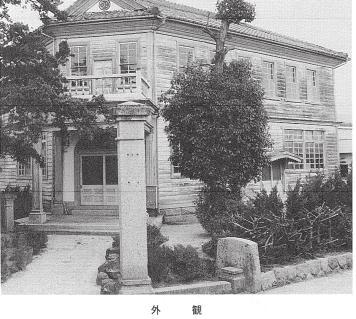
図-登録有形文化財登録**証** 

登録有形文化財登録証
平成18年11月29日 登録
叠録番号第 24 - 0062 号
旧明村役場庁舎 一棟
木造2階一部平屋建、瓦葺、建築面積216m
上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により 文化財登録原薄に登録したことを証する。
平成18年12月19日
文部科学大臣 伊吹文明

□ 三重県史掲載内容

た 明快で 印象的な 構 本 の 町 林市 の 町 林市 の 町 株 市 の で の 町 株 市 の	本 matrix $(-1,127)$ matrix
(毎回戌空)丁寸阝、) 役場の中では、旧明村加えて、伝統的な木造	、召泊三十一年(二九五六)、灯寸合併こよって芸農灯が戈左)この建物は大正五年(一九一六)に安芸郡旧明村の役場として
旧齋施ど	木造二階建(東および西の一部一階建(寄棟造)桟瓦葺芸濃町林(大正五年(一九一六)一一(旧明村役場(芸濃町資料館)

な構成をもち、役場庁舎建築としても評価に値する。 への近代建築技術の波及を示す一例として価値が高い。 への近代建築技術の波及を示す一例として価値が高い。 への近代建築技術の波及を示す一例として価値が高い。 への近代建築技術の波及を示す一例として価値が高い。 のほかの改造は少なく、建具も当初のものがほぼ残る。



(出典:「三重県史 別編建築」平成14年)

#### (3) 文化財の概要

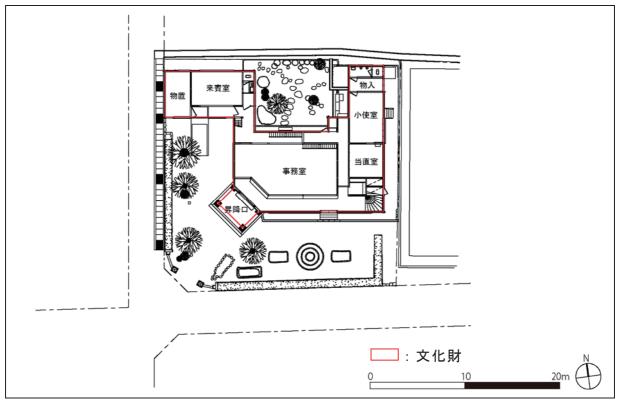
# ① 文化財の構成

○旧明村役場庁舎 1棟

旧明村役場庁舎(以下「当該文化財建造物」という。)は、明村が合併して芸濃町に なった後に芸濃町明支所、芸濃町資料館等として使われた建物であり、本館(1階事 務室・当直室、2階議場)とその西側に併設された平屋の来賓室棟及び東側の小使室 棟で一つの建物を構成している。

なお、室名については、原則当初の室名としたが、現状と合わない場合は適宜変更 した。









小使室棟(東面)



本館(南面)



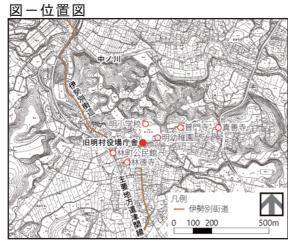
来賓室棟(西面)

#### ② 文化財の概要

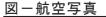
#### 7. 地理的環境

津市は伊勢平野のほぼ中央部に位置して、芸濃地域はその北西にあたる。地域の 西部には南部鈴鹿山脈の最高峰である経ヶ峰、北西には急峻な錫杖岳がそびえ、そ れを繋ぐように標高 500~600mの山々が連なっている。そこに源を発する中ノ川 は、河内・楠原を流れ、明地区に属する林は右岸の安定した比高 10m程の段丘上に 立地する。

また、その中ノ川の河床、明小学校のすぐ北側の鮮新世の地層(約350万年前) から大正7年(1918)にミエゾウの化石が発見された。化石は「明標本」と呼ばれ 「ミエゾウ」のタイプ標本となっている。化石は現在、独立行政法人国立科学博物 館の所蔵であり、そのレプリカが三重県総合博物館に収蔵され、全身の骨格復原が 同博物館のシンボルとなっている。



背景地図出典:2011 三重県共有デジタル地図 (数値地形図 2500 (道路縁 1000)) 三重県市町総合事務組合





背景地図出典:2011 三重県共有デジタル地図 (写真地図データ 地上解像度 40cm) 三重県市町総合事務組合

#### 歷史的環境

当該文化財建造物は芸濃町林に所在し、その「林」の初見は建久3年(1192)の神 領注文に見える「林御厨」である。明応年間(1492~1501)に雲林院氏の一族である 林氏が林の地に城を築いて移ったことが『勢陽五鈴遺響』に記され、その城跡は北 浦にある。また、天正11年(1583)に豊臣秀吉の支配下に入り、翌年には織田信包 の子の三十郎信重が1万石の林藩主になった。現在の林殿町には「城屋敷」の地名 が残っているが城跡は明確でない。なお、当該地の小字は「向城」である。

江戸期の伊勢別街道は、関から楠原を経由して西側から林に入り、当該文化財建 造物前を曲がり中縄、椋本に向けて南下する。伊勢別街道沿いには歴史的建造物も 散見され、特に林殿町付近には土塀など歴史文化的な風情の残る閑静な一画であ る。

明治 22 年には楠原村、萩原村、福徳村、林村、中縄村、楠平尾村、忍田村の7 ケ村が合併して、明治の「明」をとり明村と称した。昭和 31 年には明村、椋本村、 安西村、雲林院村、河内村が合併して芸濃町となったが、後に福徳、萩原、楠平尾 は関町や亀山市に属した。なお、古刹である普門寺は、天正 2 年(1582)滝川一益 の兵火で炎上し、堂宇は悉く焼失したとされる(『勢陽雑記』)が、境内は旧規を とどめ本堂には大日如来など五仏が安置されている。



伊勢別街道



普門寺

#### ウ. 津市域の旧村役場庁舎

旧明村役場庁舎以外に津市域には旧村役場庁舎として、旧一身田村役場(大正4 年 一身田町)、旧川口村(大正14年 白山町川口)、旧倭村役場(昭和初期 白 山町倭)、旧八ツ山村役場(昭和3年 白山町八ツ山)、旧多気村役場(昭和 29 年 美杉町上多気)が知られている。

旧川口村役場は平成22年に解体され現存しない。その他は、旧一身田村役場が専 修寺境内に移築され高田婦人会館として利用されている以外は、全て公共施設とし て現存している。旧倭村役場と旧八ツ山村役場は、文書倉庫として利用されており、 旧多気村役場は市埋蔵文化財センター多気北畠氏遺跡調査分室となっている。

構造形式別では、旧一身田村役場だけが平屋建物であり、それ以外は全て2階建 てであり1階を事務室、2階を議場としている。この内、旧川口村役場は正面の両 端が張り出し、縦形窓など洋風要素が強いのに対して、旧八ツ山村役場、旧倭村役 場は基本的に平面矩形の比較的単純な構造となっている。



旧一身田村役場



旧川口村役場



旧倭村役場

旧ハツ山村役場

旧多気村役場

#### I. 明村

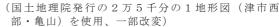
明村は明治22年に7ヶ村の合併に よって誕生し、昭和31年に芸濃町に 合併するまで存続した。戸数・人口は 大正元年に543戸、3,029人であった。 産業は農業が中心であるが、養蚕業も 盛んで昭和6年には326戸が従事して いる。交通路としては、安濃鉄道が林 を終着駅として津市まで繋がっていた。 役場庁舎は当初普門寺境内にあった

が、大正5年に現在地に建設された。

明治25年の旧版地図には、現在の明 幼稚園付近に村役場の記号があり、こ れが前身の庁舎と推定される。

#### 図-明村位置図





議員数は当初12人であったが最終末(昭和31年頃)には16人、また職員は昭和 13年の記録では三役以外は6人であったが、昭和27年には12人と倍増しており、 戦後が最も活気のあった時期と考えられる。なお、昭和31年の芸濃町役場明支所は 職員4名であった。

### **九** 沿革

当該文化財建造物の沿革は、次に示すとおりである。

- 大正5年 明村役場庁舎として建設される。
- 昭和31年 5ヶ村の合併により芸濃町役場明支所となる。
- 昭和42年 明支所が廃止される。
- 昭和45年 芸濃町資料館となる。
- 平成18年 登録有形文化財に登録される。

#### カ. 施設の性格

当該文化財建造物は、大正5年(1916)に河芸郡明村役場として建設され、昭和 31年(1956)の5ヶ村の合併によって芸濃町が成立した後は芸濃町明支所となった。

昭和42年に明支所が閉鎖され、昭和45年(1970)から同17年(2005)まで旧芸濃 町資料館として使われたが、役場的機能が長く継続されてきたことから、それ以外 の改変は比較的少ない。また、地勢学的にも明地区の中心的な施設として重要であ る。

#### ③ 文化財の価値

当該文化財建造物は、木造軸組構法2階建て、棟高約11.5m、延べ床面積321.54 m<sup>2</sup>の建物である。

当該敷地は、南・西が道路に面する角地で、南西角に門柱を配しており、庁舎はこ れに呼応して、東西に棟を架ける総2階建物の南西隅にバルコニーを張り出し、正面 の出入口としている。また、この棟の背面西寄りには来賓室など、東寄りには小使室 などのサービス用に当てる平屋の付属棟がそれぞれ接続して裏庭を囲んでいる。



門柱



鬼瓦と紋章



バルコニー

本館は木造総2階建て、桟瓦葺、東西棟の寄棟造で付属棟が付く下見板張や上げ下 げ窓を用いた洋風庁舎で、上部の大屋根には妻を設け、その妻には建物を特徴づける デザインとして黒漆喰による明村の紋章や大きな鬼瓦を設けるなど、建物の南西側の 隅を切り、昇降口(玄関ポーチ)を構えて正面性を強調する手法である。

外壁は棟によって仕上げが異なり、総2階部分は下見板張大壁で軒蛇腹・胴蛇腹を 回し、ペンキ塗装を施す。一方、西の付属棟(来賓室棟)は軒裏で垂木を露出し、正 面と西の道路側は下見板張大壁ペンキ塗とするが、背面側は真壁で、腰を当地域に例 の多い横桟打の和風下見板張とする。

小屋組は洋小屋で桟瓦を葺く。建具は外部との戸締りには1階で引き違い窓、2階 は正面・側面で上げ下げ窓、裏面で引き違い窓を用いる。このように洋風意匠は目に つきやすい南の道路側に集中し、そのほかの面は在来の手法を基本としている。

建築後の主要な改築は、小使室や土間などの和室への改変、受付カウンターの一部 切断などであり、議場の床は一部の床板を除き畳敷きとしていた痕跡がみられるもの の、そのほかの改造は少なく、建具も当初のものがほぼ残っている。



下見板張と軒蛇腹・胴蛇腹



軒裏 (垂木)



和風下見板張

総2階部分の1階には、南・西の2辺に客溜りの土間があり、その奥は受付板を隔 てて一室の板間の事務室に当てられている。

事務室の受付カウンターは建設当初のままの形状が残っており、住民窓口の土間よ り事務室の床の方が高い位置にあり、当時の役場の事務室の形状をそのまま残してい る。



建物外周の切石積み



事務室床と受付カウンター



土間と受付カウンター

また、東端には2階に通じる非常に急な回り階段や当直室があり、小使室や土間・ 便所などの東の付属棟(小使室棟)にも通じている。

2階の議場は1室の広間で板間に合板張りとなっており、天井には1階来賓室と同様の漆喰彫刻の中心飾りが2箇所設けられている。そこからは東端の回り階段のほか、 来賓室の前から裏階段が通じている。



議場床



漆喰彫刻



回り階段

小使室棟では、当直室の8畳間に続き、休憩室(2室を1室に改修)、便所が北に向 かって並び、西側には4尺奥行きの軒内を設ける。

来賓室棟は、来賓室を中心に、東側に便所・手洗い、西側に物置を配し、来賓室南 側の通路には南に向かって出入口が設けられている。

設計は、事忌神社の神職でもあり大工でもあった中縄の「浦野甚松」氏(明治9年 に57歳で神職に就く前は陸軍の工兵であった)とされ、計7枚の当初設計図「明村役 場建築工事之図」、仕様書・設計書(資料編参照)が残っており、当初の計画や技法 も明確である。

以上、当該文化財建造物は当地域の 近代の足跡を示す象徴的な建築である。

加えて、伝統的な木造建築意匠と技 術によることが多かった明治大正期の 町村役場の中では、旧明村役場は当時 の津警察署を参考にしたともいわれ、 意匠・構造技法ともに際立って洋風要 素が強く、当地域での町村部への近代 建築技術の波及を示す一例として価値 が高い。



(年不詳 津市津図書館蔵橋本文庫)

また、平面・配置計画上も、事務室と議場を中心として諸室の配置も十分に配慮さ れた明快で印象的な構成をもち、役揚庁舎建築としても評価に値する。

#### (4) 文化財保護の経緯

当該文化財建造物の保護にあたり、登録有形文化財の登録以降、平成19年度に「旧明 村役場庁舎調査報告書」を作成するとともに、平成25年度に屋根瓦、平成26年度に窓及・ 壁の一部修繕を行い、平成27年度には本館東側側面の帆布張・樋の一部補修を行ってい る。

近年は老朽化のため閉館としているが、平成22年から平成24年に近代化遺産一斉公開 に合わせて各1日公開した。(参加者:平成22年80人、平成23年180人、平成24年220人) また、平成27年度も11月8日に一般公開を実施し、参加者は140人であった。

衣 過去にのいる手未の内	石とての天地一	FIX
事業年度	事業区分	事業内容
平成 25 年度	保存修理	屋根瓦の一部補修
平成 26 年度	保存修理	窓・壁の一部修繕
平成 27 年度	保存修理	壁面帆布張・樋の一部補修
平成 22 年度	公開活用	
平成 23 年度	公開活用	全国近代化遺産一斉公開デーに一般公開
平成 24 年度	公開活用	

表一過去における事業の内容とその実施年度

#### (5) 建物利用の変遷

① 改修痕跡

当該文化財建造物の主な改造は次表のとおりであり、各棟別に前述の「旧明村役場 庁舎調査報告書」からその概要を整理する。

事業年度	事業区分	事業内容
昭和 20 年頃~昭和 31 年	保存修理	1 階土間(西側)の事務室の拡張に伴う改修
昭和 31 年	保存修理	芸濃町役場明支所の開設に伴う改修
昭和 45 年	保存修理	芸濃町資料館の開設に伴う改修
昭和 52 年	保存修理	同上資料館の展示改修
昭和 60 年頃	保存修理	バルコニーの改修
平成 11 年頃	保存修理	バルコニーへの覆屋の設置
平成 11 年	保存修理	同上資料館の展示改修

表一登録有形文化財登録以前の主な改修

#### 7. 本館

#### 〇 昇降口、南出入口の建具の変更

昇降口、南出入口の建具が開き戸から引き違い戸に変わっている。いずれも、 建て付け面に当板を建てて、内法幅を調整している。また、鴨居には付樋端を取 付け、戸溝を造っている。戸には丁番取付部分に埋木で繕った痕がみられる。

○ 受付カウンターの切断

土間、板間境の受付カウンターは、現状では昇降口前で終わっているが、西側 腰壁に残る痕跡から、以前は西に延びていたと推定される。さらにそれ以前では、 現状の受付カウンター端部から北に伸び、西階段手前の柱に取り付いていたと考 えられる。戦後の事務室床面の拡張に伴い、改変されたものと思われる。

〇本館東側の出入口の変更

設計図では階段下部分に出入口を設け、東側外部に石階を設けているが、現状 では出入口部分は8畳間の押入で、石階もない。ただし、外壁東面には、外壁と 同仕様の戸が残存している。現在、東側の外壁は雨水対策として帆布張となって いる。

〇本館一階の中廊下上がり框部分の変更

本館一階の中廊下上がり框部分は、近年の改修がみられる。 当初上がり框位置は現状より3尺北側であったと推測される。

○ バルコニー覆屋設置

バルコニーは、昭和 60 年頃に修理され、平成 11 年頃には雨水等による老朽化 に伴い、覆屋が設置された。

- 1. 来賓室棟
  - 来賓室南側出入口の変更

設計図では来賓室南側の出入口がない。現状では出入口上部に取り付く庇が開 口部と不自然に取り付き、軒先の瓔珞も本館南面とは形状が異なる。

- ウ. 小使室棟
  - 小使室棟の屋根葺き材の変更

小使室棟の屋根は、平成元年~9年の間に波型亜鉛鍍鉄板で葺き替えられてい る。雨漏りが原因とみられる腐朽が進み、全面的に波型亜鉛鍍鉄板で葺きかえて いる。垂木以上の屋根下地にも改修がみられる。

〇 小使室の間仕切り撤去

休憩室部分は設計図では土間と、4畳半の小使室の2室となっている。間仕切 りを撤去し、内装も全面的に改修している。

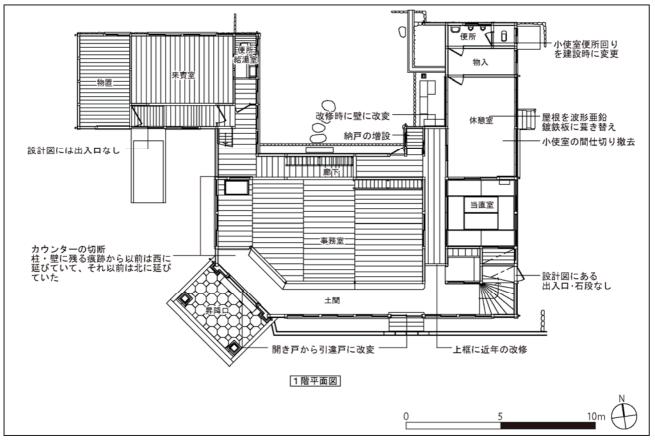
○ 小使室便所回りの計画変更

小使室棟北端の便所回りは、設計図では1間間口の2室を並べているが、現状 では5尺+4尺の計1間半としている。これは建設時の計画変更と考えられる。

○ 納戸の増設

本館と小使室との入り隅取り合い部に納戸を増設している。現状の出入口部分 南の柱に当初窓開口の敷居痕が見られ、北の柱には痕跡を隠していると考えられ る当板がみられる。この改修時に、本館背面東端を間仕切り、新たに一筋を設け、 建具を建てたと推定される。また、小使室西側の廊下の北端は現状漆喰壁となっ ているが、設計図では軒内への出入口となっており、この改修時に壁にしたもの と考えられる。なお、この壁の外側、軒内部分には沓脱石とみられる切石が置か れている。

図ー建物痕跡から見た改変の内容



#### 2 建物の変遷

当該文化財建造物は、大正5年に旧明村役場庁舎として建設され、同村の役場として使われた後、昭和31年の合併により芸濃町役場明支所(来賓室を事務室とする)となったが、昭和42年に明支所が廃止され、職業教育センターとして利用された。

その後、昭和45年に新たに芸濃町資料館に整備されたが、平成17年に芸濃総合文 化センターに芸濃郷土資料館が開設されたことを受けて閉鎖された。旧芸濃町におい て建物の解体が決定されていたものの、合併による津市への移行の中で時間的制約が あり、その結果として解体は行われなかった。

そして、平成 18 年、津市教育委員会は貴重な大正時代の建造物として保存の方針 を決定し、登録有形文化財への意見具申を文化庁に行い登録されたが、これまで当該 文化財建造物の積極的な公開活用は行われず今日に至っている。

なお、当該文化財建造物の利活用履歴については、次頁以降の「建物の変遷」の表 及び図(I期~V期)に整理する。

#### 7. I期(大正5年~昭和20年頃)

大正5年の建設以降、1階事務室の床と西面壁との間が土間になっており、来賓 室棟の廊下に繋がっていた。事務室の受付カウンターも床面と同様、北側に回って いた。また小使室は土間になっており竈があった。本館東側の土間から廊下に上が る場所に当初は開き戸があり、土間に当初の上框と沓脱石が残っている。土間南の 扉は当初開き戸だった。2階議場は板間であった。

なお、大正5年~昭和20年頃の改修内容は不明である。

#### Ⅱ期(昭和21年頃~昭和30年)

1階の土間の西側を板張にして事務室を拡張している。これは戦後明小学校の奉 安殿金庫が事務室に移設されていることから推定した。それに伴い受付カウンター を西に伸ばしている。また、昇降口の扉を引き違い戸に改修し、土間南の扉を引き 違い戸に改修したのもこの時期と考えられる。また、2階の議場は見切縁を設けて 大半の部分を畳敷きとしている。

#### ウ. Ⅲ期(昭和31年~44年)

来賓室を芸濃町明支所の事務室として利用。支所入口の変更に伴い、来賓室棟に スロープを設置するとともに窓部分に引き違い戸を設置し、入口の床板は一段下げ られている。また、来賓室棟廊下に引戸建具の転用をした仕切戸もこの時期と思わ れる。なお、支所事務室以外の部分は、職業教育センターとして利用されていた。

#### IN期(昭和45年~平成17年)

芸濃町資料館として利用された時期。展示室であった事務室の受付カウンターが 出入口として撤去されていて、展示棚が造り付けられている。昭和 53 年に展示改 修が行われた。

資料館以外の部分は、一時教職員の宿舎であった他は集会所等に利用されていた。 この時期に小使室や便所や物入などを全面改修していると考えられ、窓のアルミサ ッシも同時期であろう。また、老朽化した屋根や壁を化粧合板張としている。

2 階議場は資料館としての整備に伴い合板張にした。また、バルコニー老朽化が 特に著しく、昭和 60 年頃に改修を行い、更に平成 11 年頃に仮設の覆屋を設置して いる。

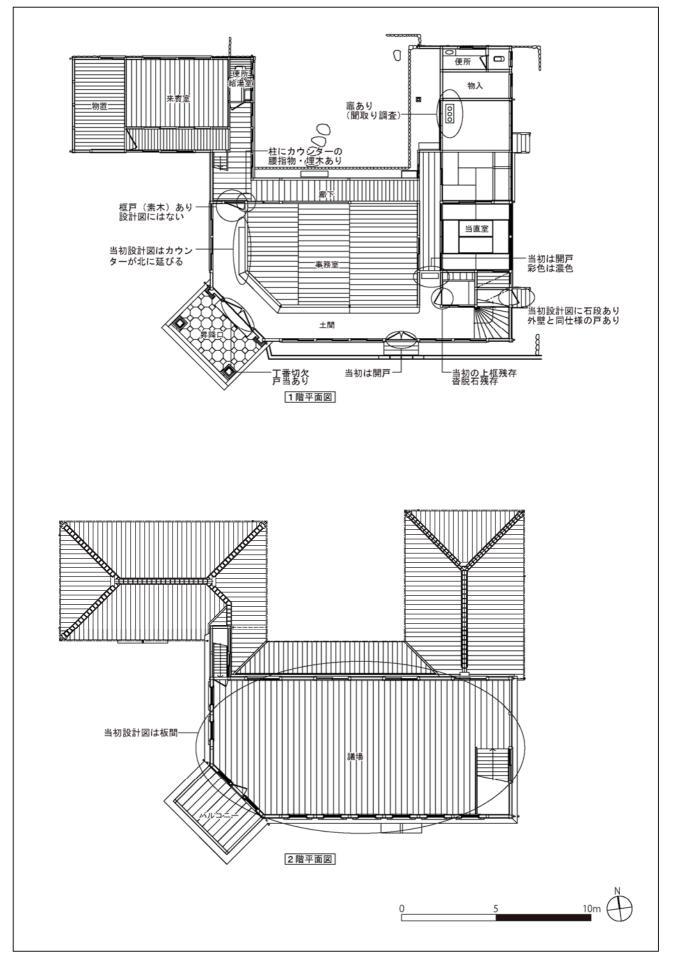
### **1**. V期(平成18年~現在)

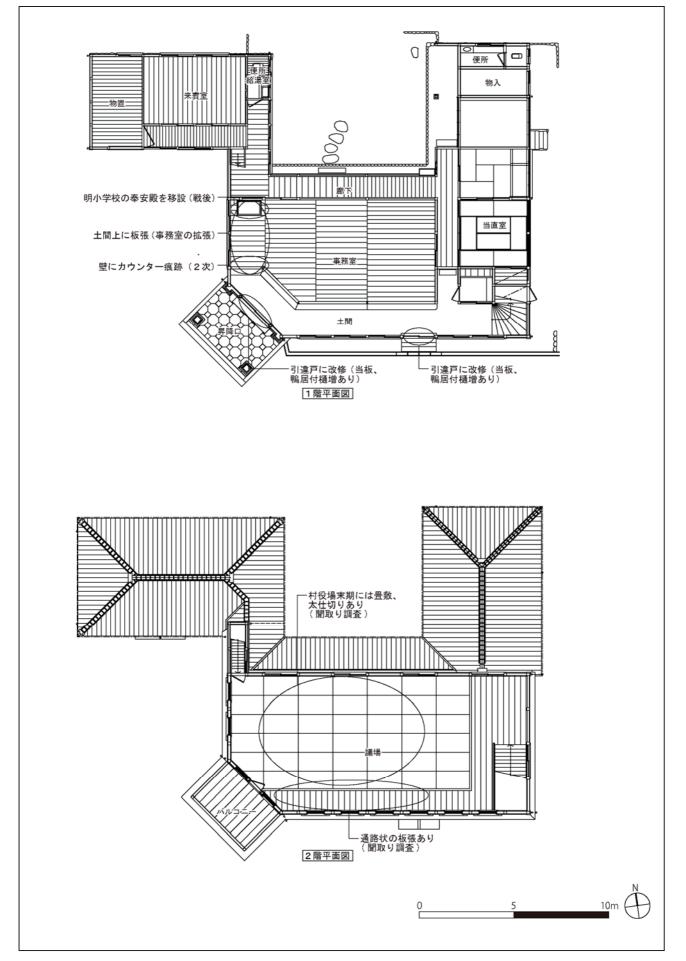
平成25年に屋根瓦全体に渡りズレ・割れ等のを小修繕を実施した。平成26年に は本館東壁面と来賓室棟出入口の窓を合板張にし、平成27年に本館の東壁面を帆 布張し、樋の一部を修繕した。

年代		築年	事項	利用形態				期	
和曆	西曆	教	147 /R	1階			2階	300	
明治22年	1889		7か村が合併して明村となる 5月21日に普門寺境内に臨時役場を開所						
明治33年	1900	1.	明小学校の改築に伴い、一時役場を臨時 校舎とし、役場は村長宅、議会は林徳寺本 堂とした						0
大正3年	1914		明村が土地を購入(翌4年に4筆を合筆)			-			
大正5年	1916	0	明村役場庁舎の建設、役場を7月に開所	来賓室	事務室	宿直室	小使室	議場	
						<明村役場	>		I
昭和20年 (戦後)	1945	30	で二部投業を実施 明小学校の奉安殿を移設、金庫として利						
			用 この頃事務室を西側に拡張か						п
	1.5			-					2
昭和31年	1956	40	芸濃町となり、明支所を開設	事務室					10
昭和34年	1959	43	職業教育センターの開設	<明支所> <端業教育センター>			ш		
昭和42年	1967	51	明支所の廃止(水道課連絡所を併設) 当分の間衛生課水道職員を置く	(水道課)					-
			一時明小学校の教員宿舎	(衛生課)		(教員宿舎)			-
昭和45年	1970	54	芸濃町資料館の開設(前年から資料収集)	展示	室	(集会	(所)	展示室	
昭和53年	1978	62	展示改修(1階農具、2階その他の展示)	<芸濃町	資料館>			<芸濃町 資料館>	īV
平成11年	1999	83	展示改修(2階昔の生活復原展示)						16
平成17年	2005	89	資料館の廃止、解体の要望						
平成18年	2006	90	津市に合併、登録有形文化財への登録						
			保存整備に関する多数の要望				1.00		٧
			小規模な修繕の実施						
平成27年	2015	99	保存活用計画の策定		Q				
3 K 4 1 1 1 1 1 1 1	100 million (1997)								_

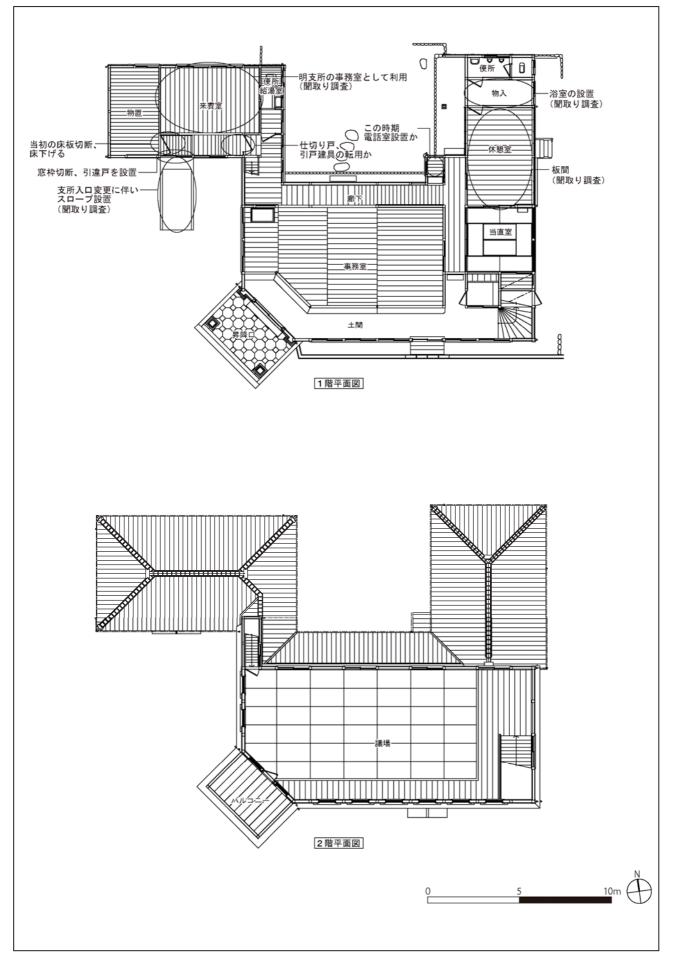
# 表-建物の変遷

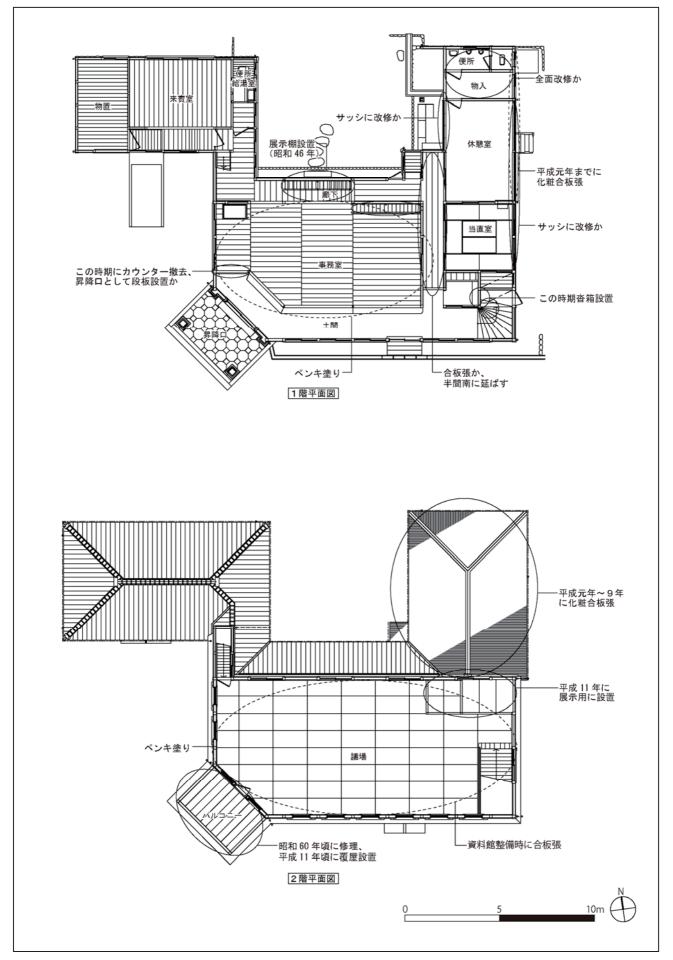
※年表における各事項間の時間幅は、必ずしも一定でないが、相対的な時間幅を考慮している。 各室の利用形態は、厳密には特定できていないが、概ね想定される範囲で図示している。



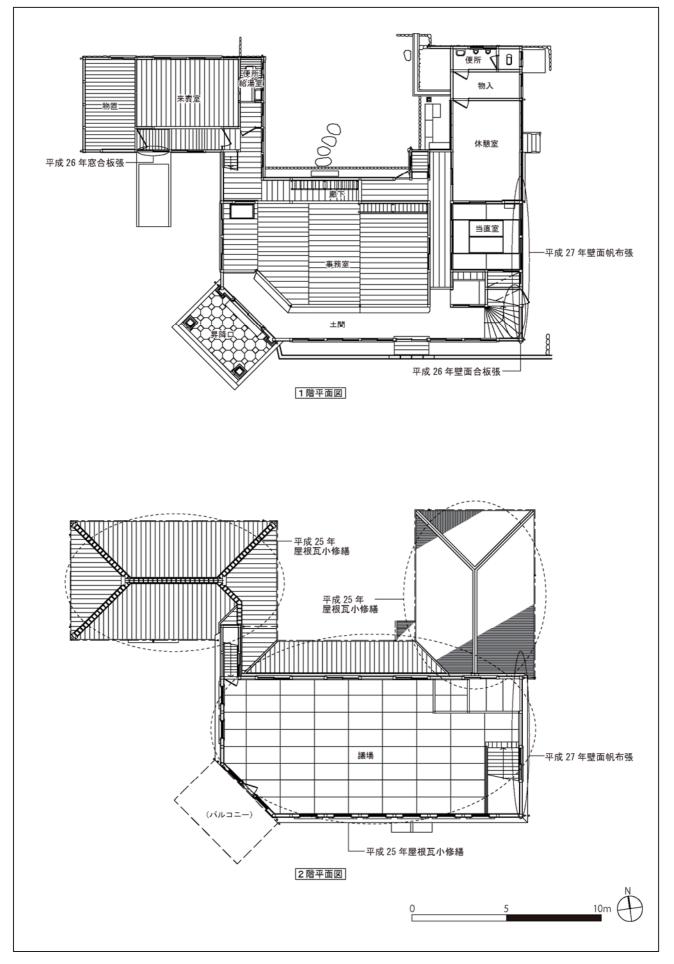


# 図一Ⅲ期(昭和31年~同44年)





# 図-V期(平成18年~現在)



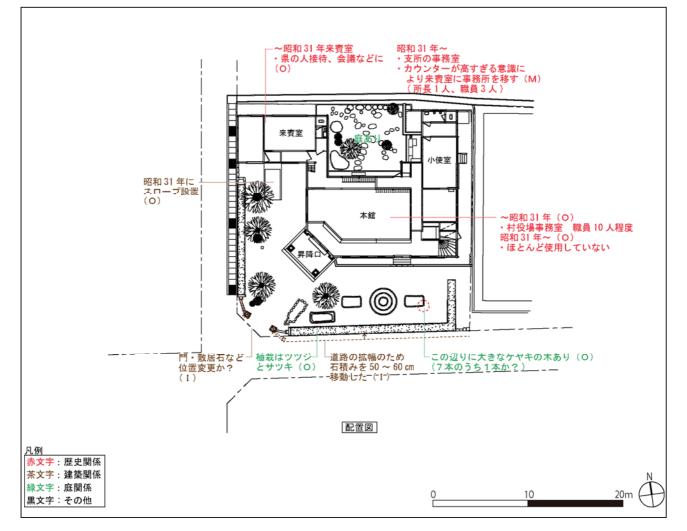
#### □ 参考:元役場職員等へのヒアリング結果

※ 平成 27 年 9 月に元役場職員等に当時の当該文化財建造物の利用状況について、次 のとおり聞き取りを行った。

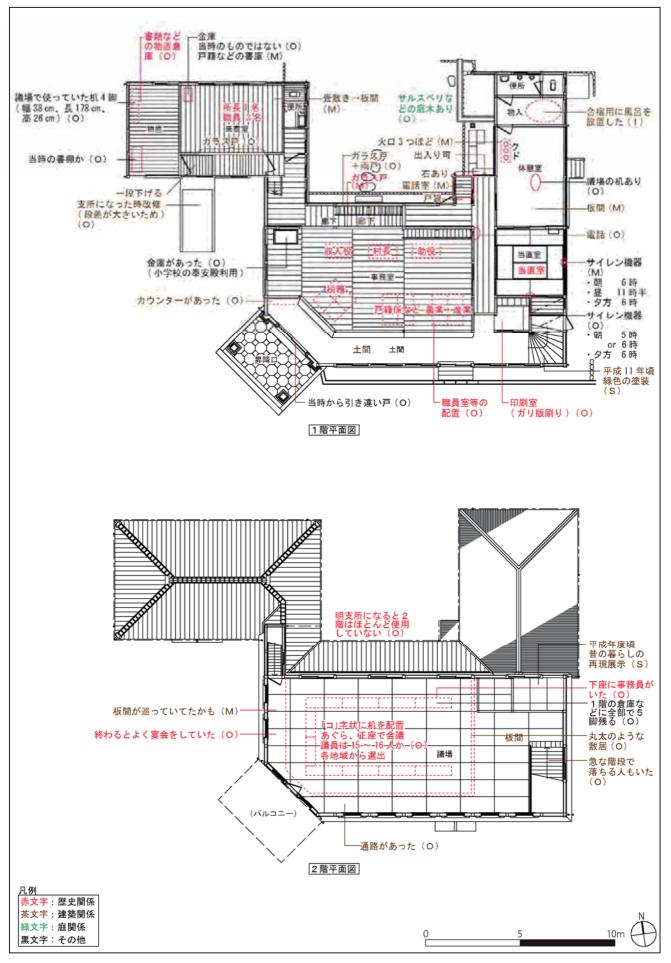
#### 勤務年

・平成 27 年 9 月 3 日 元村役場職員(大場耕作 78 歳:O)昭和 27 年~35 年
・平成 27 年 9 月 4 日 元町役場職員(宮崎 功 73 歳:M)昭和 36 年~39 年 元町役場職員(今井 肇 78 歳:I)昭和 31 年~35 年
・平成 27 年 9 月 17 日 元町役場職員(杉谷 勝 72 歳:S)昭和 51 年~平成 8 年 平成 9 年~平成 11 年

図-ヒアリング結果図①



# 図-ヒアリング結果図②



#### (6) 保護の現状と課題

#### ① 保存の現状と課題

当該文化財建造物の保存の現状と課題について、損傷図及び現況・設計比較図(27 頁~36頁)等を踏まえて整理する。

- 7. 現状
  - ア) 外観

外観は老朽化しているものの、全体としては建設当初に近い形で保存されてい る。特に南西面の昇降口と、その2階部分の外壁及びバルコニー上部の正面性を 見せる屋根妻側の紋章や鬼瓦は、当時のまま保存されている。

また、本館の1、2階は建設当初の外壁や窓が保存されているが、東外壁面は 損傷が進んでいるため帆布張で保護している。来賓室棟については、南面のスロ ープ付きの入り口が増設され、北・西面外壁の開口部の変更がみられるが、ほぼ 建設当初の外観をとどめている。小使室棟は、屋根が亜鉛鍍鉄板張に葺き替えら れており、外壁も和風下見板張から亜鉛鍍鉄板張になっている。

(1) 屋根

本館の大屋根と来賓室棟の屋根は、建設当初の瓦が葺かれているが、既に 100 年近く経過しており、劣化が進んでいる。小使室棟の屋根は、前述のとおり亜鉛 鍍鉄板張に葺き替えられている。

ウ) 平面形態

平面形態は、本館の1階事務室、2階議場ともほぼ建設当初のままで保存されているが、議場の床については昭和45年の資料館整備の際に合板張にされ、現在に至っている。

来賓室棟については、昭和 31 年の芸濃町への合併後に明支所として改変され、 新たに南面にスロープと入り口が増設され現在に至っている。

小使室棟については、建設当初には小使室、土間、物入及び便所で構成されて いたが、昭和31年に明支所となり、使用されなくなって以降、小使室と土間を1 室とし、板間にしたものが現在に至っていると思われる。

I) 構造体

構造体は、外周部の柱、土台、壁の劣化が激しく、特に出隅部のほとんどで土 台の欠損、柱脚部の劣化及び欠損が起こっている。外壁板壁の欠損とそれに伴う 土壁の欠落、柱の腐朽が起こっている。特に、東面全体及び来賓室の東北角の北 面で著しい。

正面玄関のバルコニーの雨漏りによると思われる劣化が著しい。バルコニーだ けではなく、バルコニーに接する壁で内外壁の劣化、剥落、土壁や柱、筋交いの 欠損が著しい。また正面玄関に面する寄棟屋根からの雨漏りによると思われる土 壁の劣化、崩落がある。

正面玄関の壁の劣化と南面の剛性の低さからくると思われる壁面の傾斜がある。 特に西面が南方向に1/60程度の傾斜を起こしており、南面も東方向に1/100程度 の傾斜を起こしている。建具の締まりが悪く、雨漏りの原因ともなっている。

基礎は、外周部が土留めを兼ねた石積み基礎である。内部は玉石の上に東立て となっており、根絡みはないため、土台と基礎は緊結されておらず、東側の一部 で平成19年の三重県中部を震源とする地震による基礎の崩壊がみられる。

わ 内部形態

内部形態については、1階の土間、回り階段、事務室、来賓室及び2階議場が ほぼ建設当初の姿で保存されているが、小使室は、土間と併せて一室として利用 された経緯がある。その他の便所等は老朽化が顕著になっている。

カ) 天井

天井は、小使室、宿直室が改修されている以外は、各棟ともほぼ建設当初の材料が保存されているものと推定され、来賓室の天井には漆喰彫刻が1箇所、2階 議場の天井には漆喰彫刻の中心飾りが2箇所設けられている。

わ 床

本館の1階床面は、客溜りの土間と事務室の床面の高さが異なり、事務室の床 面の方が高くなっている。2階の床は、建設当初板間としているが、昭和20年後 半までには見切縁を設けて、床板の上に畳を敷いて座式で議会を行っていた。

来賓室棟もほぼ建設当初ままの床板が張られているが、小使室棟は土間から床 張に改変されている。

り) 外部建具

外部建具は、特に南面について洋風建築を強調する造りとして本館の1階は引き違いの硝子窓、2階は上げ下げ硝子窓となっている。来賓室棟は、建設当初に はあったと推定される一部の窓が塞がれた状態となっている。

ケ) 照明器具

芸濃町資料館が廃止されて以降、当該文化財建造物は閉鎖されたままになって おり、照明器具は全て撤去されている。

J) 外構等周辺環境

当該文化財建造物の敷地は、北側に隣接する明小学校への通学路が西側に接しており、児童の通学路にもなっている。

- 化 課題
  - 7) 外観

本館は、1階・2階とも劣化の進んでいる外壁材や窓枠・建具等の部材の再利 用の検討が必要である。屋根瓦についても再利用の是非を検討する必要がある。

来賓室棟は、本館と同様、劣化が進んでいる外壁材、窓枠・建具等の部材や屋 根瓦の再利用の是非の検討が必要であり、南面は出入口が追加され、西面は外壁 の意匠が変更されていることなどから、建設当初の外観の状況を踏まえた復原の 検討が必要である。

小使室棟は、建設当初の外観の状況を踏まえた復原の検討が必要であり、現在 の波形亜鉛鍍鉄板の屋根も劣化が顕著であり、復原に際しては耐久性のある屋根 材の検討が必要である。

- () 内観
  - O 1 階部分
    - 本館の事務室は、内壁や土台等の損傷の顕著な部分については、部材の取り替えとともに改修の検討が必要である。加えて、受付事務室側の床面が土

間面より 49 cm程高く、当時の時代背景をうかがわせるなどの特徴をもって おり、土間と事務室を仕切る受付カウンターと合わせて保存の検討が必要で ある。

- 当直室及び休憩室は、老朽化の顕著な天井、壁及び床材の改修の検討が必要であり、休憩室に残されている座式の会議机の活用の検討が必要である。
- 来賓室は、天井の漆喰彫刻の中心飾り等の保存の検討とともに、老朽化した梁、壁等の改修が必要である。なお、金庫や手押しポンプ機の取り扱いや 隣接する物置に残された座式机の活用の検討が必要である。
- 本館の階段は、急勾配となっているが、安全性に配慮しつつ、建設当初の 階段形状を文化財として見せる工夫等の検討が必要である。来賓室側の2階 議場への階段についても、文化財としての保存の検討が必要である。
- 便所は、利用者の便益施設として必要なものであり、文化財であることに 配慮しつつ、機能性を重視した改修の検討が必要である。
- ・ 廊下については、活用に合わせた改修の検討が必要である。
- 2 階部分
  - ・ 議場は、畳敷きの復原や展示棚や展示ケースなどの撤去の検討とともに、
     劣化の進んでいる壁や建具の再利用の是非の検討が必要である。
- 〇 昇降口
  - 昇降口は、当該文化財建造物の正面性を表す重要な部分であり、上部のバルコニーとともに、建設当初の姿の復原について検討が必要である。また、バルコニーを支える柱と老朽化の進んだ開口部周りの改修が必要である。
- **ウ)** 外構等周辺環境
  - 〇 外構

門柱等の外構は、当該文化財建造物の敷地が角地にあたることを示すもので あり、その特徴を残す手法について検討が必要である。

また、当該敷地周辺は民有地であることから、自動車、自転車で訪れる利用 者に対応するため、敷地内に駐車場、駐輪場を整備する必要がある。

なお、現在地に生育している樹木のうち、整備にあたり支障のあるものは、 移植又は後継木の植樹などの検討が必要である。

〇 道路等

市道牛谷線の拡幅整備にあたっては、当該文化財建造物が現在地のままでは不可能なため、移築等について検討が必要である。

# 図-各階室名対象図

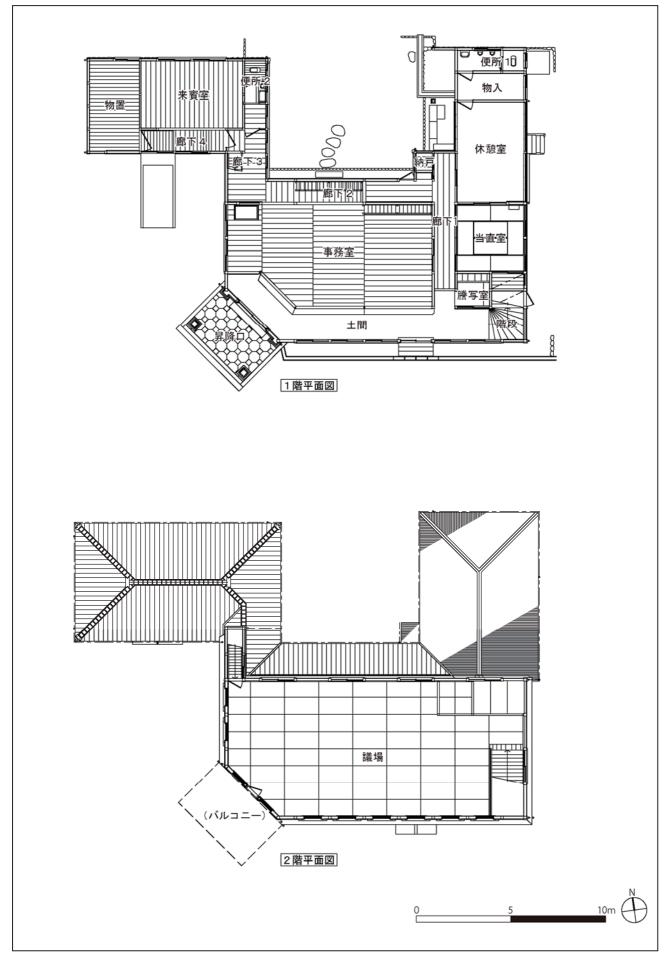
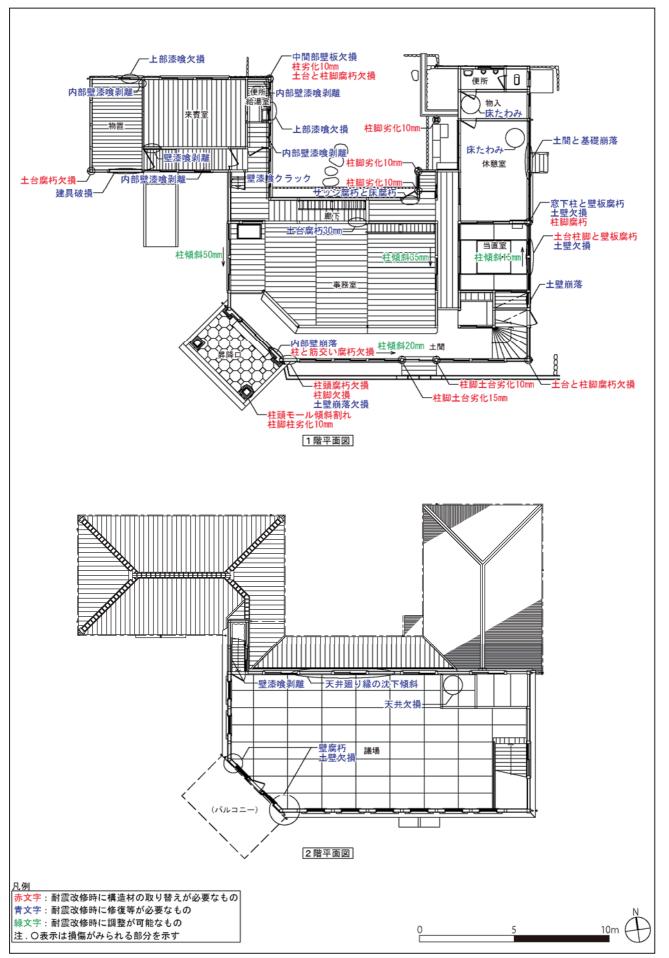


図-損傷図①



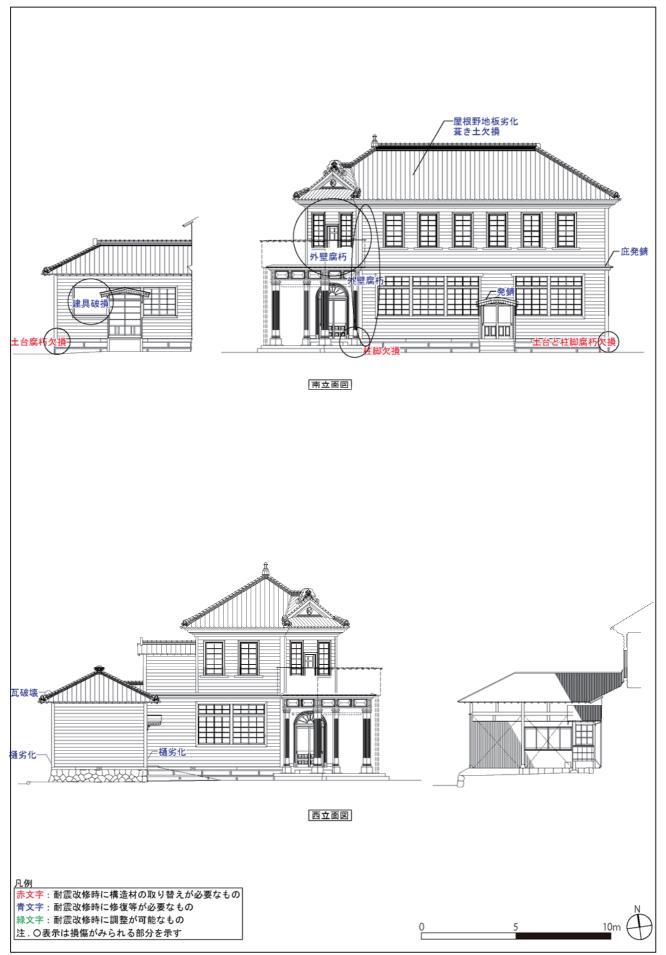
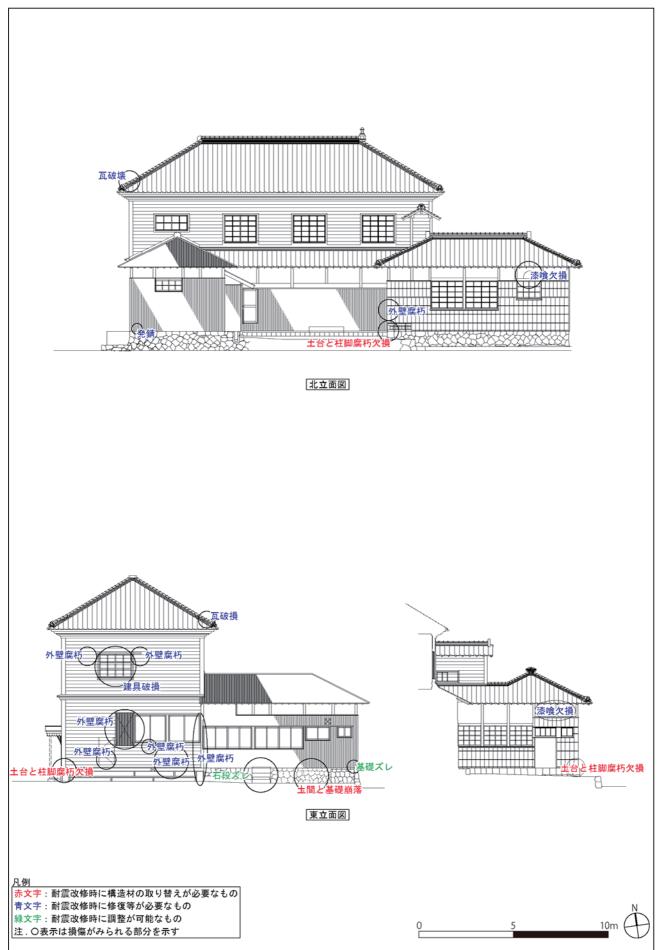
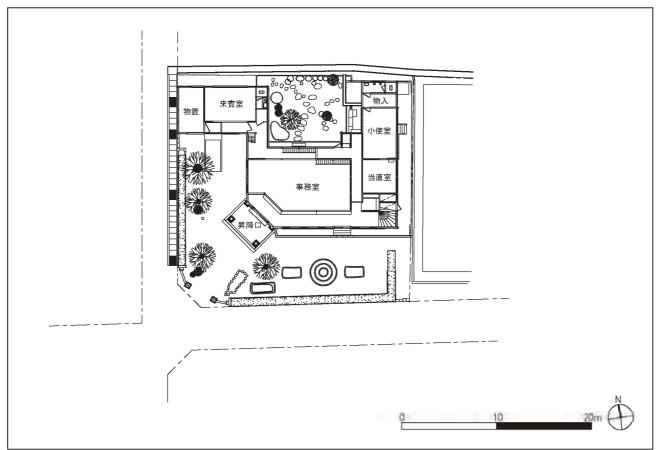


図-損傷図③

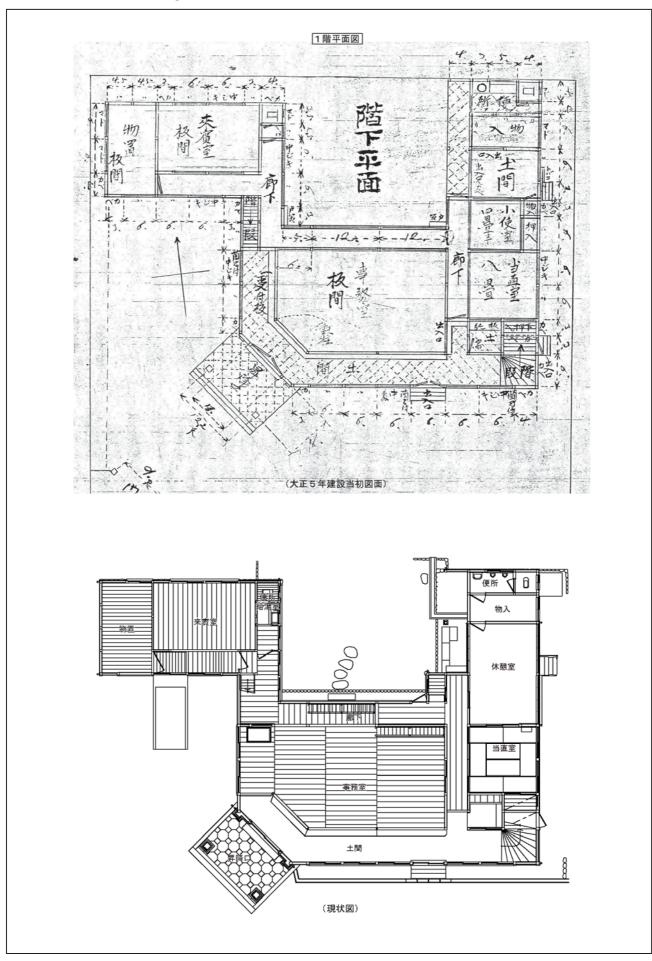


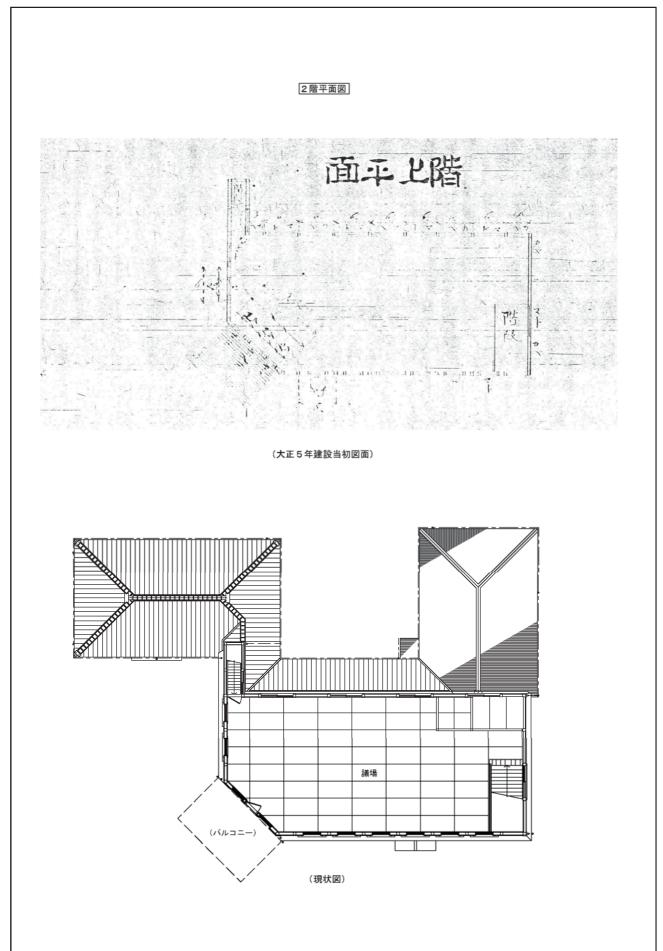


旧明村役場庁舎(昭和3年の明小学校舎改築記念アルバムに「本村役場」として収録:明小学校所蔵)

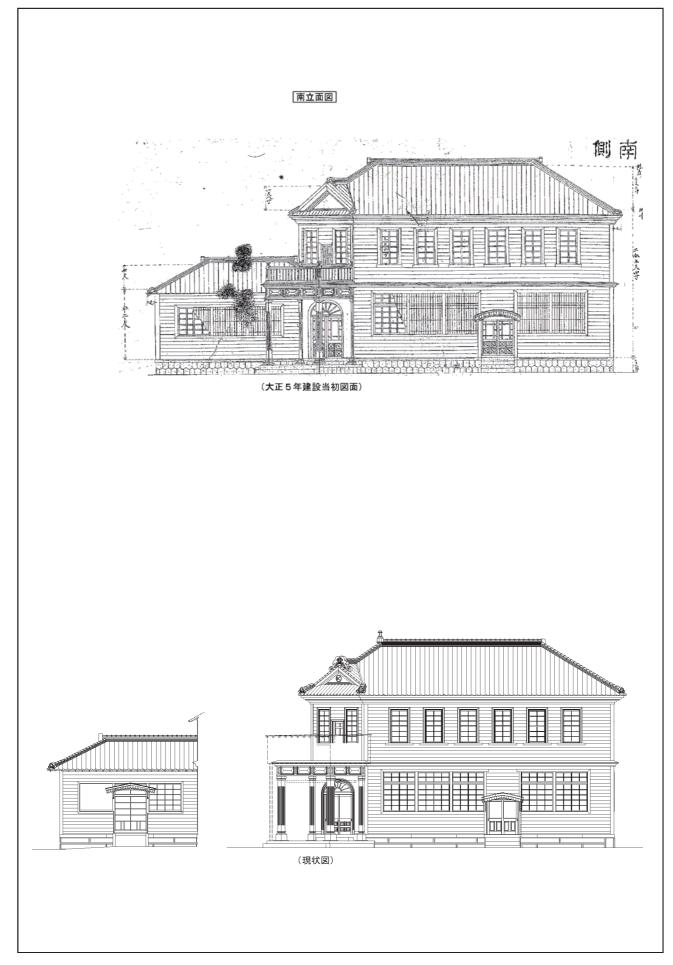


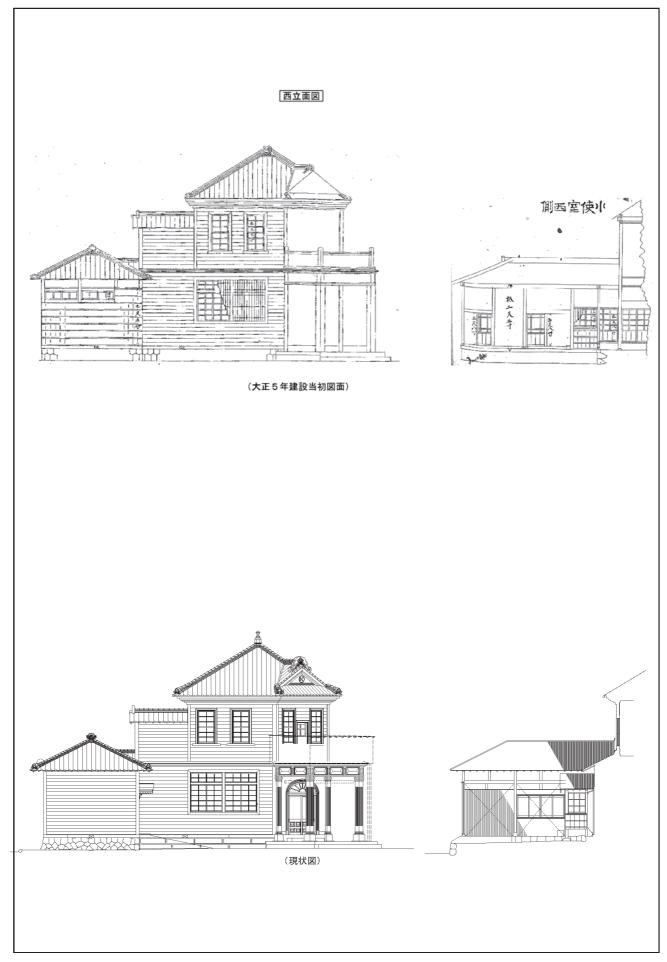
# 図ー現況配置図



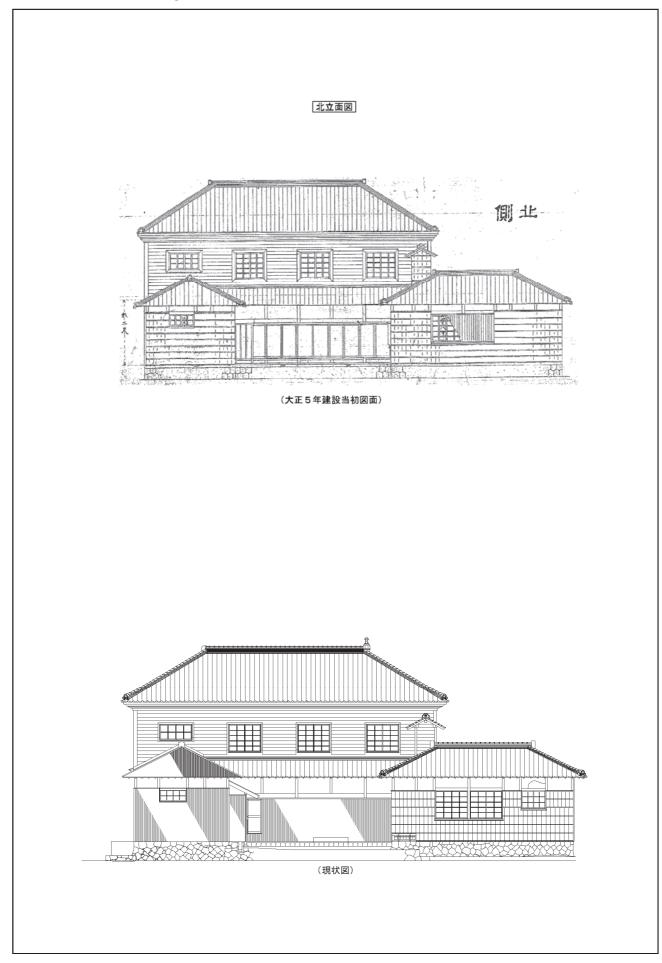


図一現況・設計比較図②(注.設計図は大正5年の建設当初の姿に必ずしも一致するものではない。)

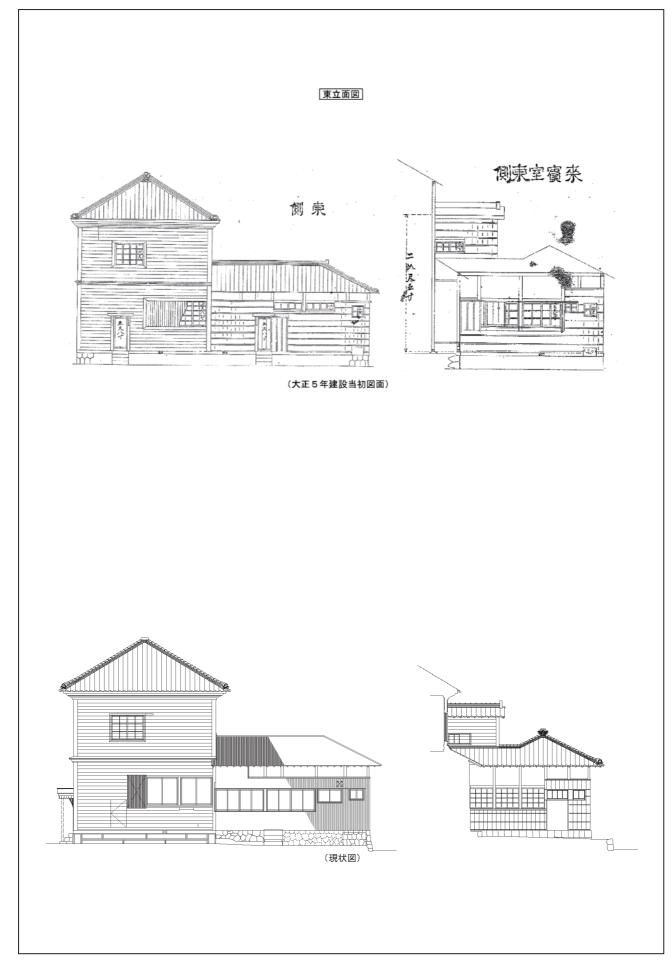




**図一現況・設計比較図④**(注.設計図は大正5年の建設当初の姿に必ずしも一致するものではない。)



図一現況・設計比較図⑤(注.設計図は大正5年の建設当初の姿に必ずしも一致するものではない。)



# ② 活用の現状と課題

# 7. 現状

7) 竣工時と現状の活用状況

当該文化財建造物は、基本的には建設当初から大規模な改修等は行われていな いが、村役場、町役場支所、資料館と建物の利用目的が変わってきており、その 都度、何回かの改修工事が行われている。

屋外(敷地内)については、昭和31年に芸濃町明支所となった際に来賓室棟の 南面に出入口とともにスロープが増設されている。屋内では、昭和45年に芸濃 町資料館として開設された際に1階事務室及び2階議場が展示室として改修され た経緯がある。

建築基準法、消防法等の対応状況

建物の各室が今後、展示室等に変わることに加えて、階段や屋根面など建物の 主要構造物の過半が修繕されることが予想される。これにより、建物は建築基準 法、消防法等の適用を受けることになる。

また、1階事務室の土間から2階議場に上がる階段については、建設当初のも のが使われており、建築基準法や消防法に適合させるための検討が必要である。

ウ) 耐震化の状況

当該文化財建造物の老朽状況を踏まえると、大がかりな耐震改修が想定される。

#### I) 地域住民の文化活動状況

当該文化財建造物が立地する芸濃地域では、芸濃総合文化センターを中心として、行政間や地域住民の諸会議、地域交流及び種々の文化活動が活発に行われている。

また、歴史、文化活動としては、伊勢別街道沿いに歴史的建造物が建ち並ぶ楠 原地区の景観まちづくりなどがあり、地域の歴史、伝統文化を視点とし活用する まちづくり活動が行われている。

これらの活動には芸濃地域全域を対象としてガイドボランティア会が組織され ており、今後、当該文化財建造物が地域住民の文化活動の拠点施設となることが 期待されている。

課題

これまでに整理した現状を踏まえ、今後、望ましい当該文化財建造物の保存活用に向けた課題を以下に示す。

- 当該文化財建造物の歴史的価値を踏まえた保存活用の検討
- 現行の建築基準法や消防法等に基づく改修の検討
- 当該文化財建造物の耐震性能の向上
- 文化財的価値のある年代への復原
- 地域まちづくり活動への対応

### (7) 計画の概要

#### ① 計画区域

計画区域は、当該文化財建造物本体及び同外構を含む敷地と明小学校の敷地の一部 を含んだ区域とする。

#### ② 計画の目的

当該文化財建造物は、津市における現存する代表的な洋風木造の旧村役場建築であ り、県内においても数少ない大正期の官公庁舎建築の典型であるといえる。

従って、当時の建築様式を伝える文化財としての価値を損なうことがないよう耐震 補強を行うとともに、建築意匠の保全及び保存管理の方法を定め、市民が身近に使用 することができる歴史的建造物として、当該文化財建造物の性格を考慮したうえで活 用方法のあり方を検討し、文化財の保存と適切な活用の両立をめざした計画の策定を 目的とする。

#### ③ 基本方針

当該文化財建造物の建設当初の姿に配慮しつつ、村役場として使用された最後の時 期の姿をできる限り復原するように、現状の建物の修理を行うとともに、当該文化財 建造物の文化財としての価値の維持向上を基本として、保存活用を図る。

管理方針としては、村役場として、またその後も芸濃町役場明支所、芸濃町資料館 として地域住民等に親しまれた建物としての歴史的経緯に配慮し、今後、本市におけ る芸濃地域の歴史や文化財の資料展示を行うなど、地域の歴史的背景や文化財として の価値を広く普及できるものとするとともに、地域住民や市民の文化活動に寄与でき るように定めるものとする。

#### 4 計画の概要

7. 保存管理計画

登録有形文化財である当該文化財建造物について、前述の「1.(3)③文化財の価値」及び「同(5)建物利用の変遷」等を踏まえ、建設当初の姿に配慮しつつ、村の役場として使用された最後の時期を基本とするとともに、文化財としての価値の所在を明らかにし、これを良好に維持するための保護の方針と管理の方法について定める。

#### 1. 環境保全計画

当該文化財建造物の敷地内及び周辺の保存環境の維持に配慮しつつ、隣接する北 側の明小学校遊具スペースへの移設を踏まえ、門柱等の工作物や樹木について適正 な保存のあり方を検討するとともに、環境保全の整備方針を定める。

ウ. 防災計画

当該文化財建造物において想定される人的災害及び自然災害について、現行の建築基準法、消防法への対応や耐震・耐風対策等を踏まえたうえで、可能な限り文化 財の価値を損なわないように工夫しつつ、予防と対応の方策を定める。

# I. 整備計画

当該文化財建造物の文化財としての保存のために必要となる基本的な整備の考え方について定める。

#### 1. 活用基本計画

当該文化財建造物の文化財としての保存、啓発・展示及び地域活動等に資する活 用と公開の方針とともに、地域住民や市民にとっても魅力的であり、効果的な資料 展示や必要な施設整備について定める。

# カ. 保護に係る諸手続き

保存管理計画、環境保全計画、防災計画及び活用基本計画に内容に即して、文化 財保護法及び関係法令に基づき、登録有形文化財(建造物)としての修繕や改修な どに必要な届出、協議等の手続きを定める。

# 2. 保存管理計画

- (1) 保存管理の現状
  - ① 保存状況
    - 7. 外観
      - 【本館】

本館は、屋根や外壁を全体的にみると、大正5年建設当初とほぼ変わらない形状 で保存されている。

大屋根は、寄棟造桟瓦葺きで屋根勾配6寸としている。南面の外壁は、1階・2 階とも下見板張であるが、老朽化が進んでいる。1階は歪みのある硝子を使用した 引き違い窓が大きくとってある。昇降口の玄関上部のアーチ状にデザインされた硝 子については、古写真(30頁)をみると、建設当初は色硝子の可能性も考えられる。 2階は上げ下げの硝子窓となっている。

西面の外壁は南面同様、下見板張で引き違い硝子窓、2階は上げ下げの硝子窓と なっている。東面の外壁は下見板張であるが、雨水等により老朽化が顕著であり、 防水対策として帆布で覆ってある。また、階段下部にあたる出入口は閉鎖され、石 段もなくなっている。1階東側の建具はアルミサッシに改修されている。

北面は、建設当初は開閉できるように建具があったと推定されるが、現在は波形 亜鉛鍍鉄板張となっており、その上部の漆喰壁は建設当初の姿を残している。

東側の小使棟との接続部にはアルミ製の出入口が追加されている。軒裏、アル ミサッシの上下部などに腐朽がみられるほか、白蟻の被害を受けている。

なお、石積みの基壇は、建設当初の図面では、野面石積みであるが、現状は整形 の切石積みである。



本館(北面)

本館(東面)

本館(南面)



#### 【来賓室棟】

来賓室棟は、平屋で寄棟造桟瓦葺であり、建設当初の姿をほぼ残している。南面 にはコンクリート製のスロープが増設されており、出入口及び庇が設けられている。 またその出入口の西側の窓は破損したためか取り外され、ベニヤ板で覆われた状 態となっている。

西面は、建設当初の図面では東面、北面と同様の三角押縁の縦板張と内法上部が 漆喰壁であったが、現状では全面が本館と同様の下見板張で、建設当初の図面に は小窓がある。北面は、物置の窓が一部追加されているほか、格子の痕跡がみられ るが、その他の部分については、建設当初の三角押縁の縦板張と上部が漆喰壁の 壁面を残している。また、柱の劣化、土台と柱脚の腐朽欠損、上部漆喰の欠損な どの老朽化がみられる。



来賓室棟(北面)

来賓室棟(東面)

来賓室棟(南面)

来賓室棟(西面)

#### 【小使室棟】

小使室棟は、屋根は当初、寄棟造桟瓦葺きであったが、現在では波形亜鉛鍍鉄板 に葺き替えられている。外壁は、現在は波形亜鉛鍍鉄板で覆われているが、内法上 部の漆喰壁は建設当初の姿を残している。東面と西面には休憩室(建設当初は土間) と便所に外部への出入口が設けられていたが、現在は外壁材で覆われており、内部 からの利用のみとなっている。

東面には出入口部分の石段が残るが、石材が不揃いであり当初と異なる可能性が ある。小使室西側の廊下の北端は現状壁となっているが、設計図では軒内への出 入口となっており、現在も踏石が残る。

建具は全てアルミサッシに替えられており、特に東面と西面の建具は室内の改 修に伴い、形状も変更されている。



小使室棟(北面)



小使室棟(東面)





小使室棟(西面)

同左

# 内観

### 【事務室(板間)】

室内全体としては、かつて芸濃町資料館として使われていた当時の展示棚が付け 加えられており、受付カウンター等に一部改変がみられる他は、建設当初に近い形 で保存されている。

昇降口の建具周りの内壁も雨水等により損傷が顕著であり、壁土が崩れ落ちてい るほか、床下の土台も一部白蟻等により朽ちているものがみられる。

受付カウンターは、事務室の床面が土間より高くなっており、当時の時代背景を うかがうことができる。床面は平成 11 年頃に緑色に塗装されている。

なお、戦後に明小学校から移設された奉安殿の金庫が北面の西側に残されている。



事務室(北面)

事務室(東面)

事務室(南面)

事務室(西面)

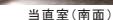
【当直室】

建設当初から床は畳敷きであり、現在も畳敷きとなっている。また、東側の窓は アルミサッシに改修され壁面も新しく改修されている。東側の土壁及び南側の押し 入れの内壁に損傷がみられる。



当直室(北面)





当直室(西面)

#### 【休憩室】

休憩室は、建設当初は外部への出入口を東側と西側に備えていた土間と当初の小 使室を一室に改修されたものである。現在はかつての土間の出入口が壁になってお り、室内からの利用のみとなっている。

天井、壁、床は改装により建設当初の仕上げ材が変更されており、建具もアルミ サッシに取り替えられている。なお、座式の会議机が2脚残されている。



休憩室(北面)



休憩室(東面)



休憩室(南面)



休憩室(西面)

# 【物入】

物入は、建設当初より物入であったが、天井、壁、床は改装により仕上げ材が変 更されており、建具もアルミサッシに替えられている。









物入(北面)

物入(東面)

物入(南面)

物入(西面)

## 【来賓室】

来賓室の天井、壁、床は、ほぼ建設当初の姿が残っており、天井には漆喰彫刻の 中心飾りが1箇所設けられている。北面の窓上部の梁に老朽化がみられ、壁には後 補の棚が取り付けられているほか、一部の漆喰壁に欠損がみられる。

また、北西隅に金庫と部屋の中央には芸濃町資料館の展示物である手押しポンプ 機が残されている。



来賓室(北面)



来賓室(東面)







来賓室(西面)

# 【物置】

現在は窓が北側、南側に設けられているが、建設当初の図面では北側の窓はなく、 西側に設けられている。建設時の計画変更によるものと思われる。南側の窓はなく、 ベニヤ板で塞がれただけの状態であることから、風雨による劣化がみられ、壁の漆 喰の欠損がみられる。また内壁には棚の当たり痕跡が残る。

なお、内部には座式机4脚のほか資料館の展示物等が残されている。



物置(北面)



物置(東面)



物置(南面)



物置(西面)

### 【土間(事務室)】

事務室の南側に設けられた土間は2次的なコンクリート叩きであり、事務室と土 間を仕切る受付カウンターも一部の改変はみられるものの、ほぼ建設当初のまま残 されている。ただし、カウンターと天井を直接支持する柱はなく金属製ポールによ って支持されている。



土間(北面)

土間(東面)

土間(南面)



土間(西面)

# 【謄写室】

建設当初の図面では西側出入口部に扉があったが、現状では扉はなく、撤去跡が 認められる。また、東側に据え付けられている下駄箱は近年に付け加えられたもの と推定される。北側の上框は当初のものと考えられる。

天井、壁、床は、建設当初の仕上げ材が残されている可能性がある。



謄写室(北面)

謄写室(東面)



謄写室(南面)



謄写室(西面)

## 【納戸】

納戸は、建設当初の図面にはなく、後年の改修により本館と小使室との入り隅取 り合い部に増設されたものである。出入口部分南の柱に当初窓開口の敷居痕がみら れ、北の柱には痕跡を隠していると考えられる当板がみられる。この改修時に本館 背面東隅を間仕切り、新たに一筋を設け、建具を建てたともの推定される。

また、小使室西側の廊下の北端は現状漆喰壁となっているが、設計図では軒内へ の出入口となっており、この改修時に壁にしたものと考えられる。なお、この壁の 外側、軒内部分には沓脱石とみられる切石が置かれている。









納戸(北面)

納戸(東面)

納戸(南面)

納戸(西面)

# 【階段(本館)】

階段の東側の壁は、老朽化が進み応急的に当て板で保護している。階段は、平成 11年頃に緑色に塗装されており、1階から2階に向かって上り、回り込んだ左側に 転落防止用の柵が設けられている。

また、踏面に比べて蹴上が高くなっており、現行の建築基準法で求められるもの より急傾斜となっている。









階段(北面)

階段(東面)

階段(南面)

階段(西面)

# 【便所1 (小使室棟)】

便所は、建設当初は外部への出入口を西側に備えていたことが図面から確認でき るが、当時の設備は現存しない。現在は出入口が壁に改修され室内からの利用のみ となっている。

天井、壁、床は改装により仕上げ材が変更されており、建具もアルミサッシに替 えられている。



便所1(北面)



便所1(東面)



便所1(南面)



便所1(西面)

#### 【便所2(来賓室棟)】

建設当初の便器は撤去されており、床面は木製の板が貼られているものの、劣化 が顕著である。

また、天井は雨漏り等による腐朽がみられ落下の危険があるほか、壁の断裂、漆 喰の剥離落下、窓枠の歪みなどの劣化も進んでいる。

なお、水道配管のために東側の外壁及び間仕切り部に穴が空けられている。







便所 2(南面)



便所 2(西面)

#### 便所 2(北面)

便所 2(東面)

# 【廊下1 (本館事務室東側)】

上がり框部分は近年の改修がみられ、建設当初は現状より3尺北側であったと推 測される。床面はフローリング(縁甲板)となっており、後年に改修されたもので あると推測される。天井、壁は建設当初の仕上げ材が残されている可能性がある。



廊下1(北面)



廊下1(東面)



廊下1(東面)



廊下(西面)

#### 【廊下2(本館事務室北側)】

建設当初の図面では、事務室北側の廊下は東西方向へ通り抜けが可能な構造となっているが、後年の改修により壁が追加され、現在は行き止まりの構造となっている。北東側には納戸が増設されているほか、その西側にアルミ戸が付け加えられている。

なお、現在、西側には芸濃町資料館の展示棚がそのまま残されている。









廊下2(北面)

廊下2(東面)

廊下2((南面)

廊下2(西面)

## 【廊下3(来賓室棟東側)】

建設当初の図面では北側の便所との間に扉が確認できるが、現状では扉はなく、 撤去跡が認められ、南側来賓室南東角に移されたものであろう。

また、天井、床と南側を除く壁は、当初の仕上げ材が残されている可能性がある。 東側の窓には歪みのあるガラスが使われていることが認められる。天井、壁及び床 とも老朽化が進んでおり、漆喰壁の欠損等の劣化がみられる。

なお、2階議場への階段が建設当初のまま残っているが、手摺は後補のものであろう。



廊下3(北面)



廊下3(東面)



廊下3(南面)



廊下3(西面)

# 【廊下4 (来賓室棟南側)】

南側に出入口が追加されている。また、床面は建設当初は廊下全体が隣接する来 賓室、物置とほぼ同じ高さであったと推定されるが、現在は南側の出入口に接する 部分のみが一段低くなっており、南側の出入口の増設時に改修されたものと推定さ れる。また、東側の廊下3との境界部の間仕切り及び扉は、建具を転用して後に追 加されたもので、明支所当時のものと思われる。

なお、漆喰壁の雨漏りによる欠損、窓上部の梁の腐朽、窓枠の歪み、床材の白蟻 被害等の劣化がみられる。



廊下4(北面)



廊下4(東面)



廊下4(南面)



廊下4(西面)

【議場】

建設当初から議場として使われていたため、大広間の空間となっており、加えて 南面が上げ下げ窓の開口であり、耐震性能を低くしている。

天井には建設当初のままの漆喰彫刻の中心飾りが2箇所設けられており、床は板 敷きであった。現在は合板で覆われれているが、合板の下には見切縁の痕跡が確認 でき、昭和20年代後半には通路状の板間と畳敷きからなる議場であったと考えられ る。

上げ下げ窓は建具の老朽化が顕著で開閉することができない状況である。また、 バルコニーへの扉は合板で塞がれており、雨漏りのため腐朽が進んでいる。

北西隅には来賓室棟から上る階段へ通ずる開き戸を備えるものの、合板で塞がれ 現在は開閉できない状況となっている。なお、室内の北面には芸濃町資料館として 使用されていた当時の展示棚や展示ケースなどが残っている。



議場(北面)

議場(東面)

議場(南面)

議場(西面)



畳敷き痕跡1





畳敷き痕跡4

### 【昇降口】

本館への正面玄関となっており、上部はバルコニーとなっているが、建設当初の 扉は開き戸から引き違いの改変されているが、開口上部はアーチ状にデザインされ た硝子が嵌められている。昇降口の床面は亀甲模様のデザインが施されている。バ ルコニーは覆屋を設けて保護しているが老朽化が著しい。

開口部周辺の壁は、雨水の浸入により腐朽が進んでいる。



昇降口(南西面)



昇降口(南西面)



昇降口(南東面)



昇降口(北西面)

# ② 管理状況

平成17年に芸濃町資料館が廃止された後、平成22年度~平成24年度及び平成27 年度に各1日は一般公開された以外は利活用は行われておらず、空家のまま現在に至 っている。近年、老朽化が一段と進み、バルコニーなど危険と考えられる部分につい ては、覆屋設置とともに簡易補強を施し、本館東壁面には帆布張により防水対策を行 っている。

なお、現在は津市教育委員会生涯学習課が管理している。

# (2) 保護の方針

# ① 保護方針の設定

当該文化財建造物は、大正5年に建設された後、来賓室棟に南面のスロープ付きの 入り口が増設され、北・西面外壁の開口部の変更がみられるが、ほぼ建設当初の外観 をとどめている。

また、内部では、2階議場の床が板間(一時、畳敷き)から合板張に変更されてい るものの、小使室・便所以外は大規模な改修等は行っておらず、当時の役場の雰囲気 を残している。

このため、当該文化財建造物の建設当初の姿に配慮しつつ、可能な範囲で旧明村役 場庁舎としての価値を有する時期(昭和 30 年頃までの村役場時代)の姿を保存するこ とを保護方針とする。

主要な構造及び外壁を構成する村役場時代の各部材は、材料自体の保存を行い、変 更されている部分は可能な範囲で元の材質に戻し、老朽化等により腐朽している材料 については、当時施工された材料と同等のものを利用し、保存する。

内装や内部建具等については、村役場時代と判断できる部材については、材料自体 の保存も考慮しつつ、材料の形状、材質、仕上げ、色彩等の保存を行う。

その他、改修等により村役場時代の現状が失われている部分、活用及び補強のため 改造が不可欠となる部分は、改修等に際して、村役場時代の建物の雰囲気を損なわな いよう意匠上の配慮を行う。

なお、改修等にあたっては、写真、実測、部材の一部保存などで記録をとることと し、外壁、カウンターなどのペンキ塗り部分は、擦り出して当初の色調や塗り替え時 の色調を確認する。

#### 部分と部位の設定と保護の方針

前述の保護方針の設定を踏まえ、当該文化財建造物の村役場時代の姿を基本とし、 桟瓦葺きの屋根や下見板張りの外観、土間より一段上がった事務室の板張り床や2階 議場の畳敷き(痕跡あり)等の文化財の価値を守るために保存が必要な部分、文化財 として維持・保全のための活用・補強等が必要な部分、維持管理・公開活用のための 整備や改変が必要な部分を区分する。

具体的には、次のとおり当該文化財建造物の部分及び部位を設定して、保護の方針 を定めるものとする。

7. 部分

部分とは、屋根、外観、各部屋内装などを単位とする。部分の区分は次の3種類 に設定する。

7) 保存部分

文化財としての価値を守るために保存が要求される部分。

() 保全部分

文化財として維持及び保全することが必要とされる部分。改造により文化財と しての現状が失われている部分、保存活用において原状に復する部分、活用及び 補強等のため改造が不可欠となる部分等を含む。

#### ウ) その他の部分

維持管理、公開活用のために改変が許容される部分。

イ. 部位

部位とは、一連の部材(室内の天井、壁面、床、窓及び窓枠、軒飾り等)を単位 として、目視による観察や調査によって明らかな範囲で、部分は部位により構成さ れる。

部位は、保護の基準1~3までの3段階に設定するとともに、概ね「基準1」は 建物の変遷におけるⅠ期・Ⅱ期、「基準2」はⅢ期・Ⅳ期の一部、「基準3」はⅣ 期の一部及びV期に相当するものと考える。

7) 基準1:村役場として建設、変更された部材

保存部分は、原則、部材の保存を行う。補修・更新する場合は、可能な限り村 役場時代の仕様に倣う。保全部分及びその他の部分は、部材の保存を検討し、補 修・更新する場合は当初の仕様に配慮する。

- 1) 基準2:村役場時代より後の変更部材(村役場以後の改変に伴う変更部材) 保存部分は、補修・更新する場合には村役場時代の意匠に配慮する。また、撤 去も含めて復原を検討する。保全部分及びその他の部分は、補修・更新する場合 には意匠に配慮する。また、撤去を検討する。
- ウ) 基準3:近年の維持管理に伴って変更された部材 保存部分、保全部分及びその他の部分は、補修・更新する場合には周囲との調 和に配慮する。

区分	設定	該当部分
保存部分	文化財として価値を守るために	屋根、外壁、昇降口、事務室・土
	保存する部分	間、来賓室、議場、階段(東·西)、
		廊下、バルコニー
保全(活用)部分	文化財として維持・保全する部分	宿直室、休憩室、廊下、謄写室
	(活用・補強等のための改造、保	
	存・活用において原状に復する箇	
	所を含む)。	
その他の部分	維持管理・公開活用のための整	納戸、便所 (東・西)、物入、物置、
	備・改変が許容される部分	屋外スロープ

#### 表一当該文化財建造物の保護の方針

# 表一当該文化財建造物の区分と部位の保護方針

	保存部分	保全部分	その他部分
	文化財として価値を	文化財として維持・保	活用・補強等のために改
	守るために保存する	全する部分(活用・補	変が許容される部分
	部分	強等のための改造、保	
		存・活用において原状	
		に復する箇所を含む)。	
基準 1	原則、部材の保存を行	補修・更新する場合は、	補修・更新する場合は、
村役場として建	う。補修・更新する場	村役場時代の意匠に配	意匠に配慮する。
設、変更された部	合は、可能な限り村役	慮する。	
材	場時代の仕様に倣う。		
	補修・更新する場合	補修・更新する場合は、	補修・更新する場合は、
基準 2	は、村役場時代の意匠	意匠に配慮する。また、	周囲との調和に配慮す
村役場時代の後	に配慮する。また、撤	撤去を検討する。	る。また、撤去を検討す
の変更部材	去も含めて復原を検		る。
	討する。		
基準 3	補修・更新する場合	補修・更新する場合は、	
<sup>委 (</sup> 3) 近 年 の 維 持 管 理	は、周囲との調和に配	周囲との調和に配慮す	
近年の維持管理に伴って変更さ	慮する。また、撤去も	る。また、撤去を検討	
れた部材	含めて復原を検討す	する。	
イレノニ ロドイク	る。		

# 表一部位の設定(外観)

部分		部位	詳細	材質・材種等	基準
		構造躯体	木造、当初材	杉、桧	基準1
		小屋組	木造、当初材	杉	基準1
	本館	屋根	木造、当初材	桟瓦葺き	基準1
	平晤	壁	木造、当初材	下見板張	基準1
		外部建具	後補材	桧	基準1
		外周部石積	木造、当初材	御影石	基準1
	小使室	構造躯体	木造、当初材	杉、桧	基準1
外観		小屋組	木造、当初材	杉	基準1
		屋根	後補材	波形亜鉛鍍鉄板張	基準2
		壁	後補材	化粧合板張	基準3
		外部建具	後補材	アルミサッシ	基準3
		外周部石積	木造、当初材	御影石	基準1
	来賓室	構造躯体	木造、当初材	杉、桧	基準1
		小屋組	木造、当初材	杉	基準1
		屋根	後補材	桟瓦葺き	基準1・2

部分		部位	詳細	材質・材種等	基準
	来賓室	壁	木造、当初材	下見板張	基準1
		外部建具	木造、当初材	桧・杉板	基準1
		外周部石積	木造、当初材	御影石	基準1
外観	昇降口	天井	当初材	板材	基準1
		柱	当初材	杉	基準1
		床	当初材	石張	基準1
		建具	後補材	桧	基準1
	バルコニー	柱	当初材	杉	基準1
		床・手摺	当初材	杉	基準1
		覆屋・支柱	後補材	杉	基準3

# 表一部位の設定(内装)

	部分	}	部位	詳細	材質・材種等	基準
		事務室 (板間)	天井	当初材	縁甲板張	基準1
			壁	当初材	漆喰塗	基準1
			腰壁	当初材	桧	基準1
			建具 (窓)	当初材	桧	基準1
			床	後補材	板張	基準1.3
			天井	当初材	棹縁天井	基準1
			壁	後補材	砂壁	基準3
		当直室	腰壁	後補材	プリント合板	基準3
			建具 (窓)	後補材	アルミサッシ	基準3
			床	後補材	タタミ敷き	基準3
内	1 階	休憩室	天井	後補材	化粧石こうボード	基準3
装			壁	後補材	プリント合板	基準3
仕			建具 (窓)	後補材	アルミサッシ	基準3
上			床	後補材	カーペット	基準3
			天井	後補材	化粧石こうボード	基準3
			壁	後補材	プリント合板	基準3
			建具 (窓)	後補材	アルミサッシ	基準3
			床	後補材	クッションフロア	基準3
		来賓室	天井	当初材	縁甲板張	基準1
			壁	当初材	漆喰塗	基準1
			腰壁	当初材	羽目板	基準1
			建具 (窓)	当初材	桧・杉板	基準1
			床	当初材	板張	基準1

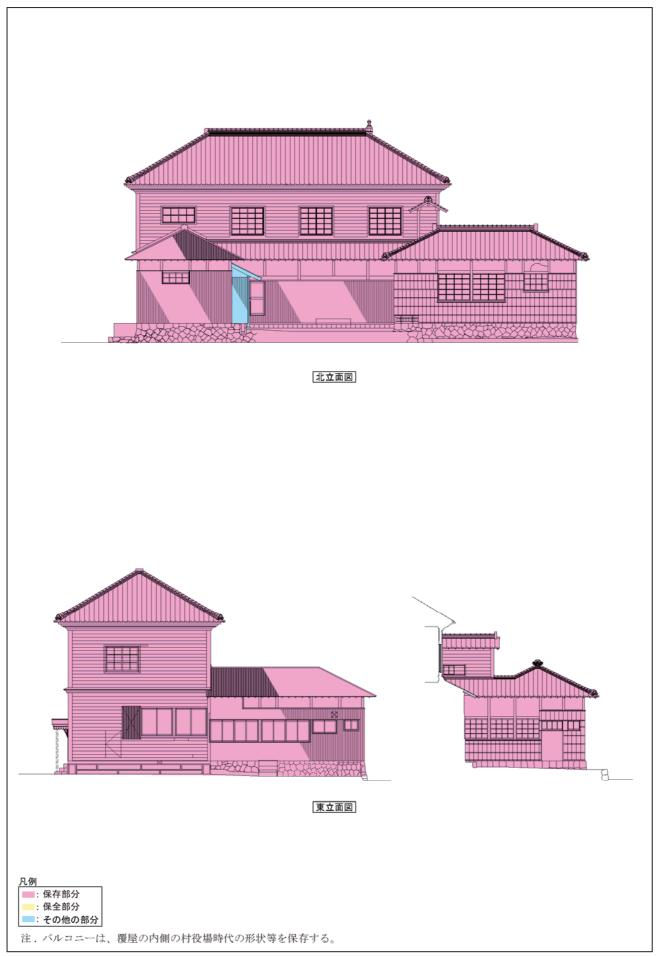
部分		部位	詳細	材質・材種等	基準	
			天井	当初材	棹縁天井	基準1
		物置	壁	当初材	漆喰塗	基準1
			建具 (窓)	当初材	桧	基準1
			床	当初材	板張	基準1
			天井	当初材	縁甲板張	基準1
			壁	当初材	漆喰塗	基準1
		土間 1	腰壁	当初材	羽目板	基準1
			建具 (窓)	当初材	桧	基準1
			床	後補材	土間コンクリート	基準2
			天井	当初材	棹縁天井	基準1
		謄写室	壁	当初材	漆喰塗	基準1
		扂子主	建具 (窓)	当初材	桧	基準1
			床	後補材	土間コンクリート	基準2
			天井	当初材	棹縁天井	基準1
		√− −	壁	後補材	漆喰塗	基準2
	1 階	納戸	建具 (窓)	後補材	桧	基準2
			床	後補材	板張	基準2
内			天井	当初材	縁甲板張	基準1
装		階段	壁	当初材	漆喰塗	基準1
仕			腰壁	当初材	羽目板	基準1
上			床	後補材	土間コンクリート	基準2
		便所1	天井	後補材	化粧石こうボード	基準3
			壁	後補材	プリント合板	基準3
			腰壁	後補材	タイル貼	基準3
			建具 (窓)	後補材	アルミサッシ	基準3
			床	後補材	タイル貼	基準3
		便所 2	天井	当初材	棹縁天井	基準1
			壁	後補材	漆喰塗	基準2
			床	当初材	板張	基準2
		廊下1	天井	当初材	棹縁天井	基準1
			壁	当初材	漆喰塗	基準1
			腰壁	当初材	羽目板	基準1
			床	後補材	クッションフロア	基準2
			天井	当初材	棹縁天井	基準1
		廊下2	壁	後補材	プリント合板・漆喰塗	基準3
			床	後補材	板張	基準1・3

	部分		部位	詳細	材質・材種等	基準
		廊下3	天井	当初材	棹縁天井	基準1
			壁	当初材	漆喰塗	基準1
			建具 (窓)	当初材	桧	基準1
			床	当初材	板張	基準1
内	1 階		天井	当初材	棹縁天井	基準1
装		廊下4	壁	当初材	漆喰塗	基準1
仕		(月) [· 4	建具 (窓)	当初材	桧	基準1
上			床	当初材	板張	基準1
		議場	天井	当初材	縁甲板張	基準1
	2 階		壁	当初材	漆喰塗	基準1
			建具 (窓)	当初材	桧	基準1
			床	後補材	板張	基準3
			天井	当初材	縁甲板張	基準1





# 図-保護方針図③

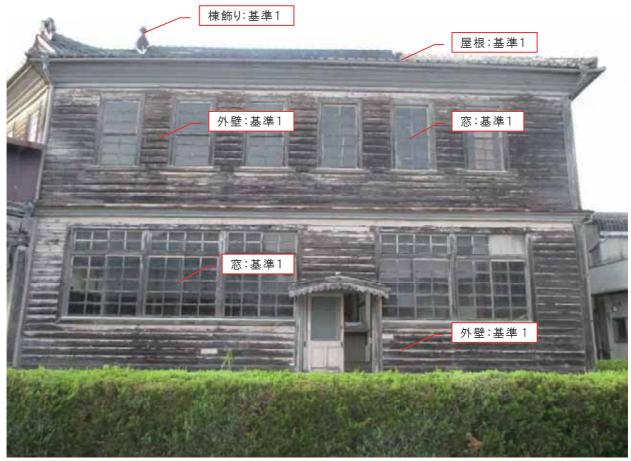




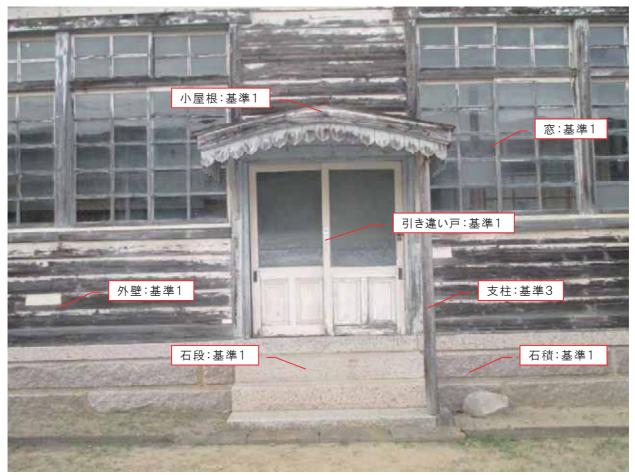
```
外観 本館(南西面)
```



外観 本館(南西面)



外観 本館(南面)



外観 本館(南面)



外観 本館(西面)



外観 本館(北面)



外観 本館(東面)



外観 小使室(西面)



外観 小使室(北面)

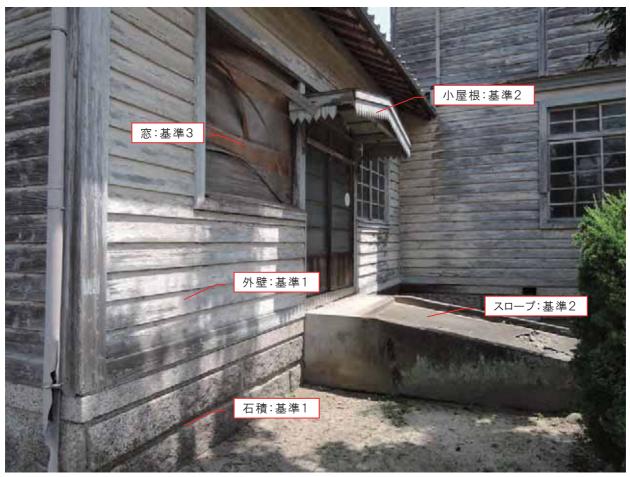
石積:基準1



外観 小使室(東面)



外観 来賓室(南面)



外観 来賓室(南面)



外観 来賓室(西面)



外観 来賓室(西面)



外観 来賓室(北面)



外観 来賓室(東面)



外観 来賓室(東面)



外観 来賓室(東面)



外観 昇降口(南面)



1階 事務室(北西面)



1階 事務室(西面)



1階 事務室(東面)



1階 当直室(南面)



1階 当直室(北東面)



1階 休憩室(南西面)



1階 休憩室(東面)



1階 物入(東面)



1階 来賓室(東面)



1階 来賓室(南面)



1階 謄写室(北東面)



階段



1階 便所1(東面)



1 階 便所 1 (東面)



# 1 階 廊下4(西面)



1 階 廊下4(北面)



1階 廊下3(北面)



1 階 廊下3(西面)



2階 議場(東面)



2階 議場(南面)



2階 議場(南西面)

### (3) 管理計画

### ① 管理体制

本市の他の文化財と同様に、文化財保護法及び関連法令に基づく管理を行うものと する。津市教育委員会が建物の維持管理を行い、地域住民や市民が利用しやすく親し める施設として管理運営を行う。

#### 2 管理方法

#### 7. 保存環境の管理

当該文化財建造物が建つ敷地とその周辺を常に清潔な環境として保持し、適切か つ良好な状態で管理する。また、文化財保護法、建築基準法及び消防法等の法律と それに基づく政令や諸規定に従い、建築意匠、建築構造、避難施設や消防設備等施 設の管理に必要な保守点検、ペンキ塗装等のメンテナンスを定期的に実施する。 なお、バルコニー等は、樋の詰まり対策や防水塗装などを行い耐久性を確保する。

#### イ. 建造物の維持管理

維持管理にあたっては、修繕が必要と考えられる状態が発生した場合は、写真、 実測、部材の一部保存することなどで記録をとり、今後の保存修理の参考資料とす る。

### ウ. 管理上の留意点

- 歴史資料の展示施設、市民施設としての管理規定、施設運用規定や建物の管理のための規約等を必要に応じて定めることとする。
- 管理する施設が文化財建造物であることに十分留意し、建造物に損傷を与える ような行為は避ける。このことを掲示板や資料等により来訪者や利用者に周知す るものとする。

#### (4) 修理計画

#### 当面必要な維持修理の措置

現時点の段階で保存及び公開活用の安全、便益確保のため、当面必要と考えられる 修理等は以下のとおりである。

- 基礎、土台、柱、梁、桁等構造材の腐朽、欠損、劣化等の補強、取り替え
- 屋根、外壁、外部建具、雨樋、バルコニーの損傷部の修理、修復
- 内部漆喰欠損、崩落部の修理、修復
- 天井回り縁の沈下傾斜の修理、修復

#### 今後の保存修理計画

建物に関する図面や写真等の調査を継続し、資料等をもとに建設当初の姿とその後 の変遷を可能な限り明らかにし、可能な箇所を復原していくことを基本とする。ただ し、復原することで建物の損傷を招くおそれがあると推測される場合は、当該文化財 建造物の雰囲気を損なわない範囲で復原に代わる最適な方法を検討する。

### 3. 環境保全計画

## (1) 環境保全の現状と課題

① 概況

当該文化財建造物の立地する敷地は、建築物が空家となっているため特に利用され ていない。敷地は約25m四方の略方形で、南側や西側の前庭は比較的広く、使い易 くなっているものの、背後地である北側の明小学校の敷地や東側の民有地との間は狭 く、施設の利用や維持管理を行いにくい状況にある。

敷地の南側から西側の庭には、明村に合併した7ヶ村に因んで7本の樹木(現存す るものは4本)を植えた記念樹と言われているマキ、ヤマモモ、クロガネモチなどが あり、道路境界に沿ってカイズカイブキの生垣がある。現在、当該敷地内については、 地元老人クラブに草刈り等の維持管理委託を行っており、年間を通じて見学可能な環 境が整えられている。

また、当該敷地の北側は、明小学校の遊具スペースとなっており、滑り台などの遊 具が設置されている。

なお、当該敷地西側を通る市道牛谷線は、明小学校児童の通学路となっているもの の幅員約 3.5mと狭く、併せて災害時の避難所である同校への大型緊急車両の通行等 に支障があることから、地域住民等から安全面への配慮が求められている。

#### 2 外構等の現状

#### 7. 門柱 · 脇柱

市道牛谷線・市道林町中線と県道鈴鹿芸濃線が交差する当該敷地南西側の角部に 花崗岩の門柱2本が建ち、左右に脇柱の基壇が残り、当初は鉄柵による袖塀が設け られていた。門柱の柱間は設計図より広く、位置関係も若干異なる。これは後年の 県道鈴鹿芸濃線の拡幅工事に伴い、若干、敷地側に移動した可能性がある。

なお、脇柱は昭和 31 年の明支所開設に伴い、門柱として来賓室棟のスロープ前に 移設されたが、現状では内1本が当該敷地西側の庭に放置されている。



門柱







脇柱基礎

脇柱

1. 石積

当該敷地の西側及び南側の道路境界沿いは、高さ 20~30 cm、30~40 cm程度の花崗 岩の石積であり、敷地北側の裏庭の擁壁は高さ 50~60 cm程度の石積となっている。 敷地東側の隣地境界は溝となっている。



石積(西側)

石積(南側)

石積(北側)

石積(東側)

### **ウ.**樹木

前述の7ヶ村の記念樹の内現存しているものは、当該敷地西側の3本(マキ、ヤマ モモ、クロガネモチ)と南側の1本(アラカシ)のみである。マキ、ヤマモモ、クロ ガネモチは樹高が7~7.5m程度で未剪定の状態であり、アラカシは腐朽木となって いる。

当該敷地の南側及び西側の道路境界沿いの生垣には、昭和 50 年代に植えられた思 われる樹高1m程度のカイズカイブキが植えられている。敷地北側の裏庭は、明小学 校游具スペースの境界沿いに槙垣があるほか、樹高6m前後のマキ、クロガネモチな どがあるが、手入れはなされておらず日当たりが悪くなっている。



樹木(西側)







樹木(北側)

樹木(北側)

I. 水準点

当該敷地南側の門柱近くの生垣の背後には、国土地理院設置による丸石の一等水準 点があり、そのそばに同水準点の掲示板も建てられている。



水準点





水準点(拡大)

### **f**. 隣地

当該敷地北側の明小学校の遊具スペースには、滑り台や雲梯、ブランコなどの遊具 が設置されており、周囲にはサクラ、クロガネモチ、ハナミズキ、イロハモミジ、マ キ、クスノキなど、多種多様な樹木が植えられている。

また、明小学校校門近くに同校創立百周年記念碑があるほか、街路灯、カーブミラ ー、避難所掲示板などがある。市道牛谷線沿いに同校の駐車スペースがあり、当該文 化財建造物(来賓室棟)の背後付近にはケーブル柱が1本立っており、隣接する市道 牛谷線の中部電力(株)の電柱(NTT併設)にケーブルが繋がっている。

なお、敷地東側の隣地は津安芸農業協同組合用地となっており、鉄骨造の事務所・ 倉庫が建っているが、通常業務は行われていない。







創立百周年記念碑



避難所揭示板



駐車スペース・ケーブル柱



市道牛谷線は、幅員の広いところは約6mであるが、当該文化財建造物(来賓室棟) 西側では約3.5mと狭くなっている。また、当該敷地沿いには溝(暗渠)があり、建 物背後で東に延びている。来賓室棟の北側背後には電柱が1本建っている。 なお、当該敷地南側の県道鈴鹿芸濃線の幅員は約4mとなっている。



市道牛谷線



市道牛谷線

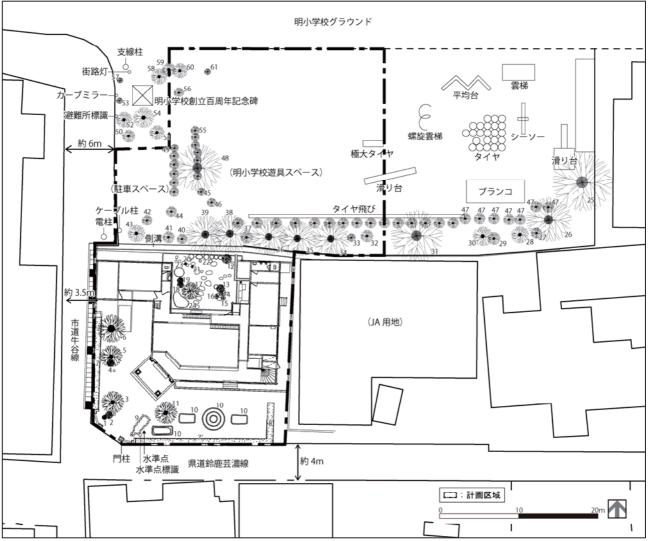


市道牛谷線



県道鈴鹿芸濃線

## 図ー外構及び道路等の現状



背景地図出典: 2011 三重県共有デジタル地図(数値地形図 2500(道路縁 1000)) 三重県市町総合事務組合

# 表一樹木調査結果

NO	名称	樹高(m)	幹周囲(m)	枝張り(m)	備考
1	サツキ	0.5	1 1 1 - C C C. M. M.		
2	ナンテン	2.0		P	and the second of the
3	7=	7.5	1.34	4.5	剪定木(7ヵ村合併記念樹木)
4	ヤマモモ	1.0		1.0	
5	ヤマモモ	7.5	1.32	3.0	剪定木(7ヵ村合併記念樹木)
6	クロガネモチ	7.0	3.50	2.7	朝定木(7ヵ村合併記念樹木)
7	カイズカイブキ	1.6		1.5	延長12.3m(18本)(生垣)
7'	カイズカイブキ	0.9	0	1.0	延長17.7m(生垣)
8	カイズカイブキ	0.9		1.0	延長4.5m(生垣)
9	リュウノヒゲ				
10	アガパンサス		and a second second		Second
11	アラカシ	3.7	1.00	2.0	腐朽木(伐採)(7ヵ村合併記念樹木)
12	サルスベリ	4.6	0.65	4.0	
13	クロガネモチ	5.5	0.40	3.0	
14	マキ	4.8	0.20	1.5	
15	カイズカイブキ	- 1.6		1.5	
16	クロガネモチ	3.5	0.20	1,3	
17	マキ	6.5	0.88	3.5	
18	ナンテン	3.0		1.5	
19	ツバキ	4.5	0.20	2.0	
20	クロガネモチ	5.5	0.32	3.0	
21	ナンテン	2.0		1.0	
22	マキ生垣	2.3		0.8	延長6.0m(7本)
23	ハラン	1	· · · · · · · · · · · · ·	1 - States	
24	ハラン			S	

# 表一樹木調査結果(明小学校)

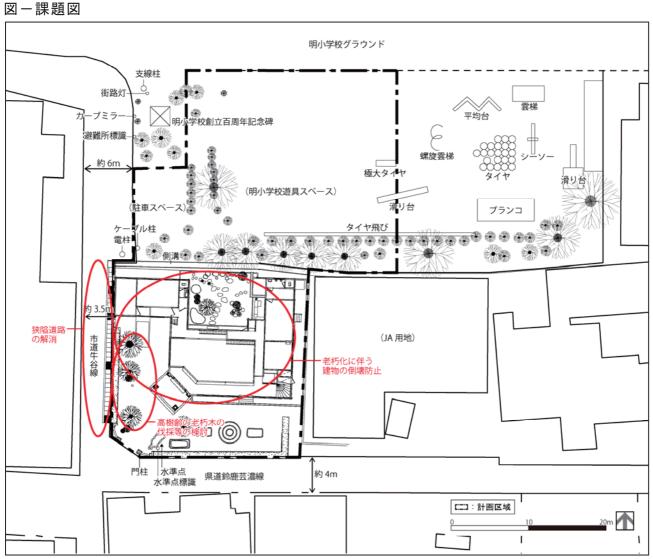
NO	名称	樹高(m)	幹周囲(m)	枝張り(m)	備考
25	サクラ	4.5	1.24	8.0	
26	サクラ	4.5	0.85	5.0	
27	リッパキ	2.5		1.8	
28	クロガネモチ	4.0	0.71	3.0	
29	クスノキ	2.5		2.0	
30	ハナミズキ イロハモミジ	4.0	0.35	3.5	
31	イロハモミジ	4.5	0.98	6.0	
32	クロマツ	3.7	0.17	2.0	
33	サンゴジュ	1,1		1.0	
34	クロマツ	6.5	1.01	4.0	
35	サクラ	6.0	0.75	4.0	
36	サクラ	6.0	0.84	4.0	
37	モッコク	4.0	0.46	2.0	
38	イロハモミジ イロハモミジ クロガネモチ	4.5	1.25	4.5	
39	イロハモミジ	4.5	1.02	4.5	
40	クロガネモチ	3.5	0.31	1.3	
41	177	5.8	0.75	1.8	
42	マサキ	2.2	0.15	1.2	
43	マキ	5.8	0.92	3.0	
44	クロガネモチ	5.2	0.45	1.6	
45	ニシキギ キンモクセイ	1.8	2	0.8	
46	キンモクセイ	2.0	S	1.0	
47	コノテガシワ	3.0		1.5	7本
48	クスノキ	6.0	1.86	6.0	
49	ニシキギ	1.8	1	0.7	
50	ヒマラヤスギ	4.0	0.62	1.5	
51	サザンカ	2.5		1.8	
52	ヒマラヤスギ サザンカ カイズカイブキ	2.5	De le e al	2.0	
53	ウツギ	2.0		1.0	
54	ウツギクスノキ	6.0	1.25	3.5	
55	イロハモミジ	2.5	0.41	1.3	
56	カイズカイブキ	2.8		1.5	
57	イロハモミジ	1.5	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	0.8	
58	モクレン イロハモミジ	3.0	0.45	2.0	
59	イロハモミジ	2.0		1.5	
60	サザンカ	2.8		1.8	
61	サザンカ	1.8		1.0	and the second
	コノテガシワ	0.7~0.8		-	上部強剪定25本

※幹周囲は地上高さ1.2mで計測

### ③ 課題と対応の考え方

当該文化財建造物の環境保全にあたり、前項の現状を踏まえ、次のとおり課題を整 理する。

- 7. 課題
  - 明小学校に至る通学路(市道牛谷線)が狭隘であり、警報発令時など保護者引 き渡しの際に支障がある。
  - 大型緊急車両(消防車)の通行が困難であり、災害に十分な対応ができない場 合がある。
  - 老朽化した建物のため、日々の登下校時においても危険性が増している。
  - 建設当初の記念樹とされる樹木は、必要に応じて剪定等を実施しているものの、 樹齢の増したものは、枝張も大きく樹幹も太く建物景観を阻害している。また、 高樹齢の庭木については根張も広く、移植しても根付きが困難で枯死する可能性 が高いことから伐採等も含め、取扱いを検討する必要がある。



背景地図出典:2011 三重県共有デジタル地図(数値地形図 2500(道路縁 1000)) 三重県市町総合事務組合

### イ. 対応の考え方

上記課題の対応に向けて、当該敷地北側の明小学校の遊具スペースへの移設の検 討にあたり、現在地保存の場合と移築地保存の場合における下表の評価を踏まえ、 移築地での保存とする。

なお、現状の角地としての建物南西面の正面性を確保するような環境づくりが必 要である。

表一	当該文	化財	建造物	保存	敷地の	)比較
----	-----	----	-----	----	-----	-----

	メリット	デメリット	評価
現在地	○ 建設当初の場所で伊	○ 明小学校児童の通学	○ 「現在地保存」とし
保存	勢別街道等との関連づ	路や生活道路として狭	て文化財の価値を残す
	けで、文化財の価値を損	小幅員の解消ができな	ことは重要であるが、
	ねることなく保存でき	$\langle v \rangle_{o}$	小学校児童の安全な通
	る。	○ 災害時の大型緊急車	学路及び緊急車輌の通
		輌の通行に支障がある。	行の確保は、極めて重
移築保	○ 明小学校児童により	○ 建設当初の建物・敷地	要かつ喫緊の課題であ
存	安全な通学路を確保で	と道路との関係性がな	ることに加えて、より
	きる。	くなり、文化財の価値を	活用を図ることができ
	○ 災害時の大型緊急車	損ねる。	るため、「移築保存」を
	輌の通行が可能となる。	○ 移築に伴い、保存でき	優位と評価する。
	○ 当該文化財建造物の	ない部材(材料)が生じ	なお、その場合のデ
	全体の姿を四周から観	るおそれがある。	メリットの解消には、
	察できる。	○ 移築に伴い、部分的な	可能な限り努めること
	○ 移築後の建物跡地を	改変などが生じる可能	とする。
	オープンスペースとし	性がある。	
	て多目的な活用ができ	○ 移築のための費用が	
	る。	必要となる。	
	○ 明小学校の課外授業		
	等として、当該文化財建		
	造物の一体的な活用が		
	できる。		

### (2) 環境保全の基本方針

当該文化財建造物は、前述の課題を解消するため、より多くの市民等が利活用できる ように敷地北側の明小学校の方角へ移築し保存して、今後は資料館的機能と地域の交流 施設として活用を図っていくものとする。

そのため、次の2点を基本方針とする。

- 文化財として可能な範囲で村役場時代の外観等周囲の環境を保全し、かつ建設当 初の角地にある敷地の建物南西面の正面性を担保するため、門柱、石積や生垣などに 配慮する必要がある。
- 敷地内は文化財建造物ともに美観を損なわないように、植栽も含めた適正な管理

を行うものとする。

#### (3) 区域の区分と保全方針

文化財建造物保存の観点から、当該文化財建造物の敷地内を「保存区域」、「保全区 域|及び「整備区域」に区分する。

#### (1) 保存区域:文化財建造物の雨落までの敷地

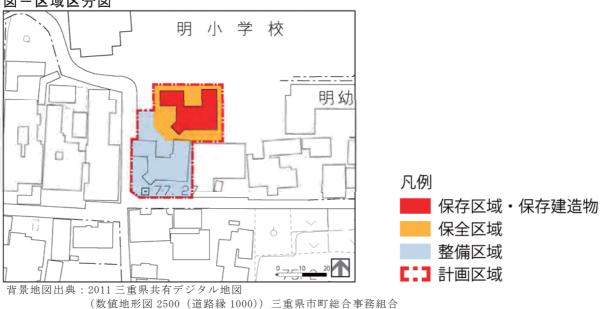
建造物の保護に不可欠な区域であり、原則として新たに建造物を設けず、建造物及 び雨落の保存修理のみ行う区域とする。ただし、復原にかかる構造物等及び管理、防 災上所有者が必要と判断した建造物については、設置ができるものとする。

#### 保全区域:文化財建造物の外観を保持するための敷地

保存区域に隣接し、当該文化財建造物の外観を保持するために、この域内では建造 物等の新築・増改築等の変更は、原則として行わない区域とする。ただし、当該文化 財建造物の管理若しくは防災上所有者が必要と判断した建造物については、設置がで きるものとする。

### 

当該文化財建造物の防災及び活用のため必要な区域で、角地であったことが理解で き、かつ市民が憩える空間とする。また見学者、利用者など来訪者の交流広場や駐輪、 駐車スペースなどが必要であり、当該文化財建造物の保存、管理、活用のために必要 な整備を行っていくものとする。



#### 図-区域区分図

### (4) 建造物の区分と保護の方針

当該文化財建造物は、登録有形文化財として適正に保護する。

# (5) 外構の保護方針

# 保護の方針

外構の基準立ては、「2.保存管理計画」に倣うものとし、下表のとおりとする。

### 表一部位の設定

	部位	詳細	材質・材種等	基準
	門柱	当初材	花崗岩	基準1
外	脇柱	当初材(明支所の門柱に転用)	花崗岩	基準1
構	延石	当初材 (鉄柵欠失)	花崗岩	基準1
	仕切石	当初材	花崗岩	基準1
	石積	当初材	花崗岩	基準1



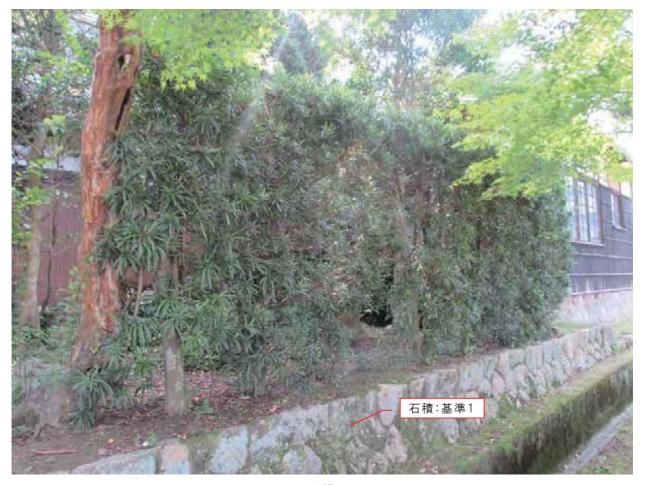
外構



外構



外構



### 各部位等の保存方針

「環境保全の基本方針」等を踏まえ、当該文化財建造物を明小学校(遊具スペース) への移築を前提とし、各部位等の保存方針を以下に整理する。

7. 門柱 · 脇柱

市道牛谷線と鈴鹿芸濃線及び伊勢別街道が交差する当該敷地南西側の角地の景観 を保全するため、現在の道路と建物の関係性を再現できる位置に門柱を移設するとと もに、放置されている脇柱と鉄柵の復原について検討を行う。

#### 1. 石積

当該敷地の西側及び南側の道路境界沿いの石積は、生垣の移植に併せて可能な範囲 で移設を行う。

なお、敷地北側の擁壁の石積は移築先の地盤高さを考慮したうえで、可能な範囲で 復原を検討する。

### **ウ.**樹木

現在の敷地にある樹木は、高齢樹になり老朽木となっているものもあり、基本的に は全て伐採・撤去するものとし、移築先敷地での後継木の植栽を行う。

なお、生垣のカイズカイブキは、移築先における現状敷地の形状の再現等のための 移植を検討する。

I. 水準点

水準点は現在地で保存することとするが、移設の必要が生じる場合は当該敷地の中 で移設地の確保を検討する。

オ. 隣地

当該文化財建造物の移築先である明小学校遊具スペースの遊具、樹木及び同校創立 百周年記念碑等については、同校関係者等と協議を行ったうえで移築時の障害となる 遊具は移設し、樹木は伐採または移植し、同記念碑は再配置等の検討を行う。

また、移設に伴い障害となるケーブル柱等については中部電力(株)など関係機関と 協議を行い、移設する。

九 道路

市道牛谷線については、通学路や災害時等の大型緊急車輌の通行に支障のない道路幅員の拡幅に併せて、関係機関と協議の上、同市道の側溝や電柱の移設を行う。

# 図-各部位の保全方針



背景地図出典:2011 三重県共有デジタル地図(数値地形図 2500(道路縁 1000)) 三重県市町総合事務組合

# (6) 防災上の課題と対策

当該文化財建造物の北側以外は民有地であり、木造や鉄骨造等の建物がある。 当該文化財建造物で発生した火災が周辺民家に延焼したり、逆に周辺民家で発生した 火災が当該文化財建造物に延焼したりすることも考えられるため、芸濃総合支所と地域 住民との連携による消防活動を実施する。

### 4. 防災計画

当該文化財建造物の防災計画は、後述する活用計画に対応したものとし、その内容を以下に整理する。

なお、来年度以降に予定されている実施設計にあたっては、改めて関係機関と協議の 上、建築基準法及び消防法等の精査を行うものとする。

#### (1) 建築基準法等への対応

### 当該文化財建造物の概要

建築基準法への適合を確認するにあたって必要となる当該文化財建造物の概要は以 下のとおりである。

当該文化財建造物は、建築基準法に関して以下の各条項に対応する必要があると考 えられる。

- 都市計画区域に関する規定:都市計画区域内のものを対象とする
- 建築基準法の手続きに関する規定:法6条
- 建築物の立地条件、環境に関する規定:法 28 条、43 条、44 条、52 条、53 条、56 条
- 建築物の防災に関する規定:法24条、35条、35条の2、36条
- 建築物の移動、避難に関する規定:法36条

#### 表一当該文化財建造物概要

・用途:展示場、復原議場・地域学習の場、高齢者等いこいの場、管理 室、他
・敷地面積:604 m<sup>2</sup>(現在)、1,330 m<sup>2</sup>(計画) 注.計画敷地面積はS=1/500 図上求積による概数。
・建築面積:216 m<sup>2</sup>(現在)、222 m<sup>2</sup>(計画)・建蔽率:35.8%(現在)、16.7% (計画)
・延床面積:322 m<sup>2</sup>(現在)、327 m<sup>2</sup>(計画)・容積率:53.3%(現在)、24.6% (計画)
・高さ:11.5m(棟高)
・構造:木造2階建て
・屋根:瓦葺き
・外壁:杉板下見板張
・用途変更、主要構造部(屋根等)の大規模な修繕を行う予定。

#### 建築基準法の制限に関する総括

当該文化財建造物の活用計画に関する建築基準法の制限に関する現況と課題を整理 し、次表のような対処の方針を定める。

表-建築基準法等への対応(その1)

		関	連する建築基準	法	
条項	都市計画	6条	24 条	28条1、2項	35 条
関連条 項の概 要	_	建築物の建築 等に関する申 請及び確認	木造の特殊建 築物の外壁等	居室の採光及 び換気 (令 111 条) (令 116 条2項)	特殊建築物の 排煙 (令 126 条 2) (排煙)
現 た よ よ よ よ し て の 計 画	•都市計画区 域 <u>外</u>	<ul> <li>・用途変更 展示場床面 積 100 m<sup>2</sup> &lt;</li> <li>180.01 m<sup>2</sup></li> <li>・大規模修繕 又は模様替え を行う。</li> <li>・主要構造部 (屋根)の過半 の修繕</li> </ul>	•22条区域 <u>外</u>	<ul> <li>・当該居室床 面積×1/20</li> <li>&lt;採光有効 窓面積(予 想)</li> </ul>	<ul> <li>・当該居室床 面積×1/50&lt; 排煙有効開 口部面積(予 想)</li> </ul>
適格性 の判定	該当せず	対応の必要 あり ※表Gのとおり	該当せず	適格 ※表Fのとおり	対応の必要 あり ※表Fのとおり

# 表-建築基準法等への対応(その2)

	関連する建築基準法				
条項	35 条	35 条 2	36 条	36 条	87 条
関連条 項の概 要	技術的基準 (令 117、119~ 124 条) (廊下の幅員)	技術的基準 (令 128 の 5 の 29~129 条) (内装制限)	技術的基準 (令 23~27 条) (階段の幅員)	防災設備に関 する指針 (令 126 条の 4) (非常用照明)	用途の変更に 対するこの法 律の準用
現た場ての計画	・居室床面積 <200 m <sup>2</sup>	<ul> <li>・用に供する床 面積&lt;200 m<sup>2</sup></li> <li>・用途は地区 集会所及び 展示場に変 更</li> <li>・地区集会所 床面積 146.68 m<sup>2</sup>&lt;200 m<sup>2</sup></li> <li>・展示場床面 積 180.01 m<sup>2</sup></li> </ul>	<ol> <li>L=166 R=21~22.5 T=23 T=15(壁面から ら 90cm)</li> <li>L=68 R=22.5~23.5 T=23</li> </ol>	·設備未設置	<ul> <li>・用途変更を行う。</li> <li>・大規模修繕</li> <li>又は模様替えを行う。</li> </ul>
適格性 の判定	該当せず	該当せず	<ol> <li>①②とも</li> <li>対応の必要</li> <li>あり</li> </ol>	対応の必要 あり	対応の必要 あり ※表Gのとおり

### 表一敷地内通路

敷地内通路	・特殊建築物の場合、幅員 1.5m以上とし、	・避難上支障がないよう
(令第128条)	避難階における出入口及び屋外階段か	に敷地内通路を整備
	ら、道または公園、広場、その他空地に	する。
	通じていなければいけない。	

### 表一採光、換気、排煙の検証

### 7. 採光

採光については、次のような条件を定め、建築基準法第28条1項などに規定の必要 採光面積を確保する。

採光補正係数A(※1) = 1及び $\alpha$  = 10、 $\beta$  = 1とする。 (h=5.6mとする。: 図面参照) (※1)の考え方は次のとおりである。 A(※1) = (d/h× $\alpha$ ) -  $\beta$  = (d/5.6×10) - 1 ∴ d ≥ 9/5.6=1.6m

このため、曳家に際しては、当該文化財建造物を隣地境界から最小2m離し 設置することで、採光補正係数A=1を確保する。

### 1. 換気

建築基準法第28条2項に規定の必要換気面積は確保されている。

#### **ウ.** 排煙

建築基準法第35条に規定の必要排煙面積については1階来賓室が不足している。 このため、来賓室北側壁に自然排煙口(排煙窓)の設置により対応する。

### 個 階段の検証

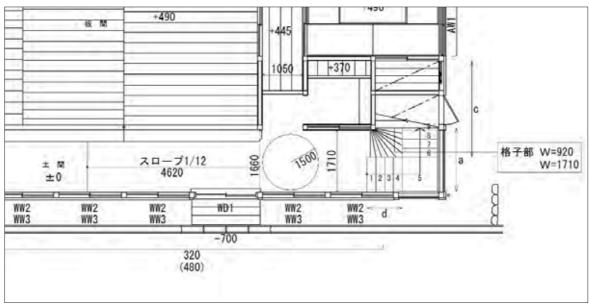
# 7. 階段方針案

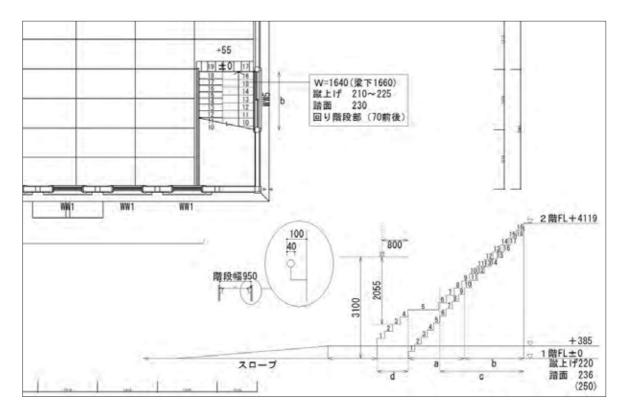
蹴上げ、踏面とも「ゆとりある寸法」を確保するため、建築基準法施行令第 23 条に基づき、「階段の種別4」に規定の必要寸法を確保する。

なお、階段及びその踊場の幅は「階段の種別4」の 75 cmに対し両側に手摺(10 cmずつ)を設けた必要寸法(95 cm)を確保する。

また、傾斜路は、建築基準法施行令第26条(階段に代わる傾斜路)に基づき設置 する。車いす利用者への対応として、階段昇降機の設置や可搬型機の準備などにつ いても検討する。

### 図-階段方針案

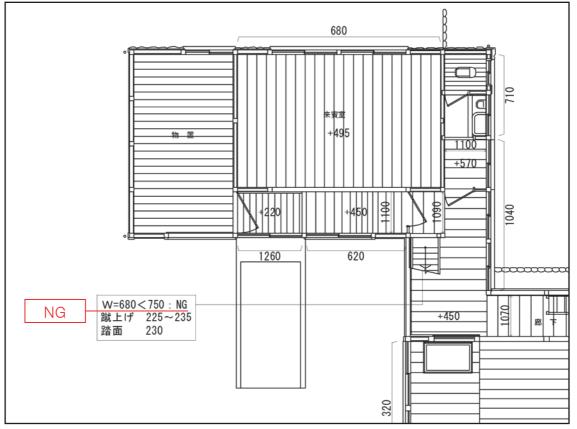




## イ 来賓室側の階段

来賓室側の階段は、屋根構造も含めた改修を行わない限り、建築基準法に適合さ せることは不可能であるため、本階段の活用は不可である。





### (2) 防災·防犯対策

### ① 当該文化財建造物の防災対策の考え方

7. 基本的な考え方

登録有形文化財としての文化財の価値を失うことなく将来にわたって保全してい くにあたり、建築物としての防災避難能力を充実するとともに、地域住民との火災 を中心とした防災への意識の向上と地域住民と行政や消防署などが連携した防災ま ちづくり体制の実現を目指して、次のような基本的な考え方を定める。

O 火 災

火災による文化財の焼失を防ぐため、火災を起こさない、起こさせない、そし て拡げないことを目標とし、出火防止、早期発見・早期通報、初期消火・本格消 防、延焼の防止についての整備・検討を行う。

O 震 災

地震の揺れによる倒壊を防ぐこと、地震後の二次的な被害(火災など)を防ぐ ことを目標とし、構造補強及び二次災害防止についての整備・検討を行う。

〇 風水害等

日常的な維持管理や減災の対策を行うことにより被害を抑えることを目標とし、 浸水防止及び建築物の維持管理についての検討を行う。

火災などの災害に対応できる防災力向上

登録有形文化財としての歴史的景観を継承するため、今後、火災を中心とし て想定される災害に対応できるよう防災力の向上を目指す。

#### 2 建築物の防災力向上

建築物の修理、工事や維持管理等により火災をはじめとする災害に対する 防災性能の向上を目指すとともに、避難動線経路の確保など、総合的な防災 力の向上を目指す。

③ 地域と行政の連携による防災力向上

芸濃地域の住民がこれまで育んできた地域力・地域コミュニティを礎として、「建築物の初期消火能力の向上」、「地域住民の防災意識の向上」、「火災を中心とする災害に対応できる体制づくり」をするとともに、行政等と連携した防災力の高い防災まちづくり体制を確立する。

イ. 防火活動

当該文化財建造物のような木造で老朽化した建築物は、短時間で盛期火災となる ため、早期発見・通報及び初期消火が、被害を最小限に食い止めるうえで重要であ る。

消防署による消火活動は、火災時には広く期待されるところであるが、所管消防

署である津北消防署芸濃分署は当該文化財建造物から約7kmの位置にあり、通報か ら消防隊の到着までには5分~10分ほどの時間を要するものと考えられる。

そのため、防火対策では、早期発見・通報に関しては、管理者が不在であっても、 自動的に火災が周辺地区(住民)や消防署に伝わるようなシステムを導入するもの とする。また、初期消火への対策としては、その緊急性から、消火設備は、消火器 や易操作性のものなど、誰でも使用でき非専門的な人であっても操作が可能なもの とする。

また、消火活動は、消防署を中心に、地元消防団、自主防災組織及び周辺住民等 との連携が不可欠である。このため、消防署、地元消防団、自主防災組織及び周辺 住民の役割を整理し、定期的に消防訓練を行って相互の連携を確認する。

消防訓練については、発災想定型の消防訓練を行うとともに、それに適応できる 消火体制を構築する。

#### 2 防火管理計画

防火管理計画を作成するにあたっては、建築基準法及び消防法の規定に適合させる ことを基本として考えるが、法規では必要最低限の安全性能しか要求されていないこ とから、それを前提に、安全を確保するために必要な対策を検討する。

なお、建築基準法及び消防法への適合については、現行の法令及び建物条件をもと に検討をするが、今後、法令及び要求性能は建物の用途と規模に応じて変わってくる ことから、耐震補強計画、実施設計の各段階で関係機関と内容の確認・協議を行うこ とを前提とする。

#### 7. 消防法への適合

消防法では、当該文化財建造物のような一定規模の防火対象物では防火管理者を 置き、防火管理区域を設定することが定められている。このため、教育委員会内に 防火管理者を置くものの、至近に位置する芸濃総合支所、芸濃教育事務所も積極的 にこれに協力するものとする。

防火管理者は、防火管理に関する一切の権限を有するとともに、次の業務を行う ものとする。

- ・ 消防計画の検討及び変更
- ・ 消火、通報及び避難訓練の実施並びにその指導
- 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- ・ 火気の使用または取扱いに関する指導監督
- 防火担当責任者に対する指導監督
- ・ 収容人員の管理
- 管理権限者に対する助言及び報告
- その他防火管理上必要な業務

また、防火管理者は次の業務について、消防機関への報告、届出並びに連絡を行 うものとする。

- 消防計画の提出
- ・ 建屋、諸設備の設置または変更の事前連絡並びに法令に基づく届出

- 消防設備等の点検結果の報告
- 教育訓練指導の要請
- ・ その他法令に基づく報告並びに防火管理上についての必要事項 消防法への適合要件の概要は、以下のとおりである。

当該文化財建造物は、消防法上防火対象物として取扱い、以下の用途区分として 位置づけされる。

<用途区分〉</td>・1項、ロ「地区集会所」

8項
 「展示室」

・16項、イ「特定防火対象物が存する複合用途防火対象物」

## イ. 消防法への対応

当該文化財建造物の活用計画に関する消防法の制限に関する現況と課題を整理し、 次表のような対処の方針を定める。

表-消防法への対応

		関連する消防法令			
防 火 対 象 物 (令別表第1)	1項、口	8項	16 項、イ		
		条項の基準			
	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0		
消火器具	S≧150 m²	S≧300 m <sup>2</sup>	各用途ごとの基準に基づ く		
自動火災報知	0	$\rightarrow$	0		
設備	S≧300 m²	S≧500 m²	$S \ge 300 m^2$		
	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0		
非常警報設備	S≧500 m²	S≧1,000 m <sup>2</sup>	各用途ごとの基準に基づ く		
	_	0	—		
避難器具	2階以上等	2階以上他	2階以上等		
	0	$\rightarrow$	0		
誘導灯	全部	地階、無窓階、他	全部		
計画用途(室)	復原議場・地域学習の 場(地区集会所)	展示室	建築物全体 (特定防火対象物が存す る複合用途防火対象 物)		
適格性 の判定	該当する	該当する	該当する		
対処の方針	<ul> <li>・消火器具(A/B/C10 型)</li> <li>・自動火災報知設備</li> <li>・誘導灯</li> </ul>	・消火器具(避難はしご) ・誘導灯	<ul> <li>・消火器</li> <li>・自動火災報知設備</li> <li>・誘導灯</li> </ul>		

#### 火気使用状況と防火環境

防火管理区域内の建築物の構造と火気使用状況及び樹木の扱い等については、以 下のとおりである。

- 7) 構造
  - 木造2階建て
- () 火気使用状況
  - 修理に併せ電磁調理器(湯沸、家庭用)を管理室と高齢者等いこいの場に各 1台設置する。
- ウ 樹木の扱い
  - 防災と避難の視点をもって当該文化財建造物周囲に既存の樹木を剪定し植え 替える。

#### I. 予防措置

- 7) 火気などの管理
  - 管理人及び来訪者(利用者)に対しては、火気使用範囲と禁煙範囲を明示し、
     範囲外での火気使用及び喫煙を禁止する。
  - 火気の使用方法を明示し、日常(通常)管理及び後始末を厳重にして火災を 未然に防ぐ。
- () 可燃物の管理
  - 日常の敷地内及び建築物内の清掃により、可燃物の除去及び整理整頓を徹底 する。
- う 警備
  - 放火を未然に防ぐため周辺に可燃物を放置せず、夜間は施錠とともに、民間のセキュリティシステム(警備事業者)に委託し、管理を行う。

#### オ 防災連絡会議と発災対応型防災訓練の実施

当該文化財建造物の防火管理計画の検討にあたっては、以下に示す特徴を考慮す る。

- 当該文化財建造物は、地域の歴史、伝統文化の紹介・展示や、地域住民の交流 施設として活用されることから、それを守るためには地域の参加が求められる。
- ・ 放火の可能性もあり、予防には地域の目が有効である。
- ・ 当該文化財建造物は、集落の中に立地していることから、そこで発生した火災が周辺民家に延焼したり、逆に周辺民家で発生した火災による延焼も考えられる。
   このため、地域全体が連携した計画づくりとするとともに、それに併せた防火設備、消防体制を検討する。

これらを踏まえて、地域全体で防火意識を高め共有し、火災に対する早期発見・ 通報及び初期消火の取り組みを行うことが重要である。更に、行政と地域住民との 連携を図るため必要に応じて防災連絡会議を開催し、連携した消防活動の事前調整 及び実施を図っていくこととする。

主な構成員は、芸濃総合支所長、生涯学習課長、芸濃教育事務所長、津市北消防 署芸濃分署、地元消防団、自主防災組織、地元自治会からなり、以下の項目につい て検討を行う。

当該文化財建造物の消火設備整備計画及び利用計画の作成

発災対応型防災訓練の実施

③ 防犯計画

公開期間及び公開時間内においては管理人による巡回を実施する。夜間においては、 施錠によるとともに、民間の警備事業者に管理を委託することで対応する。

④ 防火·防犯設備計画

本計画では、防火・防犯設備の基本的な方針を示し、今後段階的に拡充を図っていくこととする。

- 7. 防火設備計画
- 7) 火災報知設備

1階、2階に自動火災報知設備を設置する。

() 誘導灯

1階の屋外への出口、廊下及び2階の階段降り口に誘導灯を設置する。

- **1** 防用通報
   1 階管理室に設置する。
- I) 避難はしご

2階の窓際1箇所に避難用はしごを設置する。

- わ) 消防設備
  - ・ 屋外消火栓は、既存の道路上に位置する消火栓を活用する。
  - ・ 既存の南面道路近くの屋外消火栓及び地下式防火水槽(40t)を維持してい く。
  - ・ 消防法施行令第10条に掲げる設置基準のうち、重要文化財と同等の基準で 消火器を設置する。
  - 1 階、2 階とも各部屋に消火器(ABC 粉末消火器 10 型)を設置する。
  - ・ 消火器算定基準は「基本設置のうち一般のもの」として必要設置本数を定め、それらが防火対象物の各部分から歩行距離 20m以内となるように配置する。
     <算定基準能力単位の数値の合計数≧延べ面積または床面積/50 m²>
     上記基準を満たして、次表の本数を設置する。

表-防火・避難施設概要(案)

			消防法			建築基準法
1階 部屋名	自動火災	消火	誘導灯	消防用	避難	非常
	報知器	器具	防辱灯	通報設備	はしご	照明
展示室 (事務室)	6	2	0	0	0	3
地区集会所 (当直室)	1	} 1	0	0	0	1
地区集会所 (休憩室)	2	J	0	0	0	1
展示室 (来賓室)	2	1	0	1	0	1
展示室 (物置)	2	0	0	0	0	0
展示室 (土間)	3	0	2	0	0	3
展示室 (謄写室)	1	0	0	0	0	0
階段	1	0	0	0	0	1
便所1 (便所1+物入)	3	0	0	0	0	0
便所2	1	0	0	0	0	0
廊下(1)	1	0	1	0	0	1
廊下(2)	1	0	0	0	0	0
廊下(3)	2	0	2	0	0	2
廊下(4)	1	0	1	0	0	1

		消防法				
2階 部屋名	自動火災	消火	誘導灯	消防用	避難	非常
	報知器	器具	<b></b>	通報設備	はしご	照明
地区集会所 (議場)	7	3	2	0	1	4
バルコニー	0	0	0	0	0	0

	,		
合計 34 7	8 1	1	18

# □ 当該文化財建造物敷地周辺の消防水利状況

- · 当該文化財建造物敷地周辺の消防に関する消防水利の状況は次のとおりである。
- 総務省消防庁による「消防水利の基準」に基づいて、防火対象物(当該文化財建 造物)から120m以内に消防水利(消防栓)が設置されていることから、火災時に 充分な水量を確保できる。

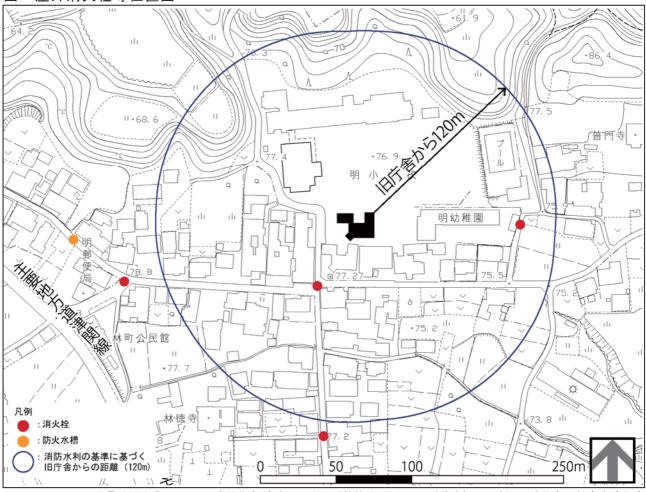


図-屋外消火栓等位置**図** 

背景地図出典:2011 三重県共有デジタル地図(数値地形図 2500(道路縁 1000)) 三重県市町総合事務組合

*か)* 避雷設備

敷地内に避雷針の設置を検討するとともに、付近の電柱に避雷針が設置されて いる場合は、実施設計時において、その有効性も含め再度検討する。

イ. 防犯設備計画

防犯設備については、平成27年度文化庁より「文化財の防犯対策について(通知)、 (平成27年4月30日 27財伝文第26号)」及び「文化財の防犯体制の徹底について(通知)(平成27年4月30日 27財伝文第8号)」が出されている。

これを踏まえるとともに、夜間は施錠を行い防犯に努め、更に独自の防犯対策として民間の警備事業者への管理委託を検討する。

### 休守管理計画

防火設備の維持管理については、消防法に定められた点検の他に、教育委員会に おいて自主的に点検を行い、設備の位置、構造、不良事項、要注意事項を的確に把 握するとともに、これらの機能を最良の状態で維持していくために、今後保守管理 マニュアル等の作成を行う。

また、地域コミュニティ、自治会活動を活用して、日常朝夕、休館日の敷地や当 該文化財建造物の見守りなどは、地域住民の自主的な定期作業により実施すること を検討する。

#### (3) 耐震対策

耐震対策については、以下のとおり耐震診断結果を踏まえた補強案を示す。

#### 1 耐震診断

# 7. 建物の劣化状況

現地調査を実施し過去の設計図書との照合、建物の劣化の程度を確認した。

- 基本的には、瓦葺き(葺き土有り)寄棟屋根、外壁板張、土塗り壁(一部筋交い内蔵)の漆喰塗、玉石基礎の仕様となっている。
- ・ 建物平面形状、立面形状、部材寸法はほぼ設計図通りである。
- ・ 材料は、柱145mm角の杉材、梁は松、土台は桧であるが、材種の確認はできなかった。部材寸法は、柱はやせ気味(140mm角程度)、梁は確認できなかった。
- ・ 土壁は厚50mm~70mm程度、小舞は丸竹、貫が909mmピッチで入っている。土壁の 中に筋交いが張付いている。
- ・ 2階床は182mmピッチで梁間方向に梁140mm×270mmを架渡している。スパンに対し梁背が小さいが、2階の床に変形等はみられない。床根太は45mm×90mmピッチ450mmである。1820mmのスパンに対して背が小さいが、2階の床に変形等はみられない。事務室の北側に下階柱抜けがあるが、柱受け鴨居は140mm×303mm程度である。鴨居に変形はみられないが2階天井の北側回り縁が波打っており、1階柱脚部で補強束と補強土台にめり込み変形がみられることから、柱抜けの影響があるものと思われる。
- ・ 屋根は寄棟で、本棟は6寸勾配洋トラス、平屋部は5寸勾配和小屋組みとなっている。トラス接合部はボルトと平金物で構成されているが、斜材は鎹となっている。特に本棟での野地板の劣化が激しく、葺き土の落下、瓦のずれ、雨漏りの原因になっている。
- 外周部の柱、土台、壁の劣化が激しい。特に出隅部のほとんどで、土台の欠損、 柱脚部の劣化及び欠損が起こっている。外壁板壁の欠損とそれに伴う土壁の欠落、 柱の腐朽が起こっている。特に、東面全体及び来賓室棟(北西棟)の東北角の北面 で著しい。
- 正面玄関のバルコニーの雨漏りによると思われる劣化が著しい。バルコニーだけではなく、バルコニーに接する壁で内外壁の劣化、剥落、土壁や柱、筋交いの 欠損が著しい。また正面玄関に面する寄棟屋根からの雨漏りによると思われる2 階土壁の劣化、崩落がある。
- 正面玄関の壁の劣化と南面の剛性の低さからくると思われる壁面の傾斜がある。

特に西面が南方向に1/60程度の傾斜を起こしており、南面も東方向に1/100程度の 傾斜を起こしている。このため、建具の締まりが悪く、雨漏りの原因となってい る,

 基礎は、外周部が土留めを兼ねた石積み基礎であり極めて不安定である。内部 は玉石の上に東立てとなっており、根がらみはない。従って土台と基礎は緊結さ れていない。東側で基礎の崩壊がある。

# 1. 耐震診断結果のまとめ

当該文化財建造物の耐震診断結果は、以下のとおりであり、上部構造評点のうち 最小の値は 0.19 で「建築基準法の想定する大地震動での倒壊の可能性が高い」となっている。

### 〇上部構造の体力の評価(建築基準法の想定する大地震動での倒壊の可能性)

上部構造評価の うち最小の値	評点	判定
0. 19	1.5以上	◎倒壊しない
	1.0以上~1.5未満	〇一応倒壊しない
	0.7以上~1.0未満	△倒壊する可能性がある
	0.7 未満	×倒壊する可能性が高い

### 〇各部の検討

上部構造評点以外の、建物各部における問題点等を以下に示す。

### 【①地盤の崩壊等】

本建物の敷地は平地にある。

建物下の地盤は周囲に対し盛り上げて石積みで土留めと基礎を兼ねており、崩壊 の可能性がある。

#### 【②基礎の破損・亀裂等】

東面で石積み基礎の崩壊が見られる。

#### 【③土台とアンカーボルトの破壊】

外部の土台の腐食が進んでおり、特に出隅部で欠損となっている箇所が多い。 アンカーボルトはない。

#### 【④横架材接合部の外れ】

横架材引き寄せ金物や角金物は見られない。

接合部のはずれは見られない。

### 【⑤屋根葺き材の落下】

大屋根の一部の瓦が欠損している。

瓦の留め付けが不十分で、地震時に落下のおそれがある。

# 【⑥その他】

y6-x14 柱下部で柱補強のための挿入土台にめり込みが生じ、著しく沈下しており、2 階天井面に下がり、ゆがみが生じている。

1 階柱が全体として南東に 20~50mm 程度傾斜している。

2階の床梁で、鉛直荷重に対し許容応力度を超えている部材がある。

# 2 補強計画の条件

# 7. 耐震性能を低下させている要因

- ・ 柱、土台、壁の劣化が激しく、欠損部も多い。
- 1階事務室、2階議場共に面積の大きな部屋があるが、特に南側と西側に窓が 多いため耐力要素が極めて少なく、偏心も大きい。
- 床に火打ちがない。屋根面も同様に火打ちが少なく、床剛性が低い。これにより、地震力を建物全体で受け止めることができず、耐力の低い部分で耐震性が決まっている。
- 外周は石積み基礎、内部は敷石に東立てで根絡はない。上台は固定されておらず、水平荷重を地盤に伝達できないことはもちろん、柱の引き抜き力に抵抗できない。現状は劣化の激しい土壁であり、剛性、耐力共に小さいため、水平耐力は上部構造で決まり基礎の耐震性は決定的ではないが、上部構造を補強した場舎、 基礎の耐震性により建物の耐震性能が低いところで頭打ちになる可能性が高い。
- ・ 屋根は土葺き、壁も土壁で荷重が重い。また劣化が激しく、雨水の浸入により、 建物全体の劣化を加速させている。
- イ. 補強目標及び補強計画の条件
  - ・ 耐震補強後の建物の耐震評点は1.0以上とする。
  - 外壁ファサード及び屋根等の外観は可能な限り原設計を踏襲する。
  - 内部の間仕切り、建具の位置は可能な限り原設計を踏襲する。
  - ・ 曳家等により、基礎、柱脚の全面改修は可能とする。
  - ・ 開口が多く既存壁の補強のみでは補強しきれない本棟1階事務室及び2階議場については、開口と空間を確保するため、鉄骨等による増設フレームを配置することもやむを得ないとする。
  - 2階建ての本棟と東西の平屋部との接続部で全体剛床を確保することは建物の 釣り合いを確保する観点からもあまり効果はなく、現実的ではない。フレーム間 の相対変位は床面と屋根面の差によって十分に吸収されると仮定し、各ゾーンの 中では剛床を確保するが、全体としては別剛床として計画する。
- ウ. 補強計画項目
  - 劣化している部材は取り替える。特に基礎、土台、柱脚部は原則として新部材 とする。屋根、壁、バルコニー、水周りに防水処置を施す。防蟻処置を行う。こ れにより劣化等級を引き上げる。
  - 基礎を鉄筋コンクリートの布基礎とする。基礎に土台アンカー、柱脚金物を配置する。これにより、上部構造の補強の効果を確保する。
  - 屋根の葺き土、土壁は全て撒去し、建物重量を軽減する。
  - 耐震要素を改めて配置する。耐震要素は構造用合板を基本とし、筋交いも使用 する。間柱、柱頭柱脚金物を配置する。
  - ・ 屋根の下地として構造用合板を使用し、火打ちを密に配置する。
  - 床材の下地として構造用合板を使用し、落込根太仕様とする。火打ちを密に配置する。

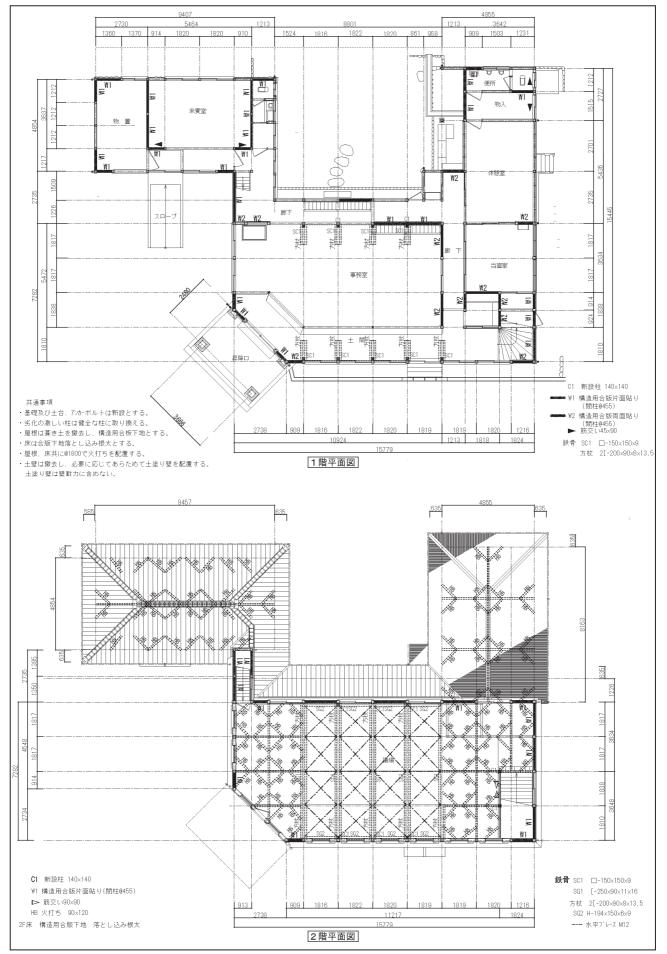
- ・ 1階事務室及び2階議場に鉄骨フレームを配置する。鉄骨フレームはXY両方向に有効なラーメンフレームとする。鉄骨柱は既存柱に沿わせ、外部からの見え掛かりを減らす。梁は可能な限り天井内に収まるよう梁レベル、天井レベルを調整する。Y方向梁は既存床梁補強を兼ねるよう既存梁に沿わせて配置する。鉄骨柱脚下に必要な基礎を配置する。
- ・ 増設鉄骨フレームの座屈防止、水平剛性確保のため、水平ブレースを配置す る。

# I. 補強計画案

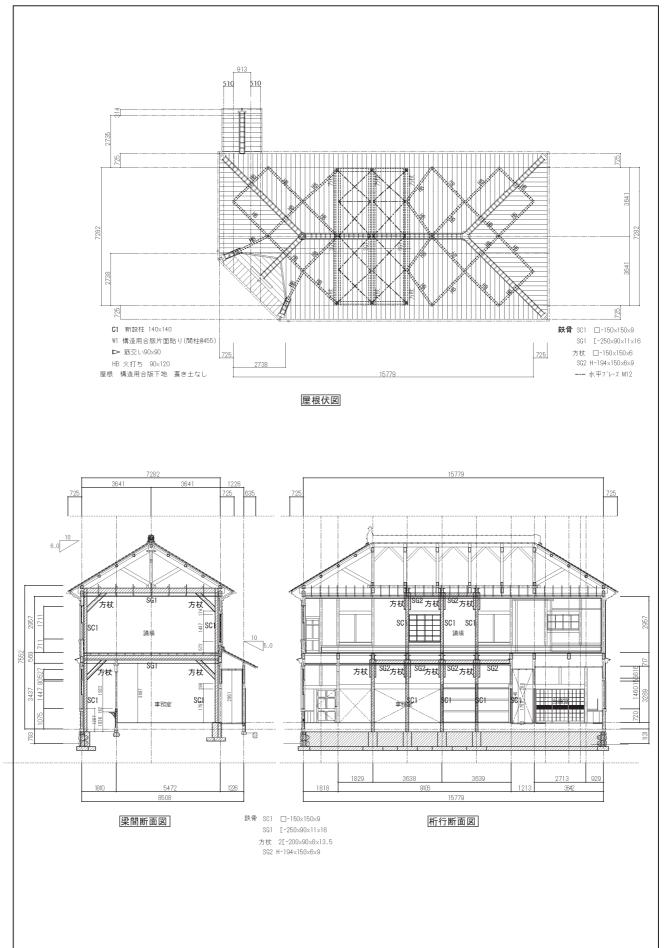
以上の耐震診断、補強計画の条件を考慮し、概略の補強計画案を次に示す。

なお、来年度以降に予定されている実施設計にあたっては、改めて耐震補強の精 査を行い補強計画を作成するものとする。

# 図-補強計画案①



# 図-補強計画案2



### (4) 耐風対策

本計画では、目視による耐風診断の所見と対応方針を以下に示す。

① 耐風診断

当該文化財建造物は、築100年近くが経過し老朽化が顕著であり、これまでにない 想定外の台風等により倒壊の危険性が排除できない。

また、屋根については、小使室棟を除き建設当初から瓦のままであるが、材料その ものの耐用年数が過ぎている。目視においても、一部で劣化が確認でき、強風時には 吹き飛ばされる可能性がある。

軒裏の板張は数箇所が破損しており、強風時には吹き飛ばされる可能性があり、窓 についても老朽化が目立ち、吹き飛ばされる可能性がある。樋は軒樋や縦樋の一部が 破損しており、強風時に樋が外れ飛ぶ可能性がある。

### 2 対応方針

建物本体については、可能な限り早急に台風等への備えを検討する必要がある。 屋根は、不良となった瓦の葺き替えが必要であり、葺き替えにあたっては、構造上 屋根の重さを軽くするために引っ掛け桟瓦とし、窓の補強等も含め、耐震補強設計と ともに、強風時の建物の安全性についても検討を行う必要がある。

軒樋及び縦樋は当初の色彩を考慮し、劣化しにくい素材を使用し取り換える。

# (5) その他の災害対策

当該文化財建造物は内陸の平野部に立地しているため、水害の危険性は少なく、土砂 災害の危険性もないと考えられる。

# 5. 整備計画

### (1) 移築計画

「3.環境保全計画」における検討結果を踏まえ、当該文化財建造物を明小学校遊具 スペースに移築する。

移築にあたっては、敷地境界と外壁面を2m以上確保するものとする。

また、建物の移設により現在地でオープンスペースが確保できるため、多目的スペー スや駐輪スペースを含んだ交流広場として活用していく。

なお、現在地における建物と伊勢別街道等の道路の関係性を想起できる交流広場の路 面や門柱、生垣等の修景を行い、可能な限り文化財建造物の価値の保全を図る。

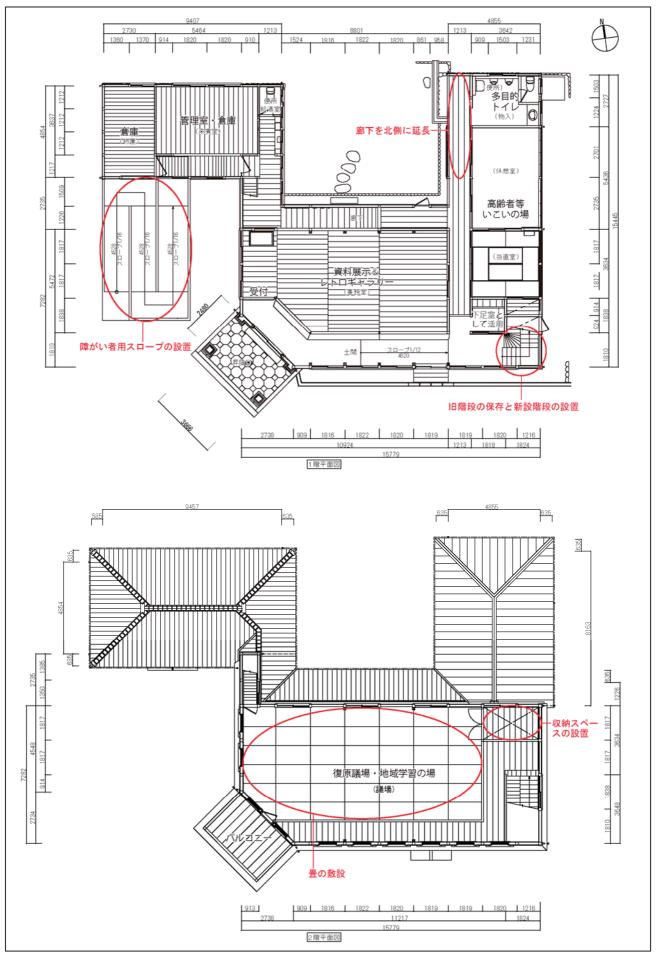
(2) 建築計画

「4. 防災計画」における検討結果を踏まえ、建設当初の本館東側の今日では珍しい 急勾配の階段を文化財として保存し、その上部に来訪者が2階議場に上がれる階段を設 置する。また、高齢者等いこいの場の東側の廊下を北側に延長するとともに、多目的ト イレの出入口を確保する。2階議場は、座式で議場を行ったとされる座式机等の保管場 所として、東側階段の上り口正面に収納スペースを確保する。

なお、移築に伴い確保できる現建物跡地を活用し、現在地保存では困難であった障が い者用スロープを整備する。



図ー曳家後の計画区域と当該文化財建造物の位置



# 6. 活用計画

- (1) 公開その他の活用の基本方針
  - ① 活用における現状の課題

当該文化財建造物周辺には、明小学校や幼稚園などの施設はあるものの、市民等が 交流できる公共施設はほとんどない。また、明小学校には学童保育もないことから放 課後の見守りが求められており、ボランティアガイドなどの活動拠点としても注視さ れる場所であることから、市内外も含めて地域のふれあい交流施設が望まれている。

- 市民交流にふさわしい魅力ある企画展示とレイアウト等の検討
- 展示物の継続的な収集と保管方法の検討
- 情報発信と集客方法等の検討
- 地元住民等への施設活用に向けた啓発活動の促進
- 明小学校等教育機関との連携活動の促進
- ボランティアガイド等のサポート体制の充実
- 施設の維持管理・運営のための便益施設等の充実

② 活用の考え方

当該文化財建造物は、歴史資料室及び地域住民の交流文化活動の場として公開、活 用するものとし、また周辺には隣接する明小学校のほかに、伊勢別街道や普門寺など の歴史的資源も多く、文化財保存の妨げとならない範囲で、見学者、来訪者を受け入 れ、広く公開することとする。

なお、公開にあたっては、以下の基本方針に従い、本市が主体となって公開活用活 動を実施する。

- 当該文化財建造物が村役場として建設され、これ以後も町役場支所や資料館等として活用され続けてきたことを踏まえ、本市の代表的な歴史的庁舎建造物としての保全を図る。
- 地域住民が地域の誇り、シンボルとして親しみをもって活用し、少子高齢化の進展する中、地域の活性化や子ども達と高齢者などの世代間交流の場として積極的な活用を図る。
- ・明小学校の放課後の児童の居場所づくり(学童保育や地域の見守りなど)のほか、
   市内の学校教育機関との連携を図り、地域の歴史、伝統文化、議会の歴史や制度を
   学ぶ地域学習の場として活用を図る。
- 津市芸濃総合支所他の文化施設、ガイドボランティアの会等のまちづくり活動団体と連携し、地域住民や観光客等来訪者の文化教養の向上に資する場として活用を図る。
- (2) 公開計画

当該文化財建造物の公開にあたっては、可能な限り利活用できる環境づくりに配慮 し、身体障がい者用スロープや多目的トイレの整備を図るとともに、次に示すとおり公 開を行う。

- ① 建造物の公開
  - 計画区域及び計画区域内の当該文化財建造物や外構回りを公開の範囲とする。

○ 1階は資料展示&レトロギャラリー、高齢者等のいこいの場、管理室・倉庫、多目的トイレ、2階は復原議場と地域学習の場として活用する。

### ② 外構の公開活用

当該文化財建造物の南北側、西側の庭(外構)を公開し、文化財の全体と門柱等も 復原して建物南西隅部の正面性及びかつて角地にあったことを体感できるようにする。 当該文化財建造物を曳家し、再配置を行うにあたって、隣地境界と建築物間の幅員 (外構)については、移動、避難(2m以上)、回遊できる規模を確保するとともに、 建物の外壁、窓を鑑賞できるようにする。

# 関係資料等の公開

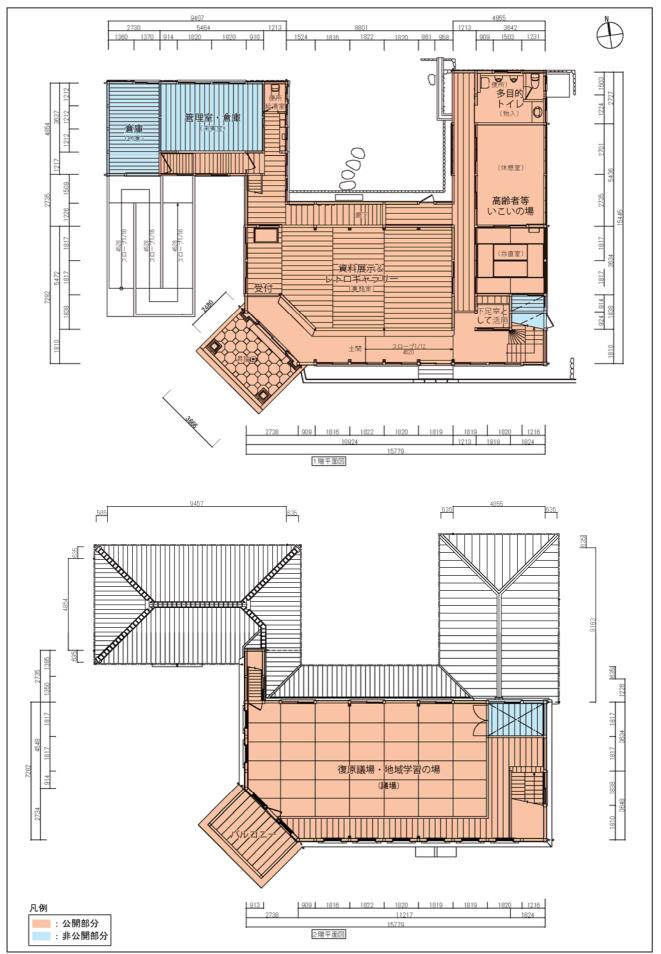
明村役場に関する資料を中心として、地域の歴史資料等の展示を行う。 現在、芸濃郷土資料館(芸濃総合文化センター内)には展示室が2箇所設けられて いて、明村役場建築当初の設計書などの資料を展示しているが、当該文化財建造物で 展示するため地域の歴史資料とともにこれらを移設する。同時に資料館展示物の再整 理を行い、芸濃地域の歴史について、より理解が深まるような展示と適切な利用環境 に努める。

図-公開計画図①



背景地図出典:2011 三重県共有デジタル地図(数値地形図 2500(道路縁 1000)) 三重県市町総合事務組合

# 図-公開計画図2



# ④ 地域のまちづくり活動団体等と連携した活用

本地域では楠原地区など、地域住民の文化活動が積極的に行われている。 このため、これらの地域活動の場として、またガイドボランティアの活動拠点や地 域住民の会議の場などとして活用を促進する。

(3) 活用基本計画

### 計画条件の整理

- 7. 法的条件・遵守すべき法規等
  - ○文化財保護法
  - ○登録有形文化財に係る登録手続き及び届出書等に関する規則
  - ○建築基準法、消防法及び関係法令
  - ○エネルギーの使用の合理化に関する法律及び関連法令
  - ○水道法及び関連法令
  - ○下水道法及び関連法令
  - ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び関連法令
  - ○電気事業法及び関連法令
  - ○景観法及び津市景観条例 など

# 月連計画

- ○津市総合計画
- ○津市景観計画
- ○津市教育振興ビジョン
- ○津市文化振興計画 など

### ウ. 活用の方向性

大正5年に建設された旧明村役場庁舎は、地域の行政機能の中心として役割を果 たしてきた歴史があることから、文化財建造物を活かした地域文化や地域活動の拠 点として整備・活用を目指していく。

2 施設計画

各室の用途や機能分担、動線計画は次のとおりとする。

- 7. 各室の用途や機能分担
  - 資料展示&レトロギャラリー
    - 村役場当時のカウンター、金庫、天井飾りの他、上げ下げ窓、バルコニーなど洋風建築としての特徴の解説。
    - 村役場で実際に使われた印章(表紙の印影)、役場で作成した行政文書などの
       実物資料について、展示・解説を行う。
    - 大正から昭和前期の雰囲気の残る中で、ゆったりと過ごせるギャラリースペースを設ける。
    - 津市や芸濃地域への来訪者のための地域の物産など情報発信資料(パンフレット、ボランティアガイド、地域の観光スポットほか)の配布。

- 適切な展示環境を確保するために必要な電気設備、空調設備及び内装設備、 機器の設置を行う。
- 〇 復原議場と地域学習の場
  - 洋風建築とミスマッチな畳敷きの議場を復原して、当時の議場の雰囲気を再
     現し、役場庁舎としての歴史を体感できるものとする。
  - 付近を通る伊勢別街道の関係資料や、近隣から発掘されたミエゾウの化石などの資料を通して、地域学習の場として活用する。
  - 明小学校など地域児童に対する放課後の学習・学びの場、授業の一環としての利用、また地域住民が地域の活動の場など多目的に活用できる場とする。
  - 適切な環境を確保するために必要な電気設備、空調設備及び内装設備、機器の設置を行う。
- 〇 管理人室・倉庫
  - ・ 当該文化財建造物の日常の維持管理及び資料展示室などの運営管理を行うため、管理人が常駐することとする。
- 高齢者等のいこいの場
  - 高齢化の進展に対応するため、高齢者支援事業なども実施できるようスペースを確保して、地域の居場所、いこいの場として活用する。
  - 高齢者だけでなく、明村役場を訪れる子どもたちなどとの交流場所として活用する。
- 〇 その他の施設
  - 回り階段には建築基準法に合った階段を重ねて2階への安全な移動を確保するとともに、急傾斜であった回り階段の一部を見比べて見学できるようにする。
  - トイレなどの便益施設については、今日的な機能を備え、快適かつ公共的施設に相応しいものに改変する。
- 0 バルコニー
  - 正面性を表すため隅に設けられた特徴的なバルコニーを復原整備し、そこから敷地を含めた周辺地区全体を眺望できるようにする。
- 1. 動線計画

当該文化財建造物の動線計画を次項に示す。

なお、身体障がい者の方にも入館(1階部分)が可能なように、来賓室の南面の スロープを改築し、身体障がい者用スロープを設置する。

### ウ. 活用等に関するもの

- 回り階段に対応する新階段の設置
- 天井、壁面、床、受付カウンター、建具、土間の復原及び下地材の改修
- 電気設備、ガス設備、給排水設備、非常用照明設備、消火設備の整備
- 展示施設等として、良好な室内環境の保全のためのエアコンやロールカーテン 等のほか、展示のための備品の整備
- ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化への対応

- 石柱、樹木等、敷地(外構)の復原及び再整備と来訪者等との交流広場や駐車・ 駐輪スペースの確保
- ③ 利用者の想定

当該文化財建造物の公開にあたっては、前述の活用内容を踏まえ、1階の資料展示 &レトロギャラリー約1,600人/年、高齢者等いこいの場約1,100人/年、2階の復原 議場・地域学習の場約1,300人/年とし、利用者総数を約4,000人/年(約13人/日) と想定する。

なお、駐車スペースについては、利用者総数から5~10台程度を多目的スペースの 中で確保する。

- ④ 効果の検証方法
  - ・ 展示室への入場者、高齢者等のいこいの場の利用申し込みにより、利用件数・利用者数を把握する。
    - ・ 当該文化財建造物の紹介パンフレットを1階展示室に置き、パンフレット残数に より来館者の概数を把握する。

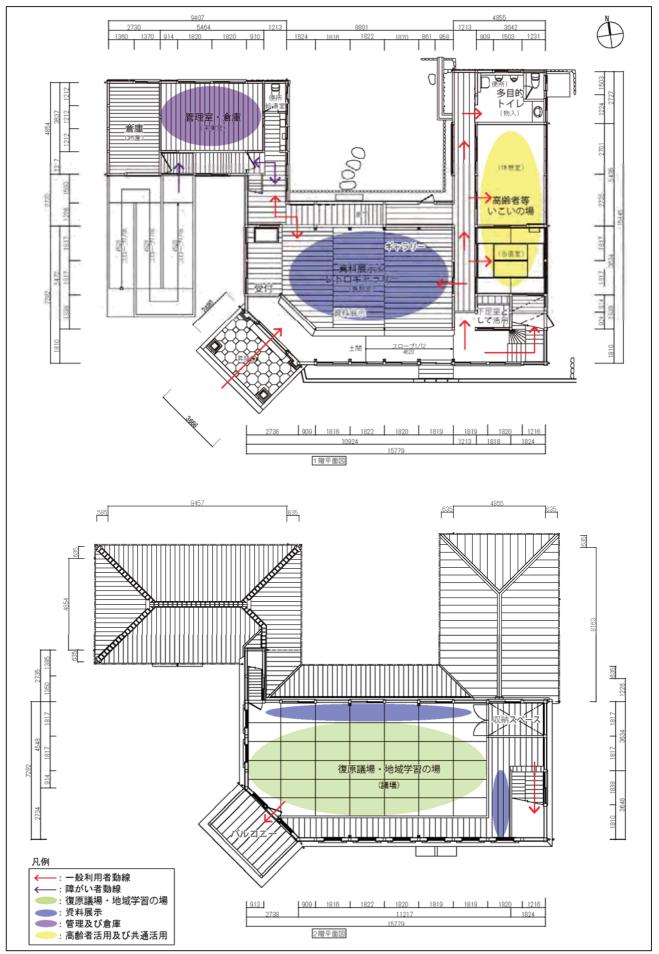
# (4) 管理体制

当該文化財建造物の管理にあたっては、登録有形文化財として、また公共施設として 適切な管理を行うものとする。常駐管理を基本とし、具体的な管理方法については、直 営、管理委託、指定管理やコミュニティビジネスの導入も含めた検討を行い、耐震補強 及び修理工事完了までに公開・活用に向けた必要な管理体制を定めるものとする。

# 図-保存活用図(動線·活用案)①



背景地図出典:2011 三重県共有デジタル地図(数値地形図 2500(道路縁 1000)) 三重県市町総合事務組合



# 表-設備関係-覧表(案)

			設置する設備				消防法					建築基準法
室名		備品関係	エアコン	照明関係	換気扇	その他	自動火災報知器	消火器具	誘導灯	消防用通報設備	避難はしご	非常照明
	資料展示 &レトロギャ ラリー (事務室)	展示ケース・展示パ ネル・陳列棚 パネル用吊り金具 受付カウンター・イス 丸テーブル・イス パンフレットケース 記念グッズケース 雑誌用ラック	4馬力×3	80W×6	2箇所	(スピーカー) 電話 インターホン 監視モニター		2	0	0	0	3
	高齢者等いこ いの場 (当直室)	座卓・白板	1馬力×1	60W  imes 1	1箇所	TV・PC ビデオデッキ 監視モニター	ッキ 1		0	0	0	1
	高齢者等いこ いの場 (休憩室)	ワーキングテーブ ル・イス 白板・収納ケース	1馬力×1	40W×2	1箇所	流し台・水屋 電磁調理機器 監視モニター	2	1	0	0	0	1
	多目的トイレ (物入)						1	0	0	0	0	0
1 階	管理室・倉庫 (来賓室)	白板 事務机・イス・書庫	1馬力×1	40W×2	1箇所	TV・PC 電話 流し台・水屋 電磁調理機器 ビデオデッキ	2	1	0	1	0	1
	倉庫 (物置)	収納棚		$40W \times 1$			2	0	0	0	0	0
	土間 1			$\begin{array}{c} 40\mathrm{W}\!\times\!3\\ 30\mathrm{W}\!\times\!1 \end{array}$			3	0	2	0	0	3
	謄写室						1	0	0	0	0	0
	納戸						0	0		0	0	0
	階段			$30W \times 1$			1	0	0	0	0	1
	多目的トイレ (便所1)			$20W \times 2$	1箇所		2	0	0	0	0	0
	便所 2			20W×1	1箇所		1	0	0	0	0	0
	廊下1			$30W \times 2$			1	0	1	0	0	1
	廊下 2			$30W \times 2$			1	0	0	0	0	0
	廊下3 廊下4			$30W \times 2$ $30W \times 2$			2	0	2	0	0	2
 階	復原議場・地 域学習の場 (議場)	長机・図書棚 展示パネル パネル用吊り金具 (簡易倉庫)	4馬力×2	80W×9	3箇所	(スピーカー) TV・PC ビデオデッキ 監視モニター	7	3	2	0	1	4
	バルコニー			$30W \times 2$		監視モニター	0	0	0	0	0	0
	屋外         昇降口:インターホン・照明 30W×2         来賓室入り口:照明 30W×1           北側スロープ入り口:照明 30W×1         外灯:100W×3											

注.()は旧室名を示す。

# (5) 実施に向けて

# ① 工事実施までの維持管理

本計画を策定後、実施設計や修理整備の予算措置を考えた場合、着工まで1~2年 の期間が現状のままとなる。

このため、着工までの期間中は津市が敷地や建築物の安全性の確保や、防災、防犯に関する管理を行う。

# 明小学校との連携

当該文化財建造物は、現在の位置から北東側に曳家を予定している。新たな敷地に ついては、現在明村小学校の児童の遊び場、運動場の一角であり、学校行事との調整 が必要となる。今後予定される設計、仮設工事などについては、これらを踏まえて敷 地の確保を行うとともに、学校側と適宜協議を行い理解と協力を求めたうえで実施す る。

### 周辺道路の再整備

本計画の実施に合わせて通学路である西面道路の再整備を行う必要があり、今後、 本計画の具体化にあわせて、道路整備の方針も検討する。

# ④ 駐車・駐輪スペースの確保

当該文化財建造物は公開施設であることから、遠隔地からの来館、近隣小学生利用 に伴う駐車・駐輪スペースを確保する必要がある。

### ⑤ 事業工程

当該文化財建造物の今後の事業工程(案)は、次表のとおりである。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1) 保存活用計画策定				
(2) 耐震診断・補強案検討				
(3) 耐震補強計画				
(4)実施設計				
(5) 曳家工事				
(6) 耐震補強工事				
(7) 修理工事				
(8)既存物件の処分				
(9) 外構工事			_	
(10)展示物等の準備・配置			_	
(11)オープン、運営				0

## 表-事業工程(案)

# 7. 保護に係る諸手続き

# (1) 保護に係る諸手続き

当該文化財建造物の保存活用にあたって必要となる諸手続きについて、運用上の方針 を定める。ただし、本項の定めにおいて明確でない行為については、その都度、三重県 教育委員会及び文化庁と協議するものとする。

# (2) 登録有形文化財に係る諸手続き

文化財保護法(昭和25年法律第214号)、同法施行令(昭和50年政令第267号)及び登録有 形文化財に係る登録手続き及び届出書等に関する規則(平成8年文部省令第29号)に基づ く、登録有形文化財に求められる手続きを下表にまとめる。

区分	運用の方針	届出期限
滅失	水害による流失や火災による消失など、登録	滅失の事実を知った
	文化財が失われた場合。	日から 10 日以内
き損	登録文化財が何らかの原因で甚大な破損・損	き損の事実を知った
	傷した場合。	日から 10 日以内
現状変更	文化財としての価値がある部分の位置・形	現状変更しようとす
	状・材質・色合いなどを、通常望見できる外	る日の 30 日前まで
	観の範囲の4分の1を超えて変更する場合。	
所有者の変更		変更した日から 20 日
		以内
管理責任者の	所有者が専ら自己に代わり登録有形文化財の	選任・変更した日から
選任・変更	管理の責めに任ずる者を選任・変更する場合。	20 日以内(所有者と管
		理責任者との連署)
所有者又は管		変更した日から 20 日
理責任者の氏		以内
名、名称、住		
所の変更		
登録の抹消	重要文化財に指定された場合。	登録抹消の通知を受
	地方公共団体が条例に基づき区域内に存する	けてから 30 日以内に
	重要なものとして指定された場合。	登録証を返付
	文部科学大臣がその保存及び活用のための措	
	置を講ずる必要がなくなったと認める場合。	
	その他特殊の事情があると認める場合。	

# ① 届出が必要なもの

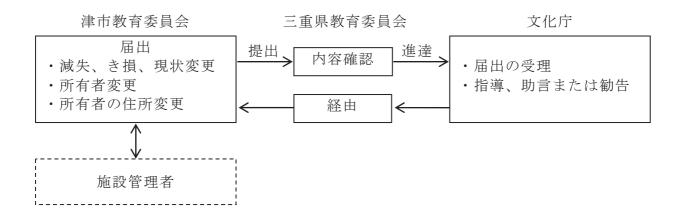
# ② 届出を必要としないもの

区分	運用の方針
維持の措置	登録文化財の維持を目的とした行為で、現状を変更する部分の面積が
非常災害の	通常望見できる外観範囲の4分の1以下である場合。
ために必要	き損している又はき損することが明らかに予見される場合において、
な応急措置	当該き損の拡大又は発生を防止するための応急の措置をする場合。
他の法令の	
規定による	
現状変更命	
令に基づく	
措置	

※ 維持の設置:窓ガラスや雨樋の取り替えといった維持管理のための小規模な修繕。

# (3) 届出の流れ

登録有形文化財に係る届出の流れは、以下のとおりである。



# □ 資料編

1.	引用文献・参考図書	参	1
2.	写真資料一覧(平成17年以前)	参	1
3.	古写真等	参	2
4.	検討資料	参	15

# 1. 引用文献·参考図書

- ・『三重県統計書』(大正5年 土地戸口及雑之部) 三重県 大正7年
  ・『地方発達史と其の人物』 郷土研究社 昭和10年
  ・『伊勢年鑑』別冊(人名録) 伊勢新聞社 昭和10年
  ・『伊勢年鑑』昭和17年版 伊勢新聞社 昭和16年
  ・『三重県市町村勢要覧』 三重県統計協会 昭和27年
  ・『三重県市町村勢要覧』 三重県統計協会 昭和27年
  ・『芸濃町広報』 芸濃町 昭和31年~平成17年
  ・『河芸郡史』(復刊) 三重県郷土資料刊行会 昭和48年
  ・『三重県明小学校沿革史』 明小学校同窓会 昭和49年
  ・『関町史』下巻 関町教育委員会 昭和59年
  ・『芸濃町史』下巻 芸濃町教育委員会 昭和61年
  ・『亀山市政40周年記念誌』 亀山市 平成7年
  ・『三重県の近代化遺産』 三重県教育委員会 平成8年
  ・『三重県史』別編 建築 三重県 平成15年
- ·『三重県近代和風建築総合調査報告』 三重県教育委員会 平成 20 年
- ·『旧明村役場庁舎 調査報告』津市教育委員会 平成 20 年
- ·『旧川口村役場庁舎現状調査報告』 津市教育委員会 平成 22 年
- ・『でかいぞミエゾウ! ~化石が語る巨大ゾウの世界』(展示図録) 三重県総合博物館 平成 26 年
- ·『国登録有形文化財 朝日町資料館(朝日村役場)保存管理計画』 朝日町 平成27年
- ·『旧鳥羽小学校保存活用計画』 鳥羽市 平成 27 年
- ・「芸濃の大正ロマン明村役場の魅力」(講演会資料) 菅原洋一 平成 27 年

	J <del>X</del> X 1 .		• •			
No.	所有者	名称等	撮影年月	仕 様	枚数	掲載頁
1 明小学校		「本村役場」	昭和3年頃	白黒・紙焼き 黒台紙貼り	1	参 2
	空中写真	昭和 30 年頃 昭和 59 年	白黒・紙焼き カラー・紙焼き	1 1	参 3	
		小学校周辺写真	昭和55年以前	カラー・紙焼き	1	参 4
			昭和 52 年頃	カラー・紙焼き	1	参 4
2	個人	建物写真	不詳	白黒・紙焼き カラー紙焼き	2 1	_
	NI-L-	建物写真	昭和50年代か	カラー紙焼き (個人より寄贈)	1	_
3 津市	律市	建造物調查風景 写真	平成元年8月	カラーネガ (芸濃町広報課撮影)	29	参 5 参 6
4	三重県	三重県史建造物 調査記録写真	平成9年1月	白黒紙焼き カラー・紙焼き	45 39	参 5

2. 写真資料一覧(平成17年以前)



明小学校所蔵の古写真ファイルに所収。「昭和三年七月一日校新校舎落成式挙行」の写真と同 一頁に「本村役場」と注記された写真。子供の服装等から同時期と推定される。



同上 注. モノクロ写真のカラー化装置(株式会社サンメディア 実用新案第 3156805 号)による。



昭和 29 年竣工の明小学校講堂があり、昭和 33 年竣工の給食室がないことから、昭和 30 年前 後の撮影。昭和 29 年の創立 80 周年記念か。(明小学校所蔵)



昭和 59 年(1984) 撮影の明小学校の航空写真。昭和 30 年頃の写真(上)と比べると、建物南側の樹木の多くが失われている。(明小学校蔵)



昭和 52 年頃の写真(右縁の 77 は 1977 年現像を示す)。外構の南辺・西辺の植栽は低く支持柱が見られ、外壁の塗装も真新しい。大棟東端にサイレンが残る。



奥に明小学校の木造校舎が見えることから、新校舎に建替えられる昭和55年以前。外構西辺の 植栽に支持柱が見られる。明小学校の門柱が来賓室の裏側にある。



平成元年(1989) 8月1日撮影 芸濃町資料館の看板が掛かる。



三重県所蔵。県史編纂に伴う建造物調査で平成9年1月に撮影。外壁塗装の剥離が目立つ。



<バルコニー>南東隅付近、床には金属製の床材が敷かれている。



<1 階事務室>展示室に民具などが所狭しと置かれている。



<2 階議場>展示棚には資料があるが、ローケースはビールで覆われている。



昭和 45 年 10 月 芸濃町資料館の開設(『芸濃町広報』第 158 号 昭和 45 年 11 月 1 日)開設当初より現在とほぼ同じ展示棚が整備されている。

自動車 グループ 	農業土木グループ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>農機具グループ</li> <li>・・・・</li> <li>・・・</li> <li>・・</li> <li>・・・</li> <li>・・</li> <li< th=""><th><ul> <li>畜産グループ (養豚)</li> <li>・・・・・ ニ ニ+ 八 + +三</li> </ul></th><th>園芸グ ループ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</th><th>種 芸 グ <math>\mu</math> ー プ ・・・・方士 州 + + ・+ 及性 ー 四 三 二 び及</th><th>プク ル 名 月</th></li<></ul>	<ul> <li>畜産グループ (養豚)</li> <li>・・・・・ ニ ニ+ 八 + +三</li> </ul>	園芸グ ループ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	種 芸 グ $\mu$ ー プ ・・・・方士 州 + + ・+ 及性 ー 四 三 二 び及	プク ル 名 月
二 十 七 日 日 二 十	日 目 間のコい積のコン 右に実ン つ技パ 方称バ 全い及ス 法及ス てび割 にて必 水 でな の名 い で うコン で の名 い で の 名 い で の 名 い で の 名 い で の 名 い で の 名 い で の ち か で う た で た の た ひ た の で の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の ち の た の た ろ の た ろ た の た ろ た ろ の ち の ろ の ち の ろ の ち の ろ の ち の ろ の ち の ろ の ち の ろ の ち の ろ の ち の ろ の ち の る つ ち の ろ の ろ の ろ た ろ ろ の ろ ろ ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ ろ の ろ の ろ の ろ の ろ ろ ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ ろ ろ の ろ の ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ	八日 日 日 タ(つ方日分方分構空) 1古い法故障のにの及動 をいてと障のにの反動 利ス 実修実習い序理機 月ク 際理習い序理機 し にの てと の	八 日日 日のエ飼学県 見飼研ン料 種 学育究シの 畜 及状 レ研 場	日日 田 古 右 右 技 し 蒔 県 の 培 窓 の の の の の の 写 早 日 二 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本	日         日         日         要           日         日         日         第         第           日         日         第         第         第           日         日         第         第         第           日         日         第         第         第           方         日         日         第         第           方         日         日         第         第           第         日         日         第         第           第         日         日         第         1         日           第         日         日         日         第         1         日           第         日         日         日         第         1         日         1         日         1         日         1	開講日及び内容
明 小 学 校	タ職 右 右 1業 仝 仝 セ ン	タ職 右右 右1業 全全 全 セ ン	発況 - 究 の 見 県 種 畜 場 場	( り 和 式 す 間 し り 間 し 来 戦 し ス の 職 し ス で の 間 し ス で の し の し の し の の し の し の の し の の し の	ー職 椋小 で 町 支 セ 小 少 安 板 ) ン 学	場 所
(1午前八時より十時半)	(7) 御講時は何れも午後(7) 御講時は何れも午後(7) 本月はコンパス測量	(1) 施する (1)本月は空冷エンジン	(イセンターより優良品)の見学は追つ	の日も午後一	(約二回份) (四) (約二回) (約二) () () () () () () () () () (	
り 十時半まで 構造及	して して し し し し し し し し し 、 た す る し 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ンについて実	部は二十日に る で 時 日 に る	三月	午後 一時 で に 完 ず た 派 す る で た で に 完 す る て た で に た る で に た う に た う に た う に た う に た う た ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ の ろ	標

職業教育センターの昭和 35 年 1 月の事業計画(『芸濃町広報』第 28 号(昭和 35 年 1 月 1 日) 各グループに分かれて活発に活動している。

河 藝 郡 (102) [土地戶口]( [二割) 福德、萩 爾 藝 郡 (102) [二十地戶口]( [二割) 福原、林、楠平尾、中尾、 四、南原、林、南里、山本之子、 (一一一一) 金子、山田、 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
「方委」坂田興惣次、森田徳 、 (本山葉帯所如来寺 「大参」、(世山)三温町、加三 「大参」、(単山)回三温町、加三 「一、(単山)回三温町、加三 」、(単山)回三温町、加三	

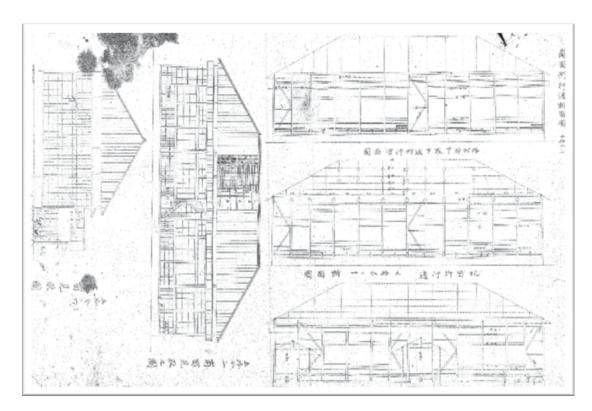
『伊勢年鑑』昭和17年 昭和16年10月発行であり、同時期には三役以 外には職員が6名であることが分かる。

_			· · · ·	15.	行	財	I	安.				
	歲			ス	ス		歳		出			
沂	發	П	24年度	25	5年度	费		11	24 年	庭	2	5年度
	総	額	千印 4,715		千미 6,373	総会議	投役均	額		千円 609 736		千四 5,924 2,083
	तीं मा	村 税	3,194		5,475		修防			136		572
	國縣支出金		770	770	770	土: 社会Z	木 奶労1	费	325		416	
	公企業及 收入		1		0		物生			369 42	• ,	764 37
-		梈 債					経済			497		465
54	その他の	の歳入	751		128		教 育 費 その他の歳出		1,353 151		1,399 188	
「約	稅		負	-	擔 (25年)	. [			職員	數	(25	.12.31)
00			稅额	日形	一戶当	一儿	し当			役所	場廳	出 張·所 又は支所
,		額	6,218,94	<b>D</b> ]	四 9,793		円 887	総	数	,	12	_
-	縣  市町村	税	743,56 5,475,38		1,171 8,622	1	225	更加	員 数 寄員数		11	-
			1 17				1,002 1					

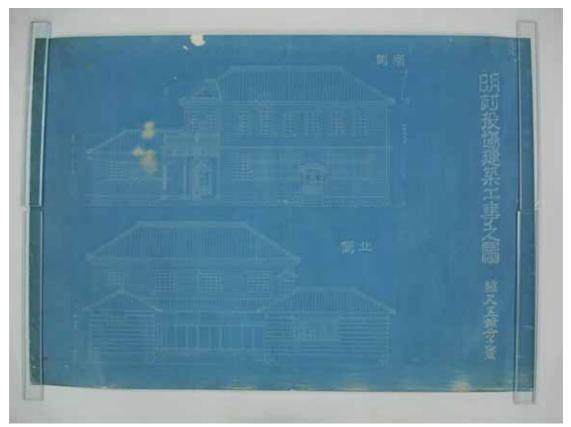
『三重県市町村勢要覧』昭和27年刊 昭和25年12月現在で職員が12名であり、 昭和16と比べて倍増していることが分かる。



左:『伊勢年鑑 別冊』(昭和14年刊)の人名録に浦野甚松の名がある。 右:浦野氏の使用したT形定規。昭和二年の明小学校新築記念の墨書がある。



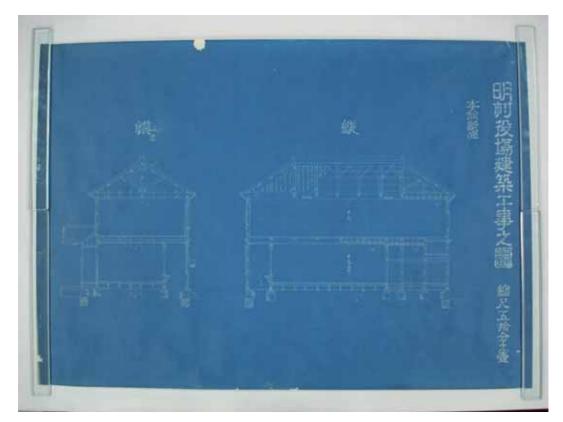
浦野氏旧蔵の明小学校図面(全6枚の内の1枚)。設計図ではなく施工図か。



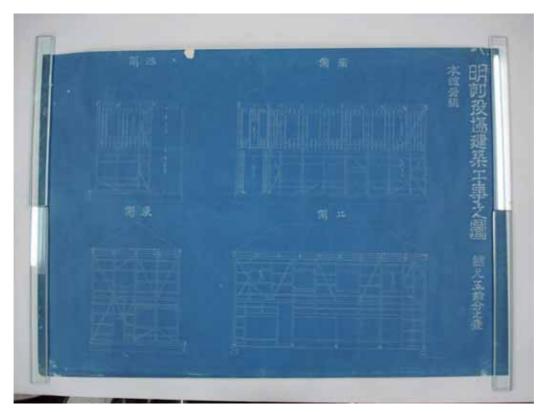
明村役場設計図①(南側立面・北側立面 1/50)



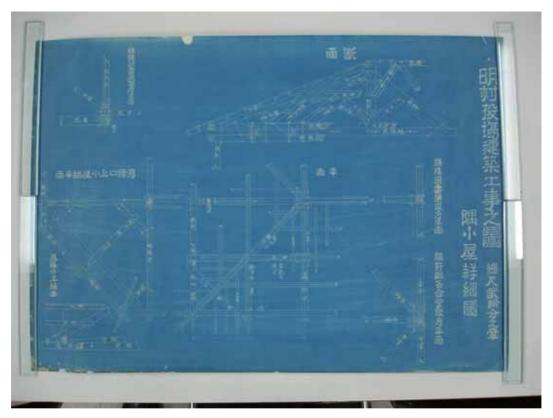
明村役場設計図②(西側立面・東側立面 1/50)



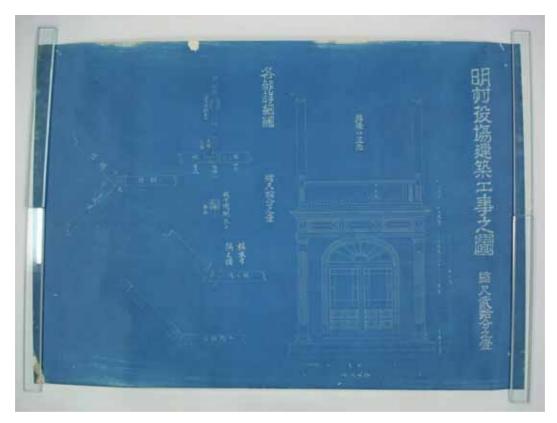
明村役場設計図③(本館断面図 1/50)



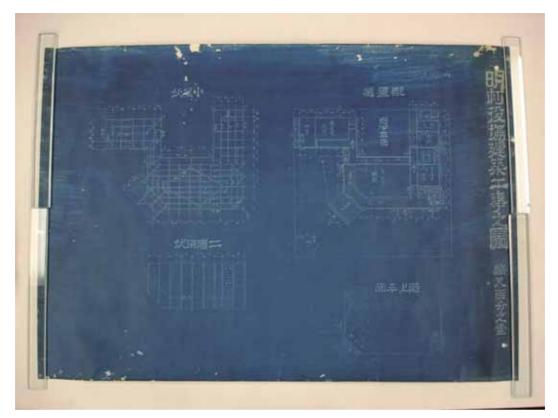
明村役場設計図④(本館骨組図 1/50)



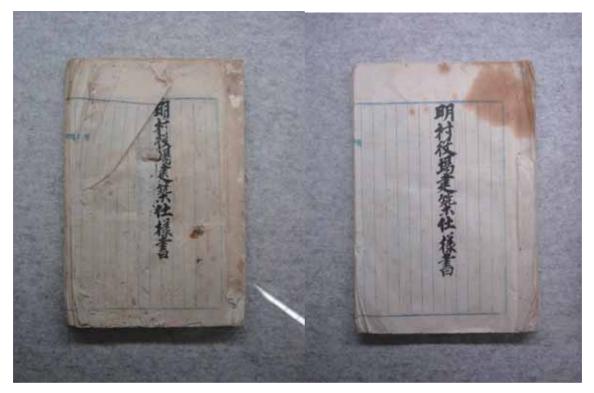
明村役場設計図⑤(隅小屋詳細図 1/20)



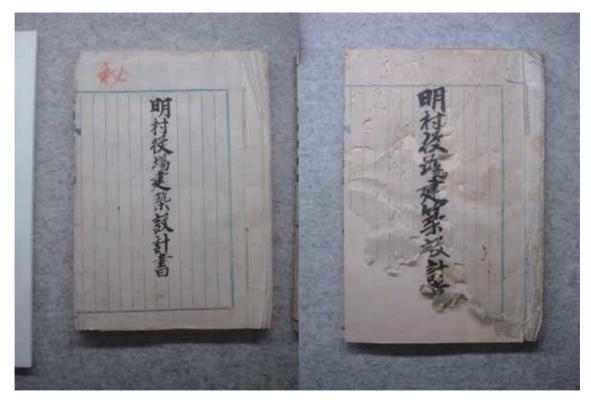
明村役場設計図⑥(各館詳細図 1/20)



明村役場設計図 (配置図・階上平面・小屋伏図・二階梁伏図 1/100)



明村役場建築仕様書(同じものが2部残る、内容は同じ)



明村役場建築設計書(ほぼ同じものが3部残る、右は単価の記入あり、左は合計の記入あり)



明村役場建築設計書(ほぼ同じものが3部残る、 単価・合計の記入なし)

## 4. 検討資料

# 4-1. 防災関連

表ー建築基準法第28条1,2項及び第35条に関する採光・換気・排煙検証表

階	部屋名	居室	必要问	面積	建具	道路	補正係数	有効幅	有効高	箇所	有効面積	判定			
1階	展示室		採光	1	WW2	有	<b>※</b> 1	1.7	0.5	7	6.0	-			
	(事務室)		必要量		WW3	有	<b>※</b> 1	1.7	1.43	7	17.0	1			
			1000		WD1	有	<b>※</b> 1	1.6	1.83	1	2.9	1			
			1/20	4.74	WD2	有	<b>※</b> 1	2	2.09	1	4.2	1			
			1.2.4.5		合計	1.00					24.1	OK			
			換気		WW2		0.5	1.7	0.5	7	3.0	1			
			必要量		WW3	11 2 2	0.5	1.7	1.43	7	8.5	1			
			121.1.1		WD1		0.5	1.6	1.83	1	1.5	1			
			1/20	4.74	WD2	1	0.5	2	2.09	1	2.1	1			
			in a		合計	1					15.0	OF			
			排煙		WW2		0.5	1.7	0.48	7	2.9	1			
			必要量		WW3		0.5	1.7	0	7	0.0	1			
					WD1	1	0.5	1.6	0	1	0.0	1			
			1/50	1.89	WD2	1.0	0.5	2	0	1	0.0	1			
	Constant and				合計						2.9	OH			
階	展示室	25.4	採光	1-11	WW4	有	<b>※</b> 1	1.7	1.45	1	2.5	1			
	(来賓室)		必要量		WW8	無	<b>※</b> 1	1.7	1.43	2	4.9	1			
	1		10.000		WW9	有	※1	1.7	0.29	1	0.5				
			1/20	1.27	WD3	1	※1	1.7	1.81	1	3.1	1			
					合計						10.5	OF			
			換気		WW4		0.5	1.7	1.45	1	1.2	1			
			必要量		WW8	1	0.5	1.7	1.43	2	2.4	1			
					WW9		0	1.7	0.29	1	0.0	1			
			1/20	1.27	WD3	1.	0.5	1.7	1.81	1	1.5	1			
			1000	1.1	合計	1					5.2	OF			
			排煙		WW4		0.5	1.7	0.18	1	0.2	1			
			必要量 1/50	※要量	WW8		0.5	1.7	0.12	2		1			
					WW9	-	0	1.7	0	Ĩ	0.0	1			
							0.5	1.7	o	1	0.0	1			
					合計						0.4	NG			
階	地区集会所 (休憩室)	所 33.0	<ul> <li>「探光 必要量 1 / 20 1.65</li> <li>換気 必要量</li> </ul>	事光	AW1	無	<u>*1</u>	1.6	1.44	2		1			
					AW2	無	×1	1.3	1.08	Ã		1			
- 1				1.65		ms			1.00	1	0.0				
				1.00	合計			-			10.2	OF			
- 1				_	AW1		0.5	1.6	1.44	2	And in case of the local division of the loc	1			
				AW2		0.5	1.3	1.08	4	2.8	1				
			1/20	1.65		1.1	0.0	1.5	1.00		0.0				
				1 20 1.65	合計	1	-				5.1	OF			
			排煙	-	AW1	-	0.5	1.6	0	2	54.5	1			
			必要量		AW2		0.5	1.3	0.6		1.6	1			
	1	1.5.5.1	1/50 0.66		0.0	1.0	0.0	4	0.0						
			1.1.1.1		12.00	0.00	合計						1.6	OF	
階	林区集会正	地区集合所 1	地区集会所	THE 1126	又集会示 1126	探班	-	WW1	有	<b>※</b> 1	0.9	1.58	10		V
	(議場)	1.1	3.6 採光 必要量		WW5	無	×1 ×1	1.7	1.29	1	2.2	1			
	1997-907		2.XI		WW6	無	×1 ※1	1.7	0.81	1	1.4	~			
	(S) (E)		1 /20	5.00	WW7	無	×1 ※1	1.7	1.45	3		1			
			1/20	20 5.68	合計	m	×1	1.7	1.40	3	23.8	-			
			換気	-	WW1		0.5	0.9	1.58	10					
					WW5		0.5	1.7	1.58	1	1.1	1			
			必要量		WW6	-	0.5	1.7	0.81	1	0.7				
			1 /00		WW7		0.5	1.7	the second se	3		1			
			1/20	5.68		-	0.5	1.7	1.45	3		1			
			10.12		合計	-		0.01	0.02		12.6	OF			
			排煙		WW1	10.1	1	0.9	0.27	10	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1			
			必要量		WW5		0.5	1.7	0	1	0.0	1			
					WW6	-	0.5	1.7	0	1	0.0	1			
			1/50	2.27	WW7		0.5	1.7	0	3		1			
	and the same state of the		in the second second		合計		Attendent to face	-	and the second second	and a second	2.4	Oł			

注: 〈:条件確保、OK:確認 (※1)A=( $d/h \times \alpha$ ) -  $\beta$  = ( $d/5.6 \times 10$ ) - 1  $\ge$  1 :  $d=2 \ge 9/5.6 \le 1.6$ m

図-建具記号①

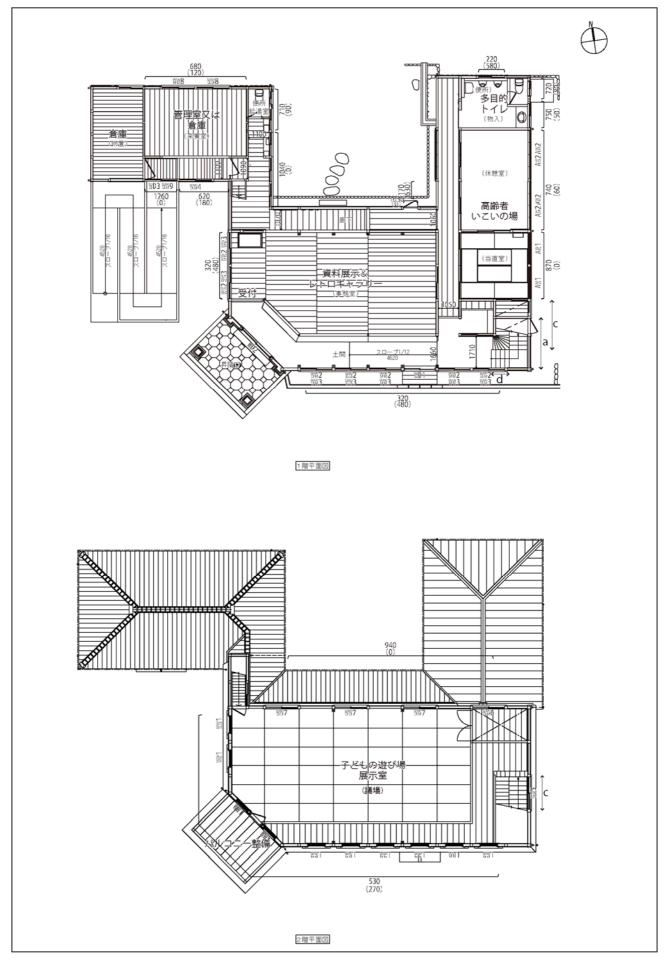




図-建具記号③

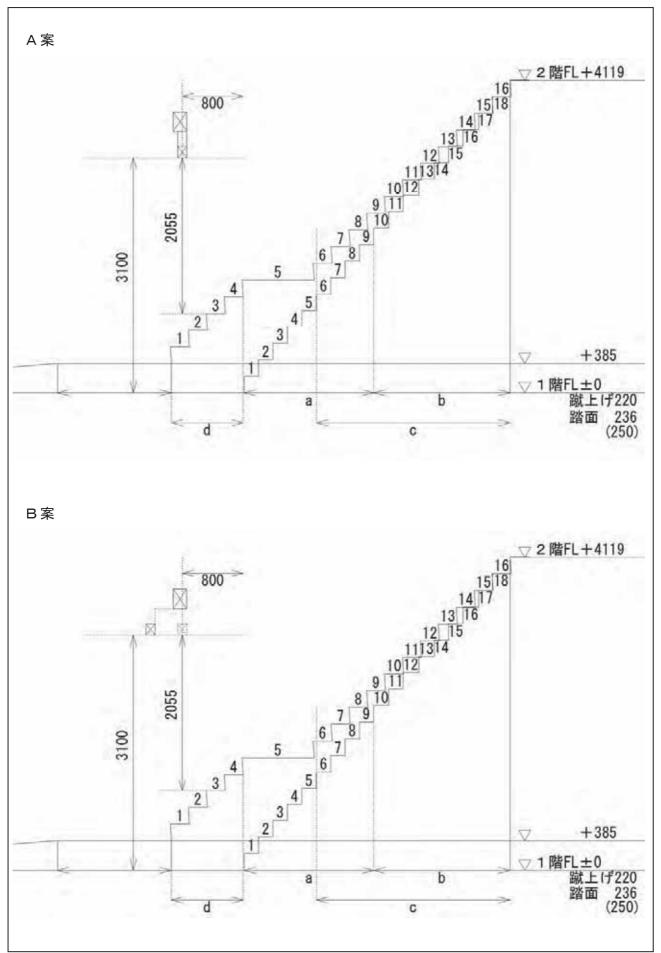


図-当該文化財建造物断面図

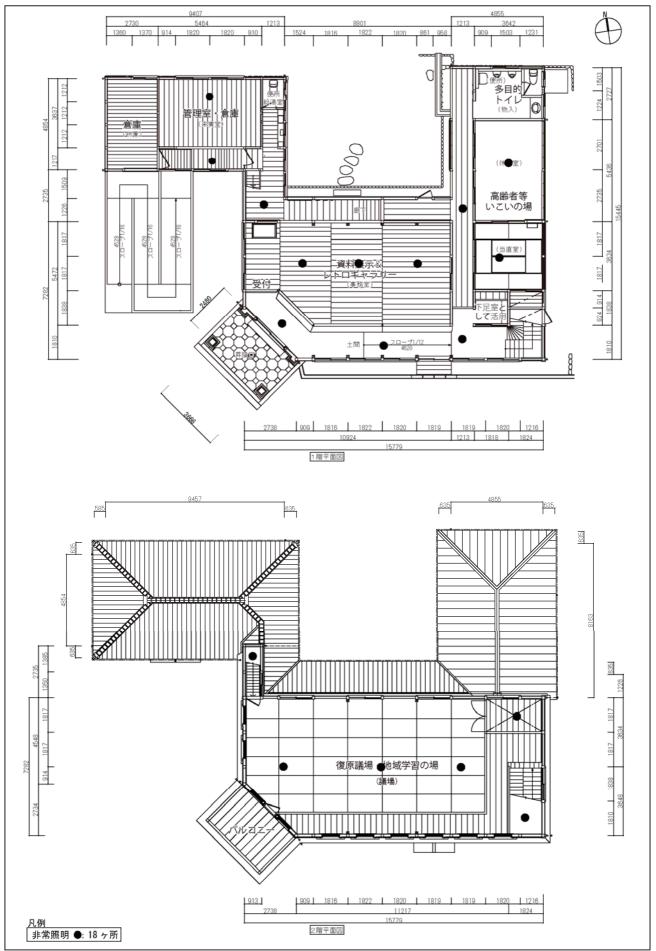


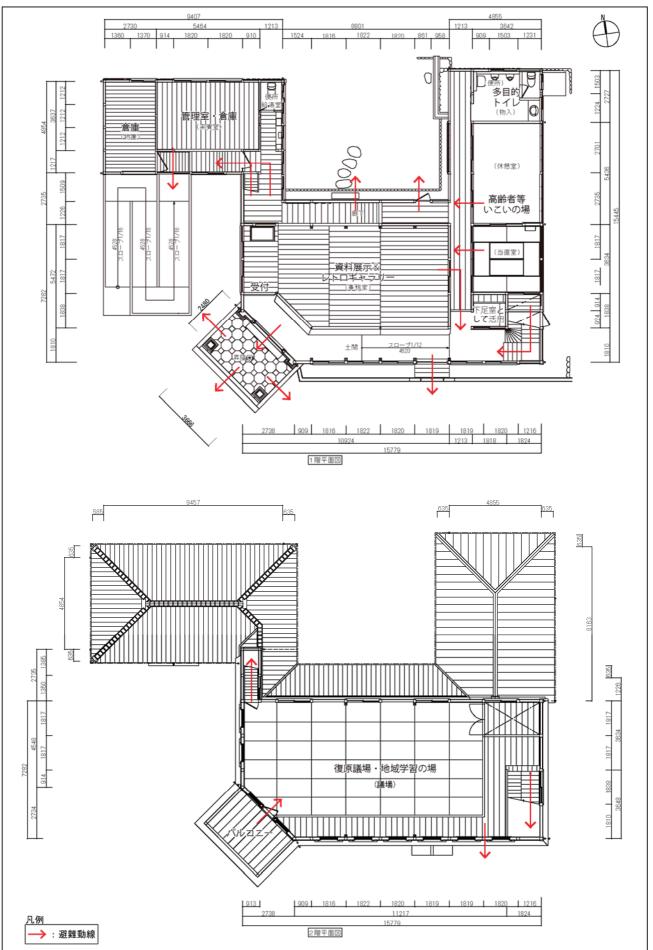
※1は、天井面から800mmの有効排煙寸法を示す。 建築基準法に基づくと、管理室(来賓室)以外は 自然排煙が可能である。このため、管理室につい ては、現在の開口部の上に基準を満たす開口部を 設置する。

#### 口参考(拡大図)



### 図-建築基準法に基づく設備(非常用照明)





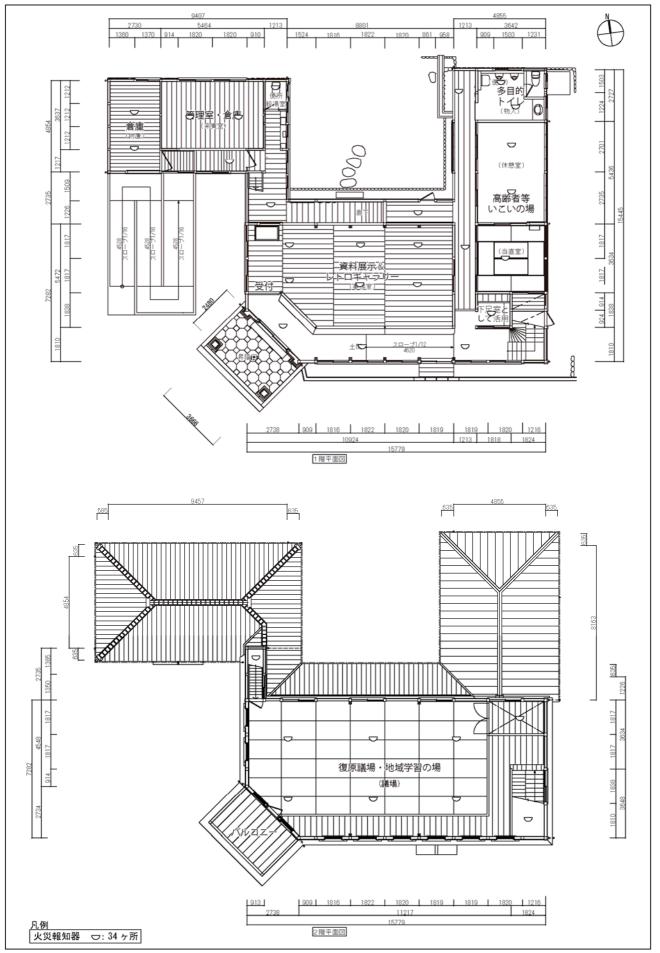
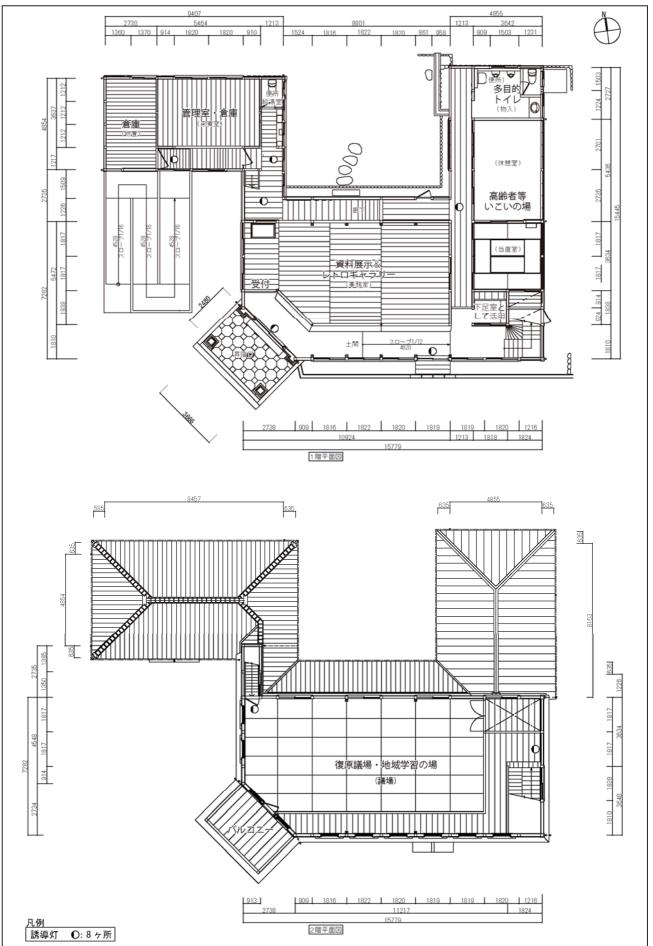
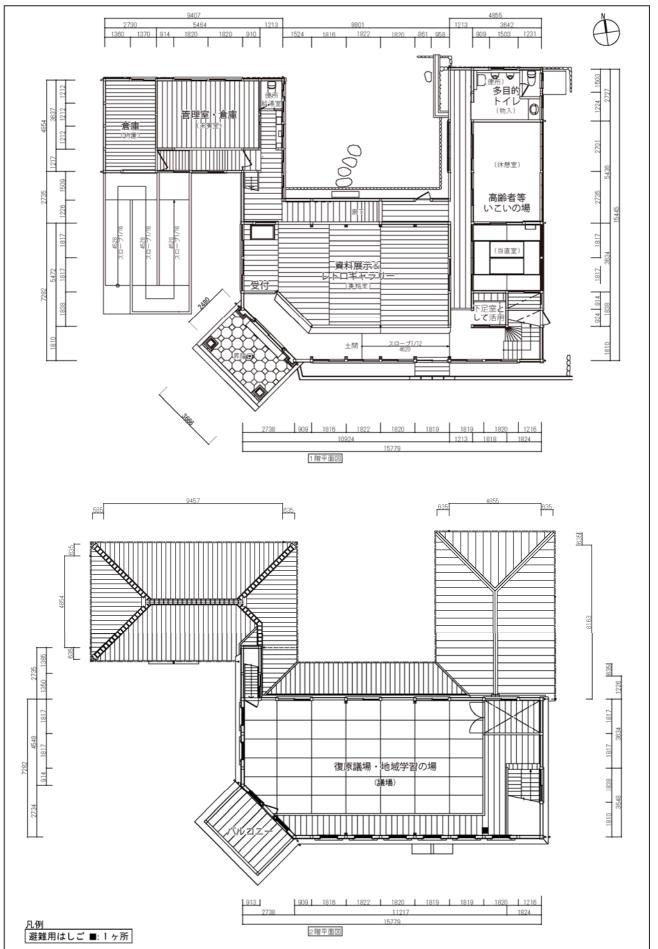


図-消防法に基づく設備(誘導灯)



図ー消防法に基づく設備(避難はしご)



## ()印は来賓室棟による評価、[]印は休憩室棟による評価を示す。 ※印はゾーニングによる値を優先するため採用しない。

階	方向	通 り	保有水平耐 力	構造特性 係数	形状特 性係数	負担地震力	必要保有	必要保有	上部構造評点
			Que(kN)	Ds	Fes	Qud(kN)	水平耐力	水平耐力	Que/Qun
			The stat				影増	Qun(kN)	
		y8	2.08	0.27	1.000	5.15	1.00	1.39	1.49
	x	y6	27.58			243.79		65.34	0.42
2		y2	22.44			223.20		59.82	0.37
		x8	19.67	0.24	1.000	233.54	1.00	55.35	0.35
	Y	x22	15.37			238.60		56.55	0.27
1	Х		9.89	0.26	1.000	7.04	1.00	1.80	×5.49
		y13	[7.53]	[0.24]		[7.08]		[1.70]	[4.42]
					-	30.09		7.68	×2.06
		y12	15.85			(67.06)		(17.11)	(0.92)
			5.15		-	77.79		19.84	×0.25
		y11'	[3.92]			[15.94]		[3.83]	[1.02]
			2.53			108.27		27.61	×0.09
		y10'	[4.71]			[24.64]		[5.92]	[0.79]
			5.05		-	97.49		24.86	×0.23
		у9	5.95			(78.70)		(20.07)	(0.29)
			12.74		-	74.29		18.95	0.67
		y8	(7.85)			(17.42)		(4.45)	(1.76)
			[2.74]			[15.78]		[3.79]	[0.72]
		у7	16.53			79.31		20.23	0.81
		y6	19.83			231.63		59.07	0.33
		y3'	16.40			295.24		75.29	0.21
		y2	17.59			133.95		34.16	0.51
		x1	10.85	0.26	1.000	33.52	1.00	8.85	1.22
	Y	x3	9.05			89.47		23.63	0.38
		x8	14.14			108.36		28.61	0.49
		x9	8.06			88.01		23.24	0.34
		x10	14.09			239.10		63.13	0.22
		x17	12.66			244.36		64.52	0.19
		x18	14.08			189.88		50.13	0.28
		x22	23.11			142.39		37.60	0.61

太宇は各階各方向の評点の最低値を示す。

鉛直構面の変形追従性の確認

()印は来賓室棟による評価、[]印は休憩室棟による評価を示す。 ※印はゾーニングによる値を優先するため採用しない。

階	方向	通り	<ul> <li>一つの構面が終局耐力に 達したときの鉛直構面の 変形量 &amp; (m)</li> </ul>	鉛直構面間 距離 Li(m)	水平構面 変形角 0	損傷限界変 形角最小 値	確認
2	X	у8 у6	0.002782	2.735	1/89	1/30	ок
				7.282	1/223	1/30	ок
	Y	y2	0.066417	15.779	1 (000	1 /00	01/
	Y Y	x8 x22	0.022144 0.044824	15.779	1/696	1/30	ок
1	x	x22 y13	0.044824	0.574	1/1679	1/30	ок
1	^		0.0001633	[1.212]	[1/64]	1/30	
		y12	(0.004112)	0.638	1/129	1/30	ок
		y11'	0.005465		(1/110)		
			[0.02800]	1.515	※1/24 [1/162]	1/30	XNC OK
		y10'	0.070095 [0.030171]	1.400		×1/20	
		у9	0.004571	1.483 [2.700]	※1/23 (1/35) [1/267]	<b>※</b> 1/30	<mark>ЖNС</mark> ОК
			(0.037424)	1.217	1/409 (1/35)	1/30	ок
		у8	0.001595 (0.002196) 0.040296]	1.509	1/3346	1/30	ОК
		у7	0.001144	1000	1 (000	1/30	014
		y6	0.002997	1.226	1/662	1/30	ОК
				4.572	1/857	1/30	ок
		y3'	0.008336	2.710	1/543	1/30	ОК
		y2	0.003341	2.710	17 040	1/00	
	Y	x1	0.001558	2.730	1/410	1/30	ок
	.	x3	0.008229	21,00		17 00	ÖN
				4.554	1/2335	1/30	ОК
		×8	0.006278	0.910	1/296	1/30	ок
		x9	0.009354		1,200	17 00	Unt
			0.040000	1.213	1/33	1/30	ОК
		x10	0.046893	8.801	1/1096	1/30	ок
		×17	0.038857			.,	
			0.016884	1.213	1/56	1/30	OK
		x18	0.016884	3.642	1/409	1/30	ок
		x22	0.007960			.,	

#### 4-2. 保護に係る手続き関連

#### (1) 現状を変更しようとする場合の手続き

① 予め文化庁長官に届出を要する行為

保存修理等にあたって登録有形文化財(建造物)の現状を「文化財としての価値が ある部分」の位置や形(形状・材質・色合いなど)を変える場合で、移築する場合や 変更する範囲が「通常望見できる範囲」の4分の1を超える場合には、現状変更しよ うとする日の30日前までに届け出が必要となる。(法第64条、規則第14条、第1 5条、第16条の規定による)

なお、届出を行った現状変更の内容で、仮に文化財としての価値を損なう可能性が あった場合、文化庁による指導、助言または勧告が行われる。

7. 保存修理等にとも	復原的行為とは、当該文化財建造物の建設当初の姿、あるいは改
なう復原的行為	変された後のある時期の姿に復原する行為である。
	既存及び新たに発見された資料により、現状が復原年代の姿と明
	らかに異なっていることが判明した場合は、保存修理若しくは活用の
	ための改修工事等に際し、復原的行為を行うことを検討する。
1. 保存管理、活用上	保存管理、活用上の行為には、主に利用者の利便性、安全性確
の行為	保のための内装の改修、設備改修、構造補強などがあげられる。当該
	文化財建造物は登録有形文化財(建造物)であるため、「通常望見で
	きる範囲」の4分の1を超える変更がなければ届出の必要はないが、現
	在残されている内部意匠等にも文化財としての価値を見出す意見も
	あるため、改修等にあたっては、復原的行為も含め十分に検討したう
	えで実施する必要がある。
<ol> <li></li></ol>	
7. 維持の措置(法第64	ア)登録有形文化財建造物の維持を目的とした行為で、登録当時の
条第1項ただし書、規	原状(登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当
則第17条第1項第1号	該現状変更後の原状)の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外
の規定による)維持の措	観の4分の1以下である場合(移築の場合を除く。)や内装のみについ
置としては、次のよう	て模様替えを行う場合。
な行為が想定される。	イ) 雨漏りや壁のひび割れといった毀損の発生や拡大を防止するため
	に工事等を実施する場合。
	<li>ウ) 文化財保護法以外の規定による現状の変更を内容とする命令に</li>
	基づく措置を執る場合。
	なお、維持の措置にかかる行為の場合、施工範囲が「通常望見で
	きる範囲」の4分の1を超えても、現状と同じ材料・工法を用いるものに
	ついては、届出の必要がないものとされている。
イ. 非常災害のための	非常災害に備えて事前に行う補強や改修行為、または非常災害後
必要な応急措置(法第64	に復旧工事として実施するもの全てが該当する。
条第1項ただし書、規	ただし、非常災害で甚大な範囲の破損等が発生した場合は毀損届
則第17条第1項第3号	を提出する必要がある。
の規定による)	

#### (2) 保存に影響を及ぼす行為に係る手続き

建造物の現状に直接変更を加えるもの以外で、その行為によって災害や毀損のおそれ が生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為にあたっ ては、必要に応じて三重県教育委員会及び文化庁と協議する。

#### (3) その他の手続き

管理に関する届出等

7. 管理責任者の選任	登録有形文化財の所有者は、文化財保護法及びこれに基づく文
(法第60条第2項、規	部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならないことと
則第5条の規定による)	されている。(法第60条第1項)
	しかし、特別の事情があるときは、登録有形文化財の所有者は適当
	な者を管理責任者に選任することができることとしており、管理責任者
	を選任したときは、登録有形文化財の所有者は、文部科学省令の定
	める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上二十
	日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
イ. 管理責任者の解任	特別の事情により選定した管理責任者を解任するときは、登録有形
(法第60条第4項及び	文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をも
第31条第3項、規則第	って、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け
6条の規定による)	出なければならない。
ゥ. 所有者の変更(法第	登録有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科
60条第4項並びに第32	学省令の定める事項を記載した書面をもって、かつ、旧所有者に対し
条第1項、規則第7条	交付された登録証を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なけ
の規定による)	ればならない。
I. 管理責任者の変更	登録有形文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部
(法第 60 条第 4 項並び	科学省令の定める事項を記載した書面をもって、新管理責任者と連
に第32条第2項、規則	署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場
第8条の規定による)	合には、管理責任者を選定した時に行う届出を別途提出する必要は
	tav.
オ. 所有者または管理	登録有形文化財の所有者または管理責任者は、その氏名若しくは
責任者の氏名若しくは	名称または住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記
名称または住所変更(法	載した書面をもって、二十日以内に文化庁長官に届け出なければな
第60条第4項並びに	らない。氏名若しくは名称または住所の変更が登録有形文化財の所
第32条第3項、規則	有者に係るときは、届出の際登録証を添えなければならない。
第9条の規定による)	
カ. 所在場所の変更(移	ア) 届出が必要な場合(法第62条、規則第11条、第12条の規定によ
築)	ろ)
	a 予め届出が必要な場合
	登録有形文化財の所在の場所を変更しようとする日の二十日前
	までに、登録証を添えて文化庁長官に届け出なければならない。
	b 所在場所変更後に届出可能な場合
	火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合、その他

	所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場
	合。
	この場合の届出は、規則第11条第1号から第7号までに掲げる
	事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参
	考となるべき事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更した
	のち二十日以内に行わなければならない。
	イ) 届出を要しない場合(法第62条ただし書、規則第12条の規定に
	よる)
	a 法第64条第1項の規定による現状変更の届出を行ったうえで、
	現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。
	b 法第62条の規定による所在場所変更の届出をして、所在の場
	所を変更した後、届出の書面に記載した移動場所へ移動するため
	に所在の場所を変更しようとするとき。
キ. 文化庁へ管理に関	所有者の求めに応じて実施される。
し技術的指導を求める	なお、技術的な指導を受ける内容については、必要に応じて三重
場合(法第66条、規則	県教育委員会及び文化庁と協議する。
第21条の規定による)	

### ② 修理に関する届出等

7. 修理に関し技術的	所有者の求めに応じて実施される。
指導を求める場合(法第	なお、技術的な指導を受ける内容については、必要に応じて三重
66条、規則第21条	県教育委員会及び文化庁と協議する。
の規定による)の設置	
1. 現状変更を伴う場合	(2)-①、②参照。

#### ③ 滅失・毀損の届出等

(法第61条、規則第10条の規定による)

登録有形文化財建造物が、何らかの原因で破損・損傷してしまった場合は、所有者は、毀損の事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届出なければならない。

ただし、所有者の裁量で修理が可能な範囲で破損等の範囲が甚大なもの以外については、 適宜判断する。

#### ④ 計画の改訂手続きについて

7.	改訂手続きの原則	津市教育委員会は、今後の調査研究等の進展や社会情勢の変化
		(支所業務の今後の動向等)を踏まえ、必要に応じてこの計画の見直
		しを行う。
		また、防災に係る部分については、機能や用途、管理体制の変更
		に応じて再検討し、見直すものとする。見直しに当たっては、文化庁並
		びに三重県教育委員会、その他関係機関と事前に協議を行うものと
		する。見直された計画は、三重県教育委員会を経由し、文化庁へ提
		出する。

/ やきみぎの間従の	1. 西の日本1. 広光なり、1. 西の前相条件に及ざ相大的な日本1. た
イ. 検討会議の開催の	計画の見直しに当たり、計画の前提条件に及ぶ根本的な見直しを
設置	必要とする場合、津市教育委員会はその内容を検討するため学識経
	験者等から構成される検討会議を開催するものとする。
	ただし、実務的(建造物の部分及び部位の保護基準等の変更な
	ど)な見直しの場合はその限りでない。